

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		研究科の専攻の設置							
フリガナ 設置者		ガッコウホクシン モリノミヤヨウガクエン 学校法人 森ノ宮医療学園							
フリガナ 大学の名称		モリノミヤヨウガクダいがくがくイン 森ノ宮医療大学大学院 (Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences)							
大学本部の位置		大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号							
大学の目的		森ノ宮医療大学大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		学士課程で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識とevidenceに基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	[基礎となる学部]
	保健医療学研究科 【Graduate School of Health Sciences】	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号	保健医療学部 看護学科
	看護学専攻 【Master Course of Nursing】	2	6	—	12	修士(看護学) 【Master of Nursing】	令和2年4月 第1年次		
計			6	—	12				
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		保健医療学部 診療放射線学科 (80) (平成31年4月 届出)							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
		22 科目	3 科目	0 科目	25 科目	30 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）	10 (10)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	16 (16)
		計	10 (10)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	— (—)
		保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）	35 (35)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	— (—)
	既設分	保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）	15 (15)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	— (—)
		計	38 (38)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	51 (51)	0 (0)	— (—)
		合 計	45 (45)	13 (13)	5 (5)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	— (—)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計				
	事 務 職 員		48 (48)		9 (9)		57 (57)				
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)		10 (10)		11 (11)				
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
	計		49 (49)		19 (19)		68 (68)				
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		特例措置の認定により運動場機能の代替措置を講じる。 特区No. 828（大阪市）		
	校 舎 敷 地		32,171.51 m ²	0 m ²	0 m ²		32,171.51 m ²				
	運 動 場 用 地		0 m ²	0 m ²	0 m ²		0 m ²				
	小 計		32,171.51 m ²	0 m ²	0 m ²		32,171.51 m ²				
	そ の 他		765.14 m ²	0 m ²	0 m ²		765.14 m ²				
	合 計		32,936.65 m ²	0 m ²	0 m ²		32,936.65 m ²				
校 舎			専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計				
			27,108.06 m ² (27,108.06 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)		27,108.06 m ² (27,108.06 m ²)				
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体		
	50 室		18 室	46 室	1 室 (補助職員0人)		0 室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数			個人研究室8室 共同研究室5室（1室あたりの人数2名が2室、1名が3室）		
			保健医療学研究科看護学専攻			13 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
	大学院保健医療学研究科看護学専攻		29,800 [1,720] (29,200 [1,700])	440 [62] (435 [60])	19 [10] (18 [10])	892 (877)	1,695 (1,695)	275 (275)			
	計		29,800 [1,720] (29,200 [1,700])	440 [62] (435 [60])	19 [10] (18 [10])	892 (877)	1,695 (1,695)	275 (275)			
図 書 館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			大学全体	
			1027.17 m ²		274		80,000				
体 育 館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
			1284.1 m ²		多目的スポーツ施設 1		該当なし				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コストを含む）を含む。	
		教員1人当り研究費等		280千円	280千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
		共 同 研 究 費 等		9,000千円	9,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
		図 書 購 入 費	14,000千円	14,000千円	14,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
		設 備 購 入 費	106,000千円	36,000千円	36,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
		1,100 千円	800 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等							

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	森ノ宮医療大学								※平成30年度入学定員増（10人） ※平成30年度入学定員増（10人）
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学員定	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
	保健医療学部	年	人	年次人	人		1.13			
	鍼灸学科	4	60	—	240	学士(鍼灸学)	1.12	平成19年度		
	理学療法学科	4	70	—	260	学士(理学療法学科)	1.08	平成19年度		
	看護学科	4	90	—	340	学士(看護学)	1.06	平成23年度		
	臨床検査学科	4	60	—	240	学士(臨床検査学)	1.20	平成28年度		
	作業療法学科	4	40	—	160	学士(作業療法学科)	1.26	平成28年度		
	臨床工学科	4	60	—	120	学士(臨床工学)	1.17	平成30年度		
	保健医療学研究科									
附属施設の概要	保健医療学専攻	2	6	—	12	修士(保健医療学)	1.33	平成23年度		
	医療科学専攻	3	2	—	6	博士(医療科学)	1.25	平成30年度		
附属施設の概要		名 称：森ノ宮医療大学附属施術所 目 的：鍼灸学科の学内臨床実習のため 所 在 地：大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号(森ノ宮医療大学内) 設置年月日：平成19年4月 規 模 等：床面積180㎡								

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(保健医療学研究科看護学専攻)																	
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手			
共通 科目	看護倫理特論		1前	1			○								兼1	オムニバス・ 共同(一部)	
	チーム医療特論		1前	1			○			2					兼5		
	保健医療研究方法論		1前	2			○								兼6		
	保健医療教育特論		1前		2		○			1					兼3	オムニバス	
	QOL評価法特論		1後		2		○			1							
	代替・統合医療特論		1前		2		○			1					兼1	オムニバス	
	英語文献講読		1後		2		○			1					兼3	オムニバス	
	東洋医学史特論		1前		2		○								兼1		
小計(8科目)		—	4	10	0	—			6	0	0	0	0	兼15	—		
専門 科目	基盤 看護学 領域	看護研究特論	1前		2		○			2		1				兼1	オムニバス
		看護教育学特論	1前		2		○			1							
		看護理論特論	1前		2		○			1							
		ヒューマンケア理論特論	1後		2		○										
		フィジカルアセスメント	1後		2		○			1							
		看護管理特論	1後		2		○				1						
		看護技術特論	1前		2		○			1							
		小計(7科目)		—	0	14	0	—			4	1	1	0	0	兼1	—
	実践 看護学 領域	成人看護支援特論	1前		2		○			2							オムニバス
		療養支援看護学特論Ⅰ(在宅・老年)	1前		2		○			1	1	1					オムニバス
		療養支援看護学特論Ⅱ(精神)	1前		2		○					1					
		看護ケア特論	1前		2		○			2							オムニバス
		育成看護学特論	1前		2		○			2		1					オムニバス
		家族看護学特論	1前		2		○			2							オムニバス
		公衆衛生看護学特論	1後		2		○			1							
		小計(7科目)		—	0	14	0	—			7	1	3	0	0	0	—
特別 演習科目	専門演習	1後	2				○		10	2	3					共同(一部)	
	特別研究Ⅰ	1通	4				○		10	2	3						
	特別研究Ⅱ	2通	4				○		10	2	3						
	小計(3科目)		—	10	0	0	—			10	2	3	0	0	0	—	
合計(25科目)			—	14	38	0	—			10	2	3	0	0	兼16	—	
学位又は称号		修士(看護学)			学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係)								
卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法									授業期間等								
2年以上在学し、「共通科目」は必修科目4単位と選択科目4単位を含む8単位以上、「専門科目」は、基盤看護学領域と実践看護学領域の2つの領域のうち1つの領域を主たる領域として選択8単位と他の領域から選択4単位の12単位以上、「特別研究と演習科目」は専門演習と特別研究Ⅰ・Ⅱの必修10単位として、合計30単位を取得し、研究指導を受けて論文審査と最終試験に合格することが必要である。									1学年の学期区分				2学期				
									1学期の授業期間				15週				
									1時限の授業時間				90分				

授 業 科 目 の 概 要 (保健医療学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通 科目	看護倫理特論	看護の実践には知識と技術が不可欠であるが、加えて倫理観がなければ専門職としての看護行為とは認められない。ここではまず倫理とは、看護倫理とは、を問うことから始める。現在は少子・高齢社会、生活者の価値観の多様化も進み、医療は高度化・細分化してきた。倫理はこのような社会の伸展と深くかかわる。本科目では、人間が尊重され、その人らしく生きることを支援する看護として、現実の倫理的問題や看護者の葛藤について検討しながら、看護倫理の本質を学修させる。	
	チーム医療特論	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、鍼灸師の視点から、チーム医療の観点で抽出された課題を検討する。合同討議をととしてチーム医療の実践での活用につなげる。社会の多様なニーズに対応するため、地域医療や在宅等様々な場面における医療チームにおいて具体的にどのようなコミュニケーション・協働・評価・フィードバック等を行うべきか提案できる能力、および科学的・論理的思考をもって、看護専門職としての指導的役割が担える能力を学修させる。本科目の単位認定者は前川佳敬である。 (オムニバス方式／全8回) (7 前川 佳敬／1回) チーム医療の総論、チーム医療における医師の役割について教授し、病院から地域・在宅医療への移行、地域・在宅医療における多職種が連携するチーム医療の現状と課題について言及する。 (5 伊津美 孝子／1回) チーム医療における看護職の役割と、看護職に必要なマネジメントの視点について教授する。 (23 横井 賀津志／1回) チーム医療における作業療法士の役割について教授し、チーム医療の現状と課題について言及する。 (24 小宮山 恭弘／1回) チーム医療における臨床検査技師の役割について教授し、チーム医療の現状と課題について言及する。 (26 増山 祥子／1回) チーム医療における鍼灸師の役割について教授し、チーム医療の現状と課題について言及する。 (27 中根 征也／1回) チーム医療における理学療法士の役割について教授し、チーム医療の現状と課題について言及する。 (28 藤江 建朗／1回) チーム医療における臨床工学技士の役割について教授し、チーム医療の現状と課題について言及する。 (5 伊津美 孝子・7 前川 佳敬・23 横井 賀津志・24 小宮山 恭弘・26 増山 祥子・27 中根 征也・28 藤江 建朗／1回) (共同) 医療職の立場から合同討議をしてチーム医療の重要性を理解させる。病院・地域・在宅など様々な場面を想定しながら多職種が連携するチーム医療の実践について考察させ、具体的な課題解決法や行動指針について提案させる。	オムニバス方式・共同（一部）

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通 科目	保健医療研究方法論	保健医療学研究の基本的流れ、及び各領域における主な研究方法論と具体的手法について学ぶ。複数教員によるオムニバス方式の授業形態とし、研究計画、文献検索、倫理委員会書類作成、データ分析、論文執筆、学会発表など一連の流れを解説するとともに、各分野特有の研究・実験の手法を紹介する。また、研究者の倫理、不正行為、論文の質などについても理解させる。本科目の単位認定者は山下仁である。 (オムニバス方式／全15回) (16 山下 仁／9回) 研究デザイン、プロトコル、文献収集、図書館利用、EBM、臨床研究方法、システムティック・レビューとメタアナリシス、人を対象とした研究における倫理、及び成果の発表について、現況、方法論、及び具体的手法を概説する。 (17 青木 元邦／1回) トランスレーショナル・リサーチについて、現況、方法論、及び具体的手法を概説する。 (18 井手口 範男／1回) 生物統計学について、現況、方法論、及び具体的手法を概説する。 (19 森谷 正之／2回) 基礎研究、動物実験、及び動物を対象とした研究における倫理について、現況、方法論、及び具体的手法を概説する。 (25 前田 薫／1回) データの取扱い・解析・提示法について、現況、方法論、及び具体的手法を概説する。 (26 増山 祥子／1回) ランダム化比較試験について、現況、方法論、及び具体的手法を概説する。	オムニバス方式
	保健医療教育特論	保健医療の領域で「教育」を考える場合、2つの視点がある。保健医療従事者としてクライアント（患者・家族・集団・地域住民等）に対する教育機能と、専門職としての保健医療従事者を育成する教育（基礎教育・卒後教育）である。前者は、主として健康上の課題達成のための行動変容を目指したかわりを指す。後者は、各専門職教育の歴史・目的・目標・方法等がテーマとなる。いずれの場合も、教育の本質は変わらない。ここでは本質を共有しつつ、各専門職を切り口にして、現状分析を試み、教育の機能を展望する。複数教員によるオムニバス形式の授業形態をとり、受講生は他職種役割について認識を深めながら各自の立場における課題を考察させる。本科目の単位認定者は老田準司である。 (オムニバス方式／全15回) (20 老田 準司／4回) 教育の原理、教育を取り巻く環境、及び教育史について概説する。 (1 村上 生美／7回) 看護学領域における教育機能及び専門職教育について概説する。 (21 鍋田 智之／2回) 鍼灸領域における教育機能及び専門職教育について概説する。 (27 中根 征也／2回) 理学療法領域における教育機能及び専門職教育について概説する。	オムニバス方式

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通 科目	QOL評価法特論	QOL (Quality of life) は「生活の質」などと訳され、さまざまな意味合いを包含する概念があるが、概ね人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができることを意味する。このQOLが医療分野において重視されるようになった背景には、急速に進む高齢化、がんや慢性疾患の増加、患者の自己決定権の尊重などがあり、患者の視点に立ったQOL評価の必要性が高まってきたことがあげられる。そこで本講では、QOLの評価方法やさまざまな疾患・障害等を持つ患者のQOLについて教授し、実践、研究への活用について探求することを目的とする。	
	代替・統合医療特論	統合医療という言葉が知られるようになったが、その定義、概念、臨床応用、および学問体系は統一されていない。統合医療を理解し発展させるために、現代医療と補完代替医療・東洋伝統医療それぞれの長所と短所を理解した上で、科学的エビデンスと患者の価値観の両者を重視することの重要性を解説する。また、統合医療の重要な構成要素である補完代替医療の各種治療法について概説し、それぞれの有効性と安全性について批判的吟味を行う。最後に、個々の学生のもつ医療資格において、統合医療にどのような形で関与できるかを考える。本科目の単位認定者は山下仁である。 (オムニバス方式／全15回) (16 山下 仁／13回) 補完代替医療・統合医療に関する定義と概念、現状と背景、EBMの観点、プラセボ効果、スピリチュアルの側面、東洋伝統医療、ハーブ・サプリメント、ビジネスと利益相反、各種補完代替医療の批判的吟味について概説する。 (3 森 美侑紀／2回) アロマセラピーの概念、歴史、具体的手法について概説する。	オムニバス方式
	英語文献講読	保健医療研究を遂行するにあたって必要な典型的な英語文献を読み、各専門領域の論文に頻出する英語の専門用語や構文について理解・習得し、英語文献の参照と解釈におけるより高度で専門的な語彙力と解釈能力を養う。本科目の単位認定者は藤重仁子である。 (オムニバス方式／全15回) (22 藤重 仁子／5回) 保健医療に関する英語論文一般において頻出する基本的な専門用語、独特な表現、及び構文について、具体例を挙げながら解説する。 (4 久木元 由紀子／3回) 看護領域の英語文献について、専門用語と典型的表現について調べて実際に読ませ、その文法的構造と意味及びコンテキストについて理解させる。 (16 山下 仁／5回) 臨床試験領域の英語文献について、専門用語と典型的表現について調べて実際に読ませ、その文法的構造と意味及びコンテキストについて理解させる。 (25 前田 薫／2回) リハビリテーション領域の英語文献について、専門用語と典型的表現について調べて実際に読ませ、その文法的構造と意味及びコンテキストについて理解させる。	オムニバス方式
	東洋医学史特論	中国医学は鍼灸治療と薬物学である本草学の二つから成り立つが、本講義ではこの両者についての基礎的な知識を涵養するために、鍼灸書の古典と本草書の古典の概要を解説するとともに、それらが日本古代の医薬治療にも深く影響を与えていることをも解説する。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	基盤看護学領域	看護研究特論	看護職は専門職として「看護研究」に様々なかたちでかかわる。すなわち、Evidenceや新たな知を求める、あるいは研究成果を実際の問題解決のために活用するというものである。近年では博士課程が増加し、看護学研究者の誕生も多いが、看護職150万を擁する専門職には、さらなる研究力が期待されている。本科目では、看護学領域の研究における一般論から実際の研究展開について、看護学領域で頻度の高い実験研究、準実験研究、調査研究、尺度開発、質的研究までを教授する。本科目の単位認定者は伊津美孝子である。 (オムニバス方式／全15回) (5 伊津美 孝子／7回) 看護研究の総論として、看護研究とは何か、目的、リサーチ・クエスチョン、文献レビュー、研究の設計、看護研究と倫理的配慮等について理解することを目的とする。各論では、主に実験研究と準実験研究について、論文のクリティークを通して理解を深められるように教授する。 (6 中西 伸子／4回) 看護研究の総論として、研究の理論的枠組み、研究方法(研究デザイン、データ収集、分析方法(統計学的手法))について理解することを目的とする。各論では、主に量的研究や尺度開発について論文(国内外の調査・研究)のクリティークを通して理解を深められるように教授する。 (11 蓮池 光人／4回) 看護研究の総論として、リサーチ・クエスチョン、研究計画立案について理解することを目的とする。各論では、代表的な質的研究について、論文のクリティークを通して理解を深められるように教授する。	オムニバス方式
		看護教育学特論	本科目では教育とは何かという本質的な課題をベースに、「看護教育学」について重要な側面を考察させる。まず、日本の近代看護教育がどのように始まり、経過し、今日に至っているか、その変遷と改革に費やされたエネルギーやアウトカムを認識することから始める。学問としての看護教育を問い、その対象(範囲)、研究手法、構成要素の構造的理解等について文献で学修させ、看護教育学の全体像を捉えさせる。又、教育課程、教育方法、教育評価の考究は不可欠であるため、実践的観点から教授する。	
		看護理論特論	看護は人間にとって必要不可欠な営みであり、われわれは多くの経験値を持つ。科学技術の発展が目覚ましく高齢化成熟社会に至った今日、看護ニーズはますます多様化してきた。看護は学問として認められて久しいが、学問的基盤を充実させることはさらに必要である。看護理論を学ぶということは、専門領域としての看護の基盤に不可欠であり、さらに看護実践にとっても欠かすことができない。本科目では、歴史的背景や変遷が看護にどのように影響を及ぼしたかなどについて探求するとともに、看護理論家の諸理論の源泉を明らかにし、看護理論の理解を深めることを目的とする。また批判的検討を通じて、将来の臨床看護の実践、研究の基礎となる看護の理論的基盤を模索させる。	
		ヒューマンケア理論特論	学部教育では、地域社会で生活する人間を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏づけられたヒューマンケアリングを創造的に実践するための基礎力を養うことを教育目的にあげている。本科目では、あらゆる領域における看護実践の基盤となるヒューマンケアを多様な側面すなわち、人間(患者)の特性、二者間(クライアント・看護職)の形成過程、ケアの特性、ヒューマンケアの効果等から掘り下げて考察させる。また、古来から看護は行われているが、ケアがどのように変遷してきたか、その背景も探求することを目的とする。	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	基盤看護学領域	対象患者の状態を判断あるいは把握し、必要とされる看護ケアへつなげるために、フィジカルアセスメントは非常に重要である。本科目では、フィジカルアセスメントの具体的な方法・技術、基礎となる人体の構造と機能に関する知識、臨床でよく見られる症状、徴候・異常所見、病態生理などを教授する。また、文献的考察などを加えることにより、疾病構造の変化や急激な少子・超高齢化など諸問題に対する問題解決能力を養う。	
		超高齢化、重症化、医療の高度化、在宅への移行の時代に、看護管理に必要な基礎理論に基づき、対象者・看護者双方にとって、効果的な看護を提供する仕組みについて考察させる。看護における組織、人材資源活用、マネジメント、制度・政策について、既存の研究の系譜をたどり、理論の変遷と看護の現状について理解させる。また、個人のキャリア発達について、研究の動向と現代社会に即した課題について理解させる。	
		本科目では看護技術をあらゆる看護実践に不可欠な行為として位置づけ、多方面から洞察する。すなわち、看護技術の目的、対象、技術の内容、その特性、対象との関係形成等の側面である。また、Evidence based nursing の重要性は看護職一般に認識されているが evidence が十分でない技術は少なくない。そこで evidence を明確化することの意味内容を問い、専門職としての技術を考察し新たな技術の創生について考えさせる。一方、看護技術に対する考え方は時代とともに変遷してきたため、それらのプロセスを文獻的に理解し、最終的には自己の「看護技術」観をまとめることができるように教授する。	
	実践看護学領域	急激な健康状態の変化や侵襲的治療によって身体・心理・社会的危機状況にある患者、疾病や障がいを持ちながら生活している患者に対する看護ケアを、科学的、専門的視点から探究することを目的とする。成人期にある対象の特徴と疾病罹患をふまえて、看護に必要な諸理論、援助方法等について教授し、看護実践において的確な判断力と実践力を養うための知識と技術、看護ケアのエビデンス等について追究させることを目的とする。さらに病院から地域・在宅への移行に向けての支援と課題について言及する。本科目の単位認定者は吉村弥須子である。 (オムニバス方式／全15回) (2 吉村 弥須子／8回) ライフサイクルにおける成人期の発達課題と健康問題の特徴をふまえた看護実践方法について探究する。がん、生活習慣病、ストレスなど、成人期の人が抱えるさまざまな健康問題や健康状態の急激な変化や侵襲的治療を受ける対象に対し、エビデンスに基づく看護 (EBN: Evidence Based Nursing) 実践のために必要な諸理論、援助方法等について探究することを目的とする。 (4 久木元 由紀子／7回) 急激な健康状態の変化や侵襲的治療によって身体・心理・社会的危機状況にある患者に対する看護実践能力を高めるために、クリティカルシンキング、コミュニケーション、看護ケア力、多職種連携、倫理の視点から探究することを目的とする。	オムニバス方式

科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	実践看護学領域	療養支援看護学特論Ⅰ (在宅・老年)	在宅ケアに関わる諸制度、関係多職種との連携など、在宅ケアシステム全体を視野におき、健康障害を持ちながら、地域で生活する人々とその家族の支援について、看護に必要な諸理論、援助方法について教授する。また、現在の在宅看護の背景を概観し、看護を含む在宅ケアについての現代社会における問題・課題を明らかにし、近未来社会に求められている看護を展開するために必要な方策を探究する。更なる高齢化社会の進展を見据え、高齢期の発達課題、加齢による身体的・心理的・社会的側面の変化を理解するための理論を修得させ、保健医療福祉制度、高齢者の日常生活への影響、家族看護や倫理的課題などについて理解を深めさせる。また、高齢者を取り囲む社会の仕組みの変遷から高齢者の生きがい感、死生観や死を取り巻く制度を概観し、今後の課題や求められる老年看護の専門性を探究する。本科目の単位認定者は清水容子である。 (オムニバス方式／全15回) (8 清水 容子／5回) 療養生活の支援にかかわる諸制度、関係職種との連携等について、療養者の自宅のみならず、高齢者の生活の場としての施設も含む将来的在り方について考察させる。また、療養者やその家族を支援するために必要な諸理論についても教授する。 (13 鍛冶 葉子／4回) 特に、独居で在宅看護を受けている高齢療養者や、難病患者について、地域社会とのつながりや、セルフケアを遂行するための関わり、療養者が抱える不安についての課題と解決策を考察させる。 (14 外村 昌子／6回) 高齢期の発達課題、加齢による身体的・心理的・社会的側面の変化を理解し、高齢者の日常生活への影響、家族看護や倫理的課題などについて検討することで、現代社会における高齢者の全体像を把握することを目的とする。また、高齢者とその家族の生活を支援するための理論や概念を修得させ、今後の課題や求められる老年看護の専門性を探究することを目的とする。	オムニバス方式
		療養支援看護学特論Ⅱ (精神)	精神看護学では、あらゆる発達段階のメンタルヘルスが課題となるが、本科目では青年期あるいは成人期・向老期の精神疾患患者やその家族に焦点を当てる。精神看護学では対象理解の視点がとりわけ重要であり、対象の立場に立ちながら患者や家族の生活過程を深く検討し全体像を捉えさせる。加えて、看護者が自己をどのようにとらえているか、また、患者と看護師の相互理解が有効に機能することによって患者がもてる力を発揮し自らリカバリーしていくことを認識しながら、そのために必要な看護理論と実践方法について教授する。さらに、精神障がい者を取り巻く社会・文化的環境の調整等についても文献等で理解させる。	
		看護ケア特論	看護ケアの原点とも言える「触れるケア」に着目し、「触れる」から波及する身体や心の現象を科学的に捉え理解させることを目的とする。「触れる」という行為は、看護における多くの援助場面で用いられているが、十分なevidenceの証明はなされていない。本科目では、触覚メカニズムに基づく皮膚や脳などの生理的現象について教授する。また、ケアリングやコンフォート理論などの看護理論を用い、看護ケアとしての「触れるケア」を科学的に検証し、理論に基づいた的確な判断力と実践力を身に着けさせる。それらを元に、対象となる疾患や症状、性質、触れる部位、手技の圧や速度、香りの有無など様々な視点から「触れるケア」を考察させる。本科目の単位認定者は久木元由紀子である。 (オムニバス方式／全15回) (4 久木元 由紀子／9回) 看護ケアとして「触れる」という現象をケアリング、コンフォート理論を用い理解させると共に、「触れるケア」のエビデンスを紹介し、実践に繋げることを目的とする。また、その実践例として、オンコロジータッチケアを紹介する。	オムニバス方式

科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	実践看護学領域	看護ケア特論	(3 森 美侑紀／6回) 「触れる」という行為に基づく生理的現象を科学的に理解させることを目的とする。さらに「触れる」という物理的刺激に「アロマセラピー」という化学的刺激を加えることによりおこりうる心と身体の変化について教授する。	オムニバス方式
		育成看護学特論	健康な女性の性周期に伴う内分泌、身体、心理的变化と影響及び、周産期における身体的・心理社会的変化と適応について教授する。周産期における妊産婦および新生児の基礎的知識を修得させるため、母子と家族の支援について教授する。疾病や障がいの有無にかかわらず、次世代の健全育成に向けた健康の維持、増進を目的に、子どもの成長・発達について教授する。発達各期における成長・発達のプロセスとその特徴を、現代の子どもを取り巻く医療体制、社会環境において捉えるとともに、病院以外の家庭や地域における疾病や障害をもつ子どもに対する支援の方略について、子どもの権利擁護と倫理的課題という視点から考察させる。本科目の単位認定者は中西伸子である。 (オムニバス方式／全15回) (6 中西 伸子／7回) 女性の健康の概念と歴史を理解させ、女性のライフサイクル各期の健康課題を研究の動向から明確にし、健康支援について考察させる。 (9 橋本 富子／5回) ウイメンズヘルスと次世代育成を統合的にとらえ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、思春期への予防的教育、不妊症看護、セクシャルマイノリティ支援など、セクシャリティに関わる健康課題と支援を最新の研究動向から科学的・専門的に探求する。 (15 青山 桂子／3回) 周産期にある母児の健康問題をアセスメントし、看護実践能力の基盤となる専門知識を修得させる。妊娠期・分娩期・産褥期において正常な経過をたどる対象にはセルフケアの支援を行い、更に異常が発生した場合には緊急対応や看護援助について行うことを解説し、母子ケアの質を高められるよう教授する。	オムニバス方式
		家族看護学特論	家族は看護が対象とする社会の最小単位である。現代社会における家族を取り巻く地域社会や保健医療福祉制度の変化は著しく、家族の多様化や個人化が進んでいる。また標準（モデル）家族の崩壊や格差など課題も多く、家族支援に関わる者の役割は大きい。家族機能と家族のセルフケア機能、基盤となる理論（発達理論・システム理論・役割理論など）、制度の変遷、家族ケアの変遷、家族看護アセスメントモデルの概要、関連する研究の動向などを教授し、様々なライフサイクルにおける家族（母子・成人・高齢者・障がい者（児）・難病・在宅療養者などを支える家族）の発達課題と健康問題を解決するための看護過程を展開し、家族看護における理論や技法をふまえた看護介入を探求することを目的とする。本科目の単位認定者は大巻悦子である。 (オムニバス方式／全15回) (10 大巻 悦子／8回) ライフサイクルにおける発達課題と健康問題について、家族看護を实践していくための理論・家族看護アセスメントモデルの学修を深めさせる。さらに、人権問題の最たるものとされるハンセン病問題からハンセン病家族が家族関係を破壊され、人間関係を社会に破壊された事実に向き合い、看護職として見識を深めることを目的とする。 (9 橋本 富子／7回) 特にマタニティサイクルや母子・家族関係の再構築過程から生じやすい家族病理としてのdomestic violenceや児童虐待、その家族機能の回復と支援について、発達・役割理論に基づき、近年の施策や研究・実践を探求して、予防的看護介入を模索する。	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	実践看護学領域	公衆衛生看護学特論	公衆衛生看護は、地域で生活する個人や家族、地域全体の健康レベルと生活の質を向上させることを目的に看護援助のあり方を探求する領域である。本科目では、現代社会における個人・家族を取り巻く諸問題、社会との関連性について教育的かつ専門的援助力を探求する。また、先駆的公衆衛生看護活動事例や文献の分析等を通して、個々の生活および健康問題を解決する思考力を身につけることを目的とする。	
	特別研究と演習科目	専門演習	学生の専攻する主たる看護学の領域において、実践力や研究力、教育力を修得させるための演習を行う。対象者の看護実践に焦点をあて、看護実践に必要な研究論文の検索・クリティークについて教授する。自身が行う研究手法の一連の過程を、演習を通して体験させる。次のどちらかの領域からいずれか一つのテーマを選び履修させる。 基盤看護学領域 (1 村上 生美) 学士課程の基礎看護技術やあらゆる看護場面で実践されている看護技術を概観し、その中の一部についてEBNの視点あるいは看護技術(ケアリング)の視点からの演習を展開する。 (5 伊津美 孝子) 国内外の論文や書籍を通し、看護理論の歴史的背景や変遷が看護にどのように影響を及ぼしたかなどについて探求する。そして、看護理論家の諸理論の源泉を明らかにし、看護理論の理解を深められるように教授する。また批判的検討を通じて、将来の臨床看護の実践、研究の基礎となる看護の理論的基盤を模索する。 (7 前川 佳敬) 対象患者の状態を判断あるいは把握し、必要とされる看護ケアへつなげるためのフィジカルアセスメントの方法・技術について課題研究し、ディスカッションを行う。 (12 住田 陽子) 看護における組織、キャリア発達、人材資源活用、マネジメント、制度・政策について、学際的な視点も交えながら、文献のクリティーク、ならびにディスカッションを行うことを修得させる。 実践看護学領域 (2 吉村 弥須子) 急激な健康状態の変化や侵襲的治療など急性期にある患者、疾病や障がいを持ちながら生活している患者に対する看護実践に焦点をあて、看護実践に必要な研究論文の検索・クリティークを実施する。自身が行う研究手法の一連の過程を演習を通して体験させ、特別研究Ⅰ・Ⅱにつなげる。 (3 森 美侑紀・4 久木元 由紀子) (共同) 看護ケア特論で学修した「触れるケア」に必要な研究論文の検索・クリティークについて教授する。また、実際に、アロマセラピーやオンコロジータッチケアなどの触れるケアの実技を修得させる。自身が行う研究手法の一連の過程を演習を通して体験させ、特別研究Ⅰ・Ⅱにつなげる。 (8 清水 容子・13 鍛治 葉子・14 外村 昌子) (共同) 在宅・老年看護学領域において、実践力や研究力、教育力の修得を目的とした演習を行う。「介護保険」、「ケアマネジメント」、「様々な状況にある対象者への訪問看護」、「高齢者の生活の質」、「高齢社会の多様な状況にある高齢者と家族」のうち関心のある内容を複数選択させ、テーマを決め文献検索・クリティークについて教授する。また、自身が行う研究手法の一連の過程を演習を通して体験させ、特別研究Ⅰ・Ⅱにつなげる。	共同 (一部)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究と 演習科目	専門演習	(11 蓮池 光人) 「科学的看護論」「弁証法とはどういう科学か」「こころとことば」を用いて看護への理解と人間理解を深めていく。また、自身のテーマに関連する文献を検索しクリティークおよびディスカッションを実施し、先行研究について明らかにしていくことを目的とする。自己の看護過程をプロセスレコードを用いた質的分析で振り返りを行う演習をさせる。 (6 中西 伸子・9 橋本 富子・15 青山 桂子) (共同) 女性のライフサイクル各期における健康課題を理解し、健康支援に向けた実践方略について、興味のある分野についての論文クリティークを実施する。研究の動向を知るとともに、エビデンスに基づいた看護実践について考察させる。周産期看護の領域において根拠に基づいた看護ケアを理解させ、他職種との協働と高度なケアを提供するために、近年の出産や子育て環境の理解及び看護ケアの臨床応用妥当性について検討させる。また、看護実践の見学および事例検討を通じ妊産褥婦や新生児の快適な環境や質の高いケアについて考察させる。 (10 大巻 悦子) 対象とする地域の地域診断から健康課題の抽出を行い、健康課題の背景や原因を探索し地域住民のニーズを把握させる。さらに、先行研究の分析を通じて自身の研究につなげることを目的とする。	共同 (一部)
	特別研究 I	各研究指導教員が実績のある専門研究領域の範囲内で学生と相談の上テーマを決定し、そのテーマに沿った研究を行い、修士論文を作成するための一連の過程について指導する。 リサーチ・クエスチョンの設定、専門領域における文献検索とそのクリティーク、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (1 村上 生美) 看護は生命力の消耗を未然に防ぐために生活過程を支援する実践的学問であり、根拠のある実践が望まれる。そこで、本特別研究では、経験的な実践に終わっているケア、方法が不明なケアをテーマに、実験的手法を用いて課題(清潔領域の支援、寝床気候、移送や移乗の支援、患者と看護師のコミュニケーション、看護師のボディメカニクスの支援等)を明らかにする過程の研究指導を行う。上記の領域からの研究疑問を明確にし、先行研究をクリティークし、研究計画書を作成できるように指導する。 (2 吉村 弥須子) 手術を受けるがん患者のQOL向上のための医療支援や周手術期看護に関する研究指導を行う。各種理論の活用、質問調査票やインタビューを用いた調査研究などの手法を用いる。本特別研究では、リサーチ・クエスチョンの設定、自身の研究テーマにおける文献検索とそのクリティーク、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (3 森 美侑紀) 看護領域におけるアロマセラピーの役割について理解させ、その有効性や安全性に関する研究指導を行う。主として実験動物を用いた実験研究を行い、植物精油の作用や作用機序について組織学的および分子生物学的に検討する。本特別研究では、文献検索や研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (4 久木元 由紀子) 急性期や周手術期などのクリティカル領域、がんサバイバーなど疾患を持つ患者や家族に対して、補完療法などの看護ケアの効果や、それらの対象患者のケアに携わる看護師や看護学生の実践能力育成方法を、システムティックレビューなどの研究方法を用い、明らかにすることを目的とした本特別研究では、英語を含めた文献検索や研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書について指導する。	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究と 演習科目	特別研究 I	(5 伊津美 孝子) 臨床現場で勤務する中間看護管理者(看護師長)は、一組織単位(病棟)のキーマンであり、管理能力は医療や看護の質、職員満足度に大きな影響を及ぼす。日々めまぐるしく変化する医療の現場においては、中間看護管理者は一層の管理能力が求められている。そこで本特別研究では、中間看護管理者のコンピテンシーおよび管理能力の向上、開発等について、質的・量的・アクションリサーチなどの手法を使って研究指導を行う。国内外の文献検討を行い、研究疑問の絞り込み、研究デザイン設計、研究倫理申請、研究計画書の作成までを指導する。 (6 中西 伸子) 女性の健康についての概念や理論を基盤とし、女性とその家族が抱える問題や課題に対しての実践的看護援助について探求する。本特別研究では、健康課題を解決するための研究方法を選択し、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (7 前川 佳敬) 対象患者の状態を判断あるいは把握し、必要とされる看護ケアへつなげるためには、フィジカルアセスメントは非常に重要である。本特別研究では、フィジカルアセスメントに関連する文献検索などを通してリサーチ・クエスチョンの設定、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (8 清水 容子) 超高齢社会において在宅ケアは大きな役割を担っている。中でも介護に関する問題は急務であり、在宅ケアにかかわる多くの機関・職種が日々研究・実践を行っている。本特別研究では、文献や調査研究のアーカイブなどを用いて、在宅ケアの一分野を担う看護職の立場から、在宅看護に関するテーマを設定し、テーマに沿った研究デザイン、研究計画書の作成までを指導する。 (9 橋本 富子) 少子高齢化・核家族化・晩婚化・晩産化が進む中、女性のライフサイクルを通じた健康支援は、女性がキャリアライフプランを立て自己実現するために不可欠なもので、制度・施策の変遷する中、具体的な実践や研究が試みられている。そのうち、思春期健康教育や不妊症支援を取り上げ、本特別研究では、リサーチ・クエスチョンの設定、研究テーマにおける文献検索とクリティーク、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (10 大巻 悦子) 人はなぜ行動変容ができないのか、予防的視点で人の保健行動を分析し、行動変容を阻害する因子を探り、自己決定能力を支援する援助法を探索する。特に若年者に対する行動変容の啓発に関する文献検索とそのクリティーク、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (11 蓮池 光人) 思春期から青年期の心を病む対象が社会生活に適応していくための看護に関する研究指導を行う。本特別研究では、自己の看護実践上の「問い」を明らかにしながら、リサーチ・クエスチョンの設定、文献検索および検討、必要な研究デザインの選択、倫理審査申請までの研究計画書の作成までを指導する。 (12 住田 陽子) 組織内での様々な立場の看護職において、ライフサイクルとキャリア・サイクルの観点からキャリア発達を概観し、キャリア発達の促進要因、阻害要因、アウトカムについて追究するための研究指導を行う。看護管理の基盤となっている組織心理、組織行動の理論を交えながら、既存の研究とその動向について国内外から検討すべく、文献のクリティークを行う。その過程で問題の所在を明確にし、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究 と 演習科目	特別研究Ⅰ	(13 鍛冶 葉子) 現在、家族形態が多様化し、高齢者世帯の約半数が単独世帯となっている。少子高齢化が進む中で、社会とのつながりが希薄で、経済的にも困窮した高齢者が要介護状態となったとき、訪問看護師に求められる役割は何なのか。文献検索とそのクリティークを通じ、自らの研究テーマの設定、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (14 外村 昌子) 高齢者施設などで療養生活を送る心身に障がいをもつ高齢者には生活上のリスクを軽減し、持てる力を生かすことのできる環境支援が必要である。看護職が中心となり多職種と連携したケアマネジメントを実践することが重要である。本特別研究では、自身の研究テーマにおける文献検索とそのクリティーク、リサーチ・クエスションの設定、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。 (15 青山 桂子) 妊娠期・分娩期・産褥期において母児のおかれた環境やケアが及ぼす影響について日々研究されている。近年の出産や子育て環境の理解及び看護ケアの臨床応用妥当性について本特別研究では、文献検索やクリティークについて教授し、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。	
	特別研究Ⅱ	各研究指導教員が実績のある専門研究領域の範囲内で学生と相談の上テーマを決定し、そのテーマに沿った研究を行い、修士論文を作成するための一連の過程について指導する。 特別研究Ⅰを踏まえ、研究計画書に基づき、実験または調査等の実施、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (1 村上 生美) 「特別研究Ⅰ」で作成し、倫理審査を経た研究デザインに基づいた研究の実践を指導する。具体的にはケアの Evidenceを明確にするための実験的研究、あるいは患者・看護師間のコミュニケーションを明確にするための参加観察や実験研究を指す。これらを確実に実施し、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (2 吉村 弥須子) 手術を受けるがん患者のQOL向上のための医療支援や周手術期看護に関する研究指導を行う。研究計画書に基づき、質問調査票やインタビューを用いた調査研究を実施し、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (3 森 美侑紀) 看護領域におけるアロマセラピーの役割について理解を深め、その有効性や安全性に関する研究指導を行う。研究計画書に基づき研究を実施し、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (4 久木元 由紀子) クリティカル領域、がんサバイバーなど疾患を持つ患者や家族を対象とした補完医療などの看護ケアや、その患者に携わる看護師や看護学生の実践能力育成方法に関する研究指導を行う。研究計画書に基づいた研究の実施、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。	

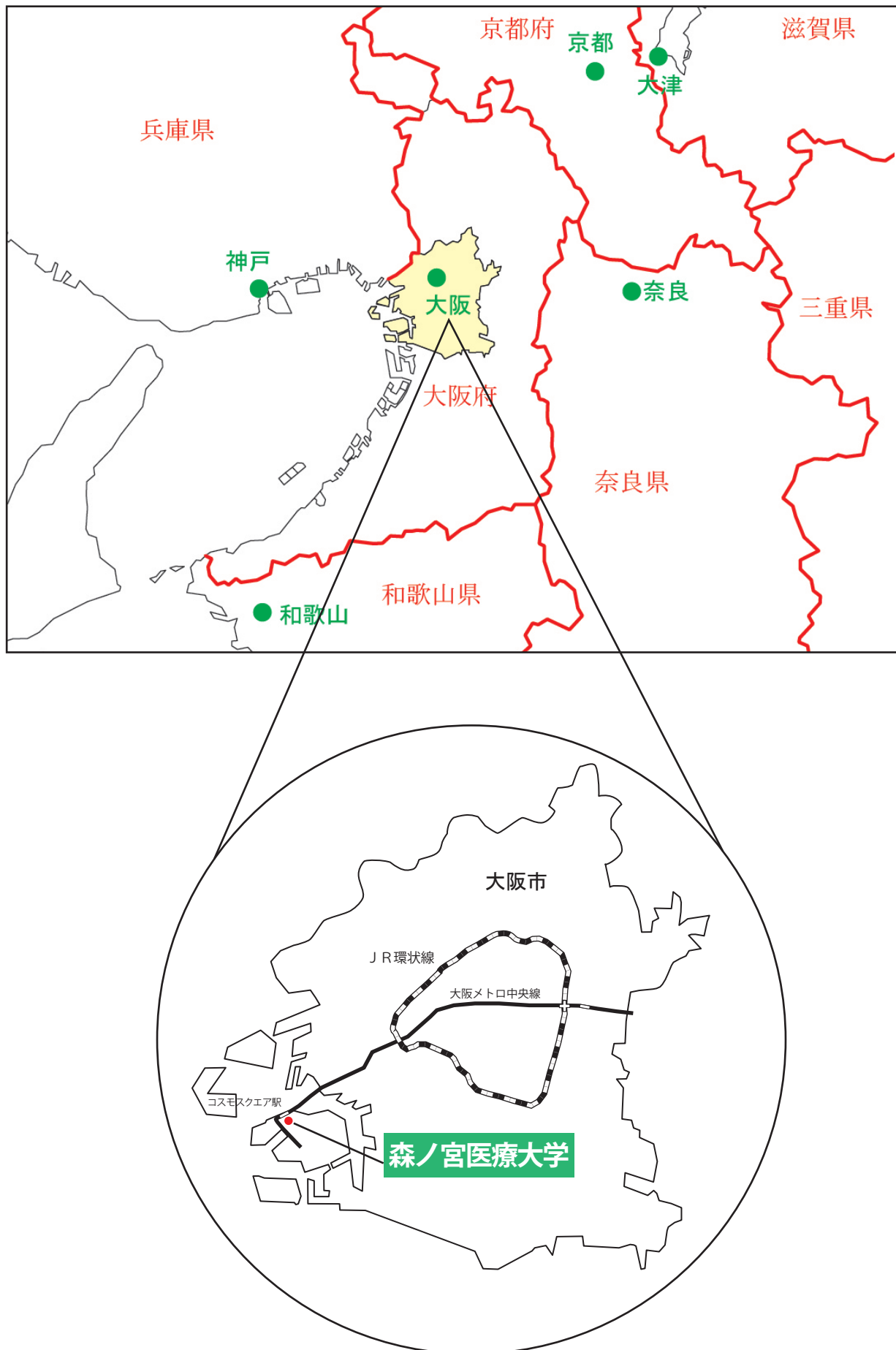
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究と 演習 科目	特別研究Ⅱ	(5 伊津美 孝子) 中間看護管理者のコンピテンシーおよび管理能力の向上、開発等について、質的・量的・アクションリサーチなどの手法を使って研究指導を行う。研究計画書に基づいた、研究デザインに沿った調査の実施、データ分析、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスを指導する。 (6 中西 伸子) 女性の健康についての概念や理論を基盤とし、女性とその家族が抱える問題や課題に対しての実践的看護援助について探求することを目的とする。研究計画書に基づき、データ収集・分析・考察を経て研究論文を完成し、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (7 前川 佳敬) 対象患者の状態を判断あるいは把握し、必要とされる看護ケアへつなげるためのフィジカルアセスメントに関する研究指導を行う。研究計画書に基づいた研究を実施し、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (8 清水 容子) 在宅ケアの一端を担う訪問看護に関する研究指導を行う。研究計画の作成、計画に基づいた調査等の手法を用いた研究の実施、データ分析から得られた結果の考察、論文作成からプレゼンテーションまでの一連のプロセスを指導する。 (9 橋本 富子) 少子高齢化・核家族化・晩婚化・晩産化が進む中、女性のライフサイクルを通じた健康支援は、女性がキャリアライフプランを立て自己実現するため不可欠なもので、制度・施策の変遷する中、具体的な実践や研究が試みられている。そのうち、思春期健康教育や不妊症支援を取り上げ、研究計画書に基づき、質問票やインタビューを用いた調査研究を実施し、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (10 大巻 悦子) 少子化が進む一方、高齢者や介護家族の問題が蓄積される中で、それぞれのライフサイクルにおける健康課題から保健行動に関する研究を実施する。研究計画書に基づき、質問紙、インタビューなどの手法を用いてデータ分析、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (11 蓮池 光人) 思春期から青年期の心を病む対象が社会生活に適応していくための看護に関する研究指導を行う。研究計画書に基づき、看護過程や質問紙調査、インタビューを用いた調査研究の実施、質的データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (12 住田 陽子) 組織内のキャリア発達に関する研究指導を行う。研究計画に基づき、質問紙調査の内容を洗練させ、データ収集の方法を指導する。統計解析ソフトを用いたデータ分析、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでのプロセスを指導する。 (13 鍛冶 葉子) 社会とのつながりが希薄で、経済的にも困窮した要介護状態の独居高齢者に関する研究指導を行う。研究計画書に基づいた、フィールドワークやインタビューによる調査研究の実施、データ分析・論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究と 演習科目	特別研究Ⅱ	(14 外村 昌子) 高齢者施設などで療養生活を送る心身に障がいをもつ高齢者の生活上のリスクの軽減、持てる力を生かした環境支援等についての多職種と連携したケアマネジメントの実践に関する研究指導を行う。研究計画書に基づいた、質問調査票やインタビューを用いた調査研究の実施、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。 (15 青山 桂子) 妊娠期・分娩期・産褥期において母児のおかれた環境やケアが及ぼす影響について日々研究されている。近年の出産や子育て環境の理解及び看護ケアの臨床応用妥当性について本特別研究では、質問紙調査やインタビューを通し、量的な手法を用い、データ分析から論文執筆、プレゼンテーションに至るプロセスについて指導する。	

学校法人森ノ宮医療学園 設置認可等に関わる組織の移行表

平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
森ノ宮医療大学					森ノ宮医療大学				
保健医療学部					保健医療学部				
鍼灸学科	60	-	240		鍼灸学科	60	-	240	
理学療法学科	70	-	280	→	理学療法学科	70	-	280	
看護学科	90	-	360		看護学科	90	-	360	
臨床検査学科	60	-	240		臨床検査学科	60	-	240	
作業療法学科	40	-	160		作業療法学科	40	-	160	
臨床工学科	60	-	240		臨床工学科	60	-	240	
					診療放射線学科	80	-	320	学科の設置(届出)
計	380		1520		計	460		1840	
森ノ宮医療大学大学院					森ノ宮医療大学大学院				
保健医療学研究科					保健医療学研究科				
保健医療学専攻 (M)	6	-	12	→	保健医療学専攻 (M)	6	-	12	
医療科学専攻 (D)	2	-	6		看護学専攻 (M)	6	-	12	専攻の設置(届出)
					医療科学専攻 (D)	2	-	6	
計	8	-	18		計	14	-	30	
森ノ宮医療学園専門学校					森ノ宮医療学園専門学校				
鍼灸学科					鍼灸学科				
昼間部	90	-	270		昼間部	80	-	240	定員変更△10
夜間部	30	-	90		夜間部	30	-	90	
柔道整復学科				→	柔道整復学科				
昼間部	90	-	270		昼間部	60	-	180	定員変更△30
夜間部	30	-	90		夜間部	30	-	90	
計	240		720		計	200		600	

森ノ宮医療大学 府内における位置関係



森ノ宮医療大学 最寄り駅からの距離、周辺地図



大阪メトロ中央線 コスモスクエア駅より約 80m 徒歩 1 分

森ノ宮医療大学 校舎、運動場等の配置図



森ノ宮医療大学の校地面積…32,171.51 m²

森ノ宮医療大学の校舎面積…27,108.06 m²

- 全学で共用する校舎（一部、看護学専攻修士課程の専用部分を含む）
- 全学で共用する校舎（一部、他学部等の専用部分を含む）
- 全学で共用する校舎

森ノ宮医療大学大学院 学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

（自己点検評価及び第三者評価）

第2条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育・研究・組織・運営・施設及び設備の状況について、自己点検評価を行う。

2 自己点検評価に関する必要な事項は別に定める。

3 本大学院は前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 自己点検評価及び第三者評価の結果を公表するものとする。

（研究科及び課程）

第3条 本学大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」とする。）を置く。

2 本研究科には修士課程及び博士後期課程を置く。

（専攻）

第4条 本研究科に次の専攻を置く。

保健医療学専攻 修士課程

看護学専攻 修士課程

医療科学専攻 博士後期課程

（修業年限及び在学期間）

第5条 本研究科の修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

第6条 本研究科の博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

(学生定員)

第7条 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	6名	12名
	看護学専攻	6名	12名
	医療科学専攻	2名	6名

(専攻の目的)

第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、次のとおりである。

- (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。
- (2) 看護学専攻修士課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。
- (3) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

(学年及び学期)

第9条 学年を以下の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春期休業日
- (4) 夏期休業日
- (5) 冬期休業日

2 学長は前項の規定に関わらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、退学、休学、転学及び除籍

(入学)

第11条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

(入学資格)

第12条 本研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了し高度専門士の称号を持つ者
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、授与された者。
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または、専門職学位に相当する学位を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添え、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学許可)

第15条 学長は、本研究科において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可する。

(退学及び再入学)

第16条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を認定の上、入学させることができる。
この場合において、再入学前に履修した科目、単位数及び在学年数については、第20条第2項の規定を準用する。

(休学)

第17条 病気その他の理由により2月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
3 休学期間は、第5条及び第6条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転入学及び転学)

第20条 学長は、本研究科に他の大学の大学院に在学する者が、所属大学長の許可書を添えて転入学を願い出たときは、学生に欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 前項の場合において、他の大学の大学院において履修した科目、単位数及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。
3 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
(2) 第5条及び第6条に規定する在学期間を超えた者
(3) 第18条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
(4) 長期間にわたり行方不明の者

第3章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第22条 大学院の教育は、授業科目の授業と学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教員組織)

第23条 研究科担当教員は、専門分野に応じた本学の研究指導教員及び研究指導補助教員とする。

2 研究科授業担当教員は、大学院教員資格に該当する本学の専任、兼担又は兼任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、研究科委員会の議を経て、学長が命ずる。

(教育課程)

第24条 研究科の教育課程は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める。

2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 本研究科博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 授業科目の単位の計算方法は、次によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学院における授業科目)

第27条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位修得の認定)

第28条 履修単位修得の認定は、試験（口頭又は筆記）あるいは研究報告等により行う。

2 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

(学位論文の提出と審査)

第29条 学位論文は、論文内容の要旨を添えて研究科長に提出するものとする。

- 2 学位論文の審査は、本研究科の教授、准教授、講師及び関連科目担当の教授、准教授、講師の中から研究科委員会で選出され、研究科長の任命を受けた委員をもって構成される審査委員会で行う。ただし、必要があるときは、その他の教員を加えることができる。
- 3 審査委員会は学位論文の審査結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(最終試験)

- 第30条 最終試験は、審査委員会が所定の単位を修得した者で、学位論文を提出した者につき、その論文内容を中心とした関連科目について口頭又は筆記によって行うものとする。
- 2 審査委員会は最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

第4章 学位

(学位の授与)

- 第31条 本研究科修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。
- 2 本研究科博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。
 - 3 所定の単位を修得した者につき、最終試験の結果、学位論文の審査結果に基づいて、研究科委員会が学位授与の可否の議決を行う。この議決の結果は研究科長が学長に報告しなければならない。

(学位の名称)

- 第32条 本研究科で授与する修士の学位は次の通りである。

修士（保健医療学）

修士（看護学）

- 2 本研究科で授与する博士の学位は次の通りである。

博士（医療科学）

第5章 検定料、入学料、授業料及び手数料

(検定料、入学料、授業料及び手数料)

- 第33条 大学院に入学する学生の検定料、入学料、授業料及び手数料の額については、別表第4に定める。

(検定料、入学料及び手数料の徴収)

- 第34条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際にそれぞれ徴収する。

(授業料の納入期限)

- 第35条 本学の学生の授業料等は4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31

日までを後期とし、その年額の2分の1に相当する額を、学長が指定した日までに納付しなければならない。

2 経済的事由により授業料等の納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の全部若しくは一部の納付を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第17条により休学を認められた学生の学納金は、各学期の授業料の半額を減免するものとする。

(退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料)

第36条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日(停学の場合にあつては、停学となった日の前日及び停学の解除された日)の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第37条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び手数料は還付しない。

第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第38条 本研究科に、教育上余力がある場合には、研究科委員会による選考の上、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の入学を許可することができる。

2 本研究科において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として履修を許可することができる。

3 本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。研究生となることができる者は、大学院修士課程あるいは博士後期課程を修了した者又は研究科委員会でこれと同等以上の能力があると認めた者とする。

4 他の大学院(外国の大学院を含む。以下この条において同じ)の学生で、本研究科において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

5 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

6 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関わる検定料、入学料、授業料及び手数料については別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、研究科委員会の議を経

て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、本研究科の学則その他学生に関する諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) 大学院の名誉を著しく毀損した者
- (6) その他、本大学院に在学させることが不適当と認められる者

第8章 運営組織

(運営組織)

第41条 本研究科の教育に関する重要な事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第42条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第43条 この学則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。
- 2 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 3 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 4 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 5 この学則は平成29年4月1日から施行する。

- 6 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 7 この学則は令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

保健医療学研究科 保健医療学専攻修士課程 教育課程

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		代替・統合医療特論	2
		東洋医学史特論	2
		保健医療研究方法論	2
		保健医療教育特論	2
		看護研究方法論	2
		看護理論特論	2
		QOL評価法特論	2
		英語文献講読	2
専門科目	健康増進領域	人体構造学特論	2
		人体機能学特論	2
		栄養・代謝生化学特論	2
		発達健康支援看護学特論	2
		発達支援看護開発特論	2
		運動生理学特論	2
		バイオメカニクス健康科学特論	2
		鍼灸健康科学特論	2
		看護技術特論	2
		生体防御系臨床鍼灸学特論	2
		心身健康科学特論	2
	健康回復領域	分子循環器病学特論	2
		血管病理病態学特論	2
		臨床検査画像診断学特論	2
		リハビリテーション学特論	2
		柔道整復学特論	2
		療養支援看護学特論	2
		療養支援看護開発特論	2
		神経系理学療法学特論	2
		介護福祉学特論	2
		内科系理学療法学特論	2
	特別研究と演習領域	専門演習	4
		特別研究	6

別表第2

保健医療学研究科 看護学専攻修士課程 教育課程

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		看護倫理特論	1
		チーム医療特論	1
		保健医療研究方法論	2
		保健医療教育特論	2
		QOL評価法特論	2
		代替・統合医療特論	2
		英語文献講読	2
		東洋医学史特論	2
専門科目	基盤看護学領域	看護研究特論	2
		看護教育学特論	2
		看護理論特論	2
		ヒューマンケア理論特論	2
		フィジカルアセスメント	2
		看護管理特論	2
		看護技術特論	2
	実践看護学領域	成人看護支援特論	2
		療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）	2
		療養支援看護学特論Ⅱ（精神）	2
		看護ケア特論	2
		育成看護学特論	2
		家族看護学特論	2
		公衆衛生看護学特論	2
演習科目	特別研究と	専門演習	2
		特別研究Ⅰ	4
		特別研究Ⅱ	4

別表第3

保健医療学研究科 医療科学専攻博士後期課程 教育課程

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		医療科学概論	2
		医療科学研究方法論	2
		研究倫理特論	2
		医史学・医療社会学概論	1
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	2
		臨床神経解剖学特論	2
		分子治療学特論	2
		分子病態検査学特論	2
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論	2
		鍼灸医療技術開発特論	2
		看護技術開発特論	2
	専門科目演習	後期専門演習	2
	特別研究	後期特別研究Ⅰ	4
		後期特別研究Ⅱ	4
		後期特別研究Ⅲ	4

別表第4

(単位：円)

研究科名 専攻名	学年	入学料	授業料	合計	入学検定料
保健医療学研究科 保健医療学専攻	1 年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2 年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 看護学専攻	1 年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2 年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 医療科学専攻	1 年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
	2 年次	—	700,000	700,000	—
	3 年次	—	700,000	700,000	—

変更事項を記載した書類

○変更時期

令和２年４月１日

○変更事由

- ・令和２年度から大学院保健医療学研究科に看護学専攻を新設することに伴い、学則の条文と別表を修正いたしました。
- ・誤記の訂正

○変更点

- ・第４条に看護学専攻を追加
- ・第７条に看護学専攻の入学定員および収容定員を追加
- ・第８条の（２）に看護学専攻の教育研究目的を追加
- ・第１２条の２の誤記を訂正
- ・第２４条の別表表記を追加
- ・第２５条の２の誤記を訂正
- ・第３２条に看護学専攻の学位の名称を追加
- ・附則の７を追加
- ・別表第２として、看護学専攻の教育課程を追加
- ・別表第４として、学費に看護学専攻を追加

以上

森ノ宮医療大学大学院 学則 改定 新旧対照表

(下線は変更部分)

旧	新																															
(専攻) 第4条 本研究科に次の専攻を置く。 保健医療学専攻 修士課程 医療科学専攻 博士後期課程 (学生定員) 第7条 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>研究科</th><th>専攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="3">保健医療学 研究科</td><td>保健医療学</td><td>6名</td><td>12名</td></tr><tr><td>専攻</td><td></td><td></td></tr><tr><td>医療科学専攻</td><td>2名</td><td>6名</td></tr></table> (専攻の目的) 第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、次のとおりである。 (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。 (2) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。	研究科	専攻	入学定員	収容定員	保健医療学 研究科	保健医療学	6名	12名	専攻			医療科学専攻	2名	6名	(専攻) 第4条 本研究科に次の専攻を置く。 保健医療学専攻 修士課程 <u>看護学専攻 修士課程</u> 医療科学専攻 博士後期課程 (学生定員) 第7条 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>研究科</th><th>専攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="4">保健医療学 研究科</td><td>保健医療学</td><td>6名</td><td>12名</td></tr><tr><td>専攻</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>看護学専攻</u></td><td><u>6名</u></td><td><u>12名</u></td></tr><tr><td>医療科学専攻</td><td>2名</td><td>6名</td></tr></table> (専攻の目的) 第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、次のとおりである。 (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。 <u>(2) 看護学専攻修士課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。</u> <u>(3) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。</u>	研究科	専攻	入学定員	収容定員	保健医療学 研究科	保健医療学	6名	12名	専攻			<u>看護学専攻</u>	<u>6名</u>	<u>12名</u>	医療科学専攻	2名	6名
研究科	専攻	入学定員	収容定員																													
保健医療学 研究科	保健医療学	6名	12名																													
	専攻																															
	医療科学専攻	2名	6名																													
研究科	専攻	入学定員	収容定員																													
保健医療学 研究科	保健医療学	6名	12名																													
	専攻																															
	<u>看護学専攻</u>	<u>6名</u>	<u>12名</u>																													
	医療科学専攻	2名	6名																													

旧	新
(入学資格) 第12条 本研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (中略) 2 本研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、授与されたもの。 (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または、専門職学位に相当する学位を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者 (教育課程) 第24条 研究科の教育課程は、別表第1及び別表第2に定める。 2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。 (修了要件) 第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。 2 本研究科博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。	(入学資格) 第12条 本研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (中略) 2 本研究科博士<u>後期</u>課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、授与された<u>者</u> (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または、専門職学位に相当する学位を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者 (教育課程) 第24条 研究科の教育課程は、別表第1、<u>別表第2及び別表第3</u>に定める。 2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。 (修了要件) 第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。 2 本研究科博士<u>後期</u>課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

旧	新																																																								
(学位の名称) 第32条 本研究科で授与する修士の学位は次の通りである。 修士（保健医療学） 2 本研究科で授与する博士の学位は次の通りである。 博士（医療科学） 附 則 追加 別表第2 保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程を追加	(学位の名称) 第32条 本研究科で授与する修士の学位は次の通りである。 修士（保健医療学） <u>修士（看護学）</u> 2 本研究科で授与する博士の学位は次の通りである。 博士（医療科学） 附 則 <u>7 この学則は令和2年4月1日から施行する。</u> 別表第2 <u>保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程 教育課程</u> <table><tr><th>科目 区分</th><th>授業科目の名称</th><th>単 位 数</th></tr><tr><td rowspan="8">共通科目</td><td><u>看護倫理特論</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td><u>チーム医療特論</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td><u>保健医療研究方法論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>保健医療教育特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>QOL評価法特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>代替・統合医療特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>英語文献講読</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>東洋医学史特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td rowspan="14">専門科目</td><td><u>看護研究特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>看護教育学特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>看護理論特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>ヒューマンケア理論特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>フィジカルアセスメント</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>看護管理特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>看護技術特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>成人看護支援特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>療養支援看護学特論Ⅱ（精神）</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>看護ケア特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>育成看護学特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>家族看護学特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>公衆衛生看護学特論</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td rowspan="3">習 究 特 科 と 研 演</td><td><u>専門演習</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>特別研究Ⅰ</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td><u>特別研究Ⅱ</u></td><td><u>4</u></td></tr></table>	科目 区分	授業科目の名称	単 位 数	共通科目	<u>看護倫理特論</u>	<u>1</u>	<u>チーム医療特論</u>	<u>1</u>	<u>保健医療研究方法論</u>	<u>2</u>	<u>保健医療教育特論</u>	<u>2</u>	<u>QOL評価法特論</u>	<u>2</u>	<u>代替・統合医療特論</u>	<u>2</u>	<u>英語文献講読</u>	<u>2</u>	<u>東洋医学史特論</u>	<u>2</u>	専門科目	<u>看護研究特論</u>	<u>2</u>	<u>看護教育学特論</u>	<u>2</u>	<u>看護理論特論</u>	<u>2</u>	<u>ヒューマンケア理論特論</u>	<u>2</u>	<u>フィジカルアセスメント</u>	<u>2</u>	<u>看護管理特論</u>	<u>2</u>	<u>看護技術特論</u>	<u>2</u>	<u>成人看護支援特論</u>	<u>2</u>	<u>療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）</u>	<u>2</u>	<u>療養支援看護学特論Ⅱ（精神）</u>	<u>2</u>	<u>看護ケア特論</u>	<u>2</u>	<u>育成看護学特論</u>	<u>2</u>	<u>家族看護学特論</u>	<u>2</u>	<u>公衆衛生看護学特論</u>	<u>2</u>	習 究 特 科 と 研 演	<u>専門演習</u>	<u>2</u>	<u>特別研究Ⅰ</u>	<u>4</u>	<u>特別研究Ⅱ</u>	<u>4</u>
科目 区分	授業科目の名称	単 位 数																																																							
共通科目	<u>看護倫理特論</u>	<u>1</u>																																																							
	<u>チーム医療特論</u>	<u>1</u>																																																							
	<u>保健医療研究方法論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>保健医療教育特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>QOL評価法特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>代替・統合医療特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>英語文献講読</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>東洋医学史特論</u>	<u>2</u>																																																							
専門科目	<u>看護研究特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>看護教育学特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>看護理論特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>ヒューマンケア理論特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>フィジカルアセスメント</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>看護管理特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>看護技術特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>成人看護支援特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>療養支援看護学特論Ⅱ（精神）</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>看護ケア特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>育成看護学特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>家族看護学特論</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>公衆衛生看護学特論</u>	<u>2</u>																																																							
習 究 特 科 と 研 演	<u>専門演習</u>	<u>2</u>																																																							
	<u>特別研究Ⅰ</u>	<u>4</u>																																																							
	<u>特別研究Ⅱ</u>	<u>4</u>																																																							

旧						新					
別表第 2						<u>別表第 3</u>					
別表第 3						<u>別表第 4</u>					
(単位 : 円)						(単位 : 円)					
研究科名 専攻名	学年	入学料	授業料	合計	入学 検定料	研究科名 専攻名	学年	入学料	授業料	合計	入学 検定料
保健医療学研究科 保健医療学専攻	1 年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000	保健医療学研究科 保健医療学専攻	1 年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2 年次	—	800,000	800,000	—		2 年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 医療科学専攻	1 年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000	保健医療学研究科 <u>看護学専攻</u>	<u>1 年次</u>	<u>300,000</u>	<u>800,000</u>	<u>1,100,000</u>	<u>30,000</u>
	2 年次	—	700,000	700,000	—		<u>2 年次</u>	<u>—</u>	<u>800,000</u>	<u>800,000</u>	<u>—</u>
	3 年次	—	700,000	700,000	—	保健医療学研究科 医療科学専攻	1 年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
							2 年次	—	700,000	700,000	—
							3 年次	—	700,000	700,000	—

森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程

平成23年4月1日制定
平成28年5月24日改定
平成29年2月21日改定

(趣旨)

第1条 森ノ宮医療大学大学院学則の規定に基づく研究科委員会（以下「委員会」という。）は、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科担当教員
- (4) 研究科授業担当教員で必要と認められた者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する

- (1) 教育課程に関すること
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- (3) 学生の賞罰に関すること
- (4) 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- (5) 研究科授業担当教員の選考に関すること
- (6) 修士・博士の学位の授与に関すること
- (7) 研究科長の諮問したこと
- (8) その他研究科の運営に関し重要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおき、研究科長をもってあてる。

(会議の議長)

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

(会議の議決)

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 議事は出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただ

し、第3条第1号については、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 委員会が必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は平成28年5月24日から施行する。

3 この規程は平成30年4月1日から施行する。

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程
設置の趣旨等を記載した書類

目 次

第 1 章 設置の趣旨及び必要性	2
第 2 章 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
第 3 章 教育課程の編成の考え方及び特色	6
第 4 章 教員組織の編成の考え方及び特色	13
第 5 章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	16
第 6 章 施設、設備の整備計画	19
第 7 章 入学者選抜の概要	22
第 8 章 基礎となる学部、修士課程との関係	24
第 9 章 管理運営	25
第 10 章 自己点検・評価	27
第 11 章 情報の公表	29
第 12 章 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	32

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 設置の趣旨等を記載した書類

第1章 設置の趣旨及び必要性

1. 看護学専攻科設置の理由・必要性

1) 背景

保健医療学は、人間の健康の維持、増進、疾病からの回復などに直接かかわる領域だけでなく、社会保障、制度・政策、医療経済、医療資源、医療哲学なども包含した極めて広範囲にわたる領域を取り扱う学問となっている。また、保健医療学は、医療技術の進歩や人口の超高齢化など、社会のニーズに合わせて時代とともに教育研究の対象領域を拡大あるいは改変していかなければならない学問でもある。

看護は保健医療学の重要な一領域として、保健医療学を構成する多くの学問分野とともに独自の分野を模索・形成し発展してきている。看護の対象は健康・不健康を問わず、健康のあらゆる段階の、あらゆる年代の個人・家族・地域住民であり、看護のアプローチも、個に対する様々なアプローチから、家族や地域住民あるいは国境を越えた人々に対する直接的なあるいは間接的なアプローチ等、多様で複雑化している。

団塊の世代が75歳以上となる2025年にはこれまで経験したことのない超高齢多死社会が到来し、その後も高齢化は進展すると推計されている。そこで国は、2025年までに少子超高齢社会に対応した社会保障制度を構築するために、医療・介護分野においては、高度急性期から在宅医療・介護までの一連したサービスを切れ目なく提供するために、効率的かつ質の高い医療提供体制と、地域包括ケアシステムの構築を図っている。医療は、高度急性期や慢性期までの病床の機能分化や在宅医療を推進し、介護との連携や多職種協働を強化し、いわゆる「病院完結型」から「地域完結型」を目指している。この流れは、疾病・障がいの治癒や回復を目的とする従来の「医療モデル」から、生活の質に焦点をあて、疾病や障がいがあっても、地域の住まいでその人らしく暮らすことを支える「生活モデル」へのシフトを意味する。このように看護専門職に求められるニーズは多様化が一段と進み、看護が「医療」と「生活」の両側面から全体を総合的に見通し、国民や社会のニーズに適切に応えることが喫緊の課題となっている。

2) 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻課程設置の必要性

森ノ宮医療大学の保健医療学部は、平成19年度に鍼灸学科・理学療法学科の2学科を擁して開設され、平成22年度に完成年次を迎えた。平成23年度は、大学院保健医療学研究科保健医療学専攻を設置すると同時に保健医療学部に見

護学科を創設した。看護学科の教育目的は、地域社会で生活する人間（個人・家族・地域共同体）を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏づけられたヒューマンケアリングを創造的に実践するための基礎力を養うとともに、大学で学ぶ過程において、人間として豊かな教養（利他主義・問題解決能力・論理性・創造力・主体性・自学力・国際性）を身につけることとし、教職員で共有してきた。教育実践はアドミッション・カリキュラム・ディプロマの各ポリシーを見すえて展開し、内外の協力を得てその質を次第に向上させてきている。

看護学科の教育課程は、教養科目群、学部共通科目群、学科専門科目群から構成され、4年間で卒業要件124単位を修得することによって看護師国家試験受験資格が与えられる。同時に、保健師教育課程（10名定員）では、2年次に選考試験を行い、関連する科目を24単位修得することによって保健師国家試験受験資格が与えられる。また平成28年度には、助産学専攻科（10名定員）を開設し、卒業要件36単位を修得することによって助産師国家試験受験資格が与えられる。さらに平成29年度からは、看護学科に養護教諭養成課程を設け、養護教諭・教職課程に関する科目を30単位修得することによって養護教諭一種免許を取得できるようになった。このように本学看護学科は、すべての看護職の免許が取得できるようになり、本学の所定の教育課程を修めた学生は、卒業後の看護実践の第一歩を踏み出すことができる基礎力が修得できていると考える。しかし、基礎教育課程における知識や技術、あるいは基盤となる哲学は、学生のレディネスや時間等を考慮すると包含する内容には限界があり、広く浅くならざるを得ない。学生の中には学生時代の主体的な取り組み、臨地実習における経験の中からさらに興味関心のある領域を深く学修したい衝動、卒業研究をさらに推進したい動機等、卒業直後に大学院への進学を動機づけられる者もいる。

一方、平成23年度に開設された森ノ宮医療大学大学院の保健医療学研究科保健医療学専攻は、Evidence-Based Medicine（EBM）とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人の養成を目指して、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げるとともに、看護、リハビリテーション、臨床検査、臨床工学、鍼灸等の領域で指導的役割を果たすことができる高度な医療専門職としての能力を習得させることを目的としている。教育課程は共通科目、専門科目（健康増進領域・健康回復領域・特別研究と演習領域）で構成し、どの領域にも看護系教員の担当する教科目を設けている。保健医療学は生命の誕生から成長・発達・成熟・疾病への罹患や回復過程・生命の終焉等、人間の健康の営みにかかわる諸科学を包含する広い概念であり、看護学も当然その一翼を担うものである。

しかし今日、疾病構造の変化や急激な少子・超高齢化は看護の機能に変化をも

たらしめている。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病の原因となる生活習慣を改善するための保健指導に見られるような教育的機能の拡大である。また在院日数の短縮とともに訪問看護の対象が拡がり、現在では在宅で医療を受けるすべての人に訪問看護が提供されるような制度になってきた。さらに地域における看護実践は在宅だけでなく、通所介護事業所、グループホーム等、看護活動の場が多様化し、患者・家族を含んだチーム医療を進めていく役割も増えてきている。このように看護職の役割は社会の要請に応じて変化し、看護職はその時代のニーズに応じることができるようより高度で柔軟な思考や発想が求められ、その期待はますます拡大している。

現在、保健医療福祉施設等では、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師資格を有する看護職者が増えている（平成31年2月8日現在19,631名、日本看護協会）。しかし認定看護師の活躍する場は限られた分野であり、現在の社会の変化や看護職に求められる役割に対応するためには、より学術的かつ多面的な視点から看護学を学修し、研究的視点を持って看護実践できる能力を身につける必要がある。そのため現在、保健医療福祉施設等で働いている看護職の中には、より高度で幅広い専門的知識や根拠に基づく実践力、指導力、研究力等を求めて、大学院修士課程への進学を目指す者も増えている。

本学看護学科では、地域社会で生活する人間（個人・家族・地域共同体）を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏づけられたヒューマンケアリングを創造的に実践するための基礎力を養うことを教育目的として、精度の高い専門的知識と専門技術、チーム医療で活躍するための幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力、豊かな人間力、主体的問題解決能力を養ってきた。さらに看護職に求められる能力は、単に高度な専門的知識や技術だけでなく、複雑化、多様化する患者や家族の問題に対し、多職種と連携して医療チームの中で看護専門職者として指導的役割を果たすことのできる能力が必要とされる。そこで、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識とevidenceに基づく看護実践を志向し、多職種と連携して、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することが、本学大学院看護学専攻の使命であると考える。

現在、関西2府5県において看護系大学は54校、大阪府には17校ある（平成30年）。大学院（修士課程）を擁している大学は、関西2府5県34校（63%）、大阪府には9校（53%）ある。それらの修士課程は、14分野ある専門看護師などの高度実践看護師養成を目的としているもの、保健師、助産師、養護教諭の養成を目的としているもの、看護教員や看護管理者等の養成を目的としているもの、博士課程に繋がる研究者養成を目的としているものなど、非常に多様である。

本学既設の保健医療学専攻は、看護や理学療法といった個別の職種を問わない多元的な医療システムを理解し、保健医療の新しい価値観を創出することを目的としているが、今回設置を計画している看護学専攻は、看護学分野を教育・研究の対象として看護学そのものを深く探究し、より高度な専門的知識とevidenceに基づく看護実践を志向するために、教育・研究的視点をもって指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的とする。

(ア) 養成する人材像

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻では、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的とする。

疾病構造の変化や少子・高齢化、社会環境の変化に伴い、個人や家族、地域社会が抱える健康上の問題が多様化してきた。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病予防のための保健教育的機能の拡大、在院日数短縮に伴う訪問看護の拡充など、看護活動の場が多様化し、看護の役割も増えている。社会の多様なニーズに対応できる質の高い看護実践者の育成が必要である。

(イ) 教育研究上の目的と学位授与（ディプロマ・ポリシー）

4つの能力（科学的思考に基づく看護実践力、連携力とリーダーシップ、教育力、基礎的研究力）を修得させることを目的とする。したがってディプロマ・ポリシーを次のように設定する。

1. 【科学的思考に基づく看護実践力】自己の活動する領域において、常に専門性とevidenceに基づいた看護実践を志向し、看護専門職者として実践に活用することができる。
2. 【連携力とリーダーシップ】自己が活動する領域から関連する他領域、他職種、国外へと繋がる連携力を持ち、活動チーム内において専門職としてのリーダーシップを発揮する。
3. 【教育力】保健医療関連機関や看護基礎教育機関等において、当該機関の理念や目的を認識し、クライアントに対する教育的関わりだけでなく、同僚や学生に対する教育的機能を発揮することができる。
4. 【基礎的研究力】自己の活動する領域において研究のニーズを見出し、倫理観をもって適切な手法を用いて研究することができる基礎的能力を身につける。

(ウ) 修了後の進路

保健医療福祉関連機関等における高度な看護実践者、看護師長等の看護管理者、新人等の教育研修担当者。大学等の看護基礎教育機関における教員。大学院

博士後期課程への進学など。

第2章 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科の名称：森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科

英語名は Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences とする。

すでに設置している大学院保健医療学研究科の中に新たに修士課程の専攻を置くため、従来の研究科の名称を用いることとする。保健医療学研究科の中に設置する理由は、学部を継承して学部と大学院での教育研究の理念について一貫性を示すとともに、保健医療の領域で多職種と連携して、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを明示するためである。

2. 専攻の名称：看護学専攻

専攻の名称は、看護学専攻とする。これは、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、看護学分野を教育・研究の対象として看護学そのものを深く探究し、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向することを明示するためである。そこで、専攻の名称は、看護学専攻とする。

英語名は Master Course of Nursing とする。

3. 学位の名称：修士(看護学)

学位の名称は、修士(看護学)とする。これは、より高度の専門性が求められる看護学の深い学識及び実践能力を培ったことを示しており、上述したディプロマ・ポリシーのレベルに到達したことを保証するものである。そこで、学位の名称は、修士(看護学)とする。

英語名は Master of Nursing とする。

第3章 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

本専攻においては、科学的思考に基づく看護実践力、連携力とリーダーシップ、教育力、基礎的研究力といった能力を養い、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的としている。

疾病構造の変化や少子・高齢化、社会環境の変化に伴い、個人や家族、地域社

会が抱える健康上の問題が多様化してきた。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病予防のための保健教育的機能の拡大、在院日数短縮に伴う訪問看護の拡充など、看護活動の場が多様化し、看護の役割も増えている。社会の多様なニーズに対応できる質の高い看護実践者の育成が必要である。そこで本専攻の教育課程を以下のとおり編成した。教育課程は共通科目、専門科目、特別研究と演習科目から構成される。

共通科目は、実践力や研究力、教育力の基盤となる「看護倫理特論」「チーム医療特論」「保健医療研究方法論」「保健医療教育特論」を設定し、専門科目の各特論や特別研究につながる科目構成とした。さらに保健医療学専攻との連携を図り、関連する多職種との連携や国外への広い視野を認識できるよう「QOL 評価法特論」「代替・統合医療特論」「英語文献講読」「東洋医学史特論」を設定した。

また、専門科目は以下のとおり編成した。

「基盤看護学領域」は、看護研究、看護教育学、看護理論、ヒューマンケア理論、フィジカルアセスメント、看護管理、看護技術の 7 分野で構成される。あらゆる看護実践に共通する理論と技術から構成される。看護は健康と疾病における人間のウェルネスの促進を生活という側面から支援する。したがってあらゆる年代のあらゆる健康レベルの個人・家族・地域住民に対する多様な看護が展開される。看護が単なるテクニックではなく高度な実践として学問的にも発展していくために、それら多様な実践の基盤（ベース）として不可欠な理論や技術を修得する。

「実践看護学領域」は、成人看護支援、療養支援看護学（在宅・老年）、療養支援看護学（精神）、看護ケア、育成看護学、家族看護学、公衆衛生看護学の 7 分野で構成される。さまざまな健康問題を抱え、医療施設や在宅等で療養生活を送る人々に対する QOL 向上のための療養生活支援について、実践的かつ学術的視野から学修する。また個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた家族支援、地域社会で生活する人々に対する健康の維持・向上支援について専門的視野から学修する。

また、特別研究と演習科目は、以下のとおり編成した。

「専門演習」は、学生の専攻する主たる看護学の領域において、実践力や研究力、教育力を修得する目的の演習を行う。対象者の看護実践に焦点をあて、看護実践に必要な研究論文の検索・クリティークを行う。自身が行う研究手法の一連の過程を、演習を通して体験し、特別研究Ⅰ・Ⅱにつなげる。

「特別研究Ⅰ」は、各研究指導教員が実績のある専門研究領域の範囲内で学生と相談の上テーマを決定し、そのテーマに沿った研究を行い、修士論文を作成するための一連の過程について指導する。リサーチ・クエスションの設定、専門領

域における文献検索とそのクリティック、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。

「特別研究Ⅱ」は、研究計画書に基づき、実験または調査等の実施、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。

2. 教育課程の特色

1) 共通科目

共通科目は、実践力や研究力、教育力の基盤となる能力、関連する多職種との連携や国外への広い視野を認識できる能力を修得することを目的とする。

共通科目は必修科目として「看護倫理特論」「チーム医療特論」「保健医療研究方法特論」の4単位と、選択科目の4単位を含む計8単位以上の履修を課する。

- ・看護倫理特論：人間が尊重され、その人らしく生きることを支援する看護として、現実の倫理的問題や看護者の葛藤について検討しながら看護倫理の本質を学修する。

- ・チーム医療特論：「医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、鍼灸師の視点から、チーム医療の観点で抽出された課題を検討する。また、各医療職の立場から合同討議をしてチーム医療の重要性を理解させる。」としていた。授業内容をさらに充実させるため、社会の多様なニーズに対応するため、地域医療や在宅等様々な場面を想定した視聴覚教材を用いたり、シミュレーション等を行ったりすることで、より実践的な判断力や行動力を養成し、多職種との連携・協働力、コミュニケーション力や、医療チーム内における看護職の指導的役割が担える能力を養う。

- ・保健医療研究方法論：保健医療学研究の基本的流れ、および各領域における主な研究手法と方法論について学修する。EBMの概念を理解し、情報を適切に収集・分析し、科学的・論理的・倫理的な思考によって研究と臨床を实践する態度を養う。

- ・保健医療教育特論：保健医療における教育の在り方と方法論を習得する。保健医療従事者としてクライアント（患者・家族・集団・地域住民等）に対する教育機能と、専門職としての保健医療従事者を育成する教育（基礎教育・卒後教育）について、各専門職の現状分析を試み、教育の機能を展望する。

- ・QOL評価法特論：生活の質（QOL）の評価方法やさまざまな疾患・障害等を持つ患者のQOLについて学修する。QOLを適正かつ客観的に評価し、健康回復を目指す患者のQOL向上につなげる応用力と発想力を身につける。

- ・代替・統合医療特論：現代医療と代替医療・東洋伝統医療それぞれの長所と短所を理解した上で、科学的エビデンスと患者の価値観の両面を重視することの

重要性を解説する。また、統合医療の重要な構成要素である代替医療の各種治療法について概説し、それぞれの有効性と安全性について批判的吟味を行う。

- ・英語文献講読：英語文献講読では、保健医療学領域の英語論文が読める、または、専門領域の英語論文に頻出する単語や構文が理解できる英語力を修得させることを目的とする。英語文献を読み、基本的な単語や構文について解説する。

- ・東洋医学史特論：中国医学は鍼灸治療と薬物学である本草学の二つから成り立つが、鍼灸書の古典と本草書の古典の概要を解説するとともに、それらが日本古代の医薬治療にも深く影響を与えていることをも、平安時代から江戸時代に至るまでについて解説する。

2) 専門科目

専門科目は、科学的思考に基づく看護実践力を育成するため、あらゆる看護実践に共通する理論や技術、あらゆる年代のあらゆる健康レベルの個人・家族・地域住民に対する多様な看護実践に必要な学術的・専門的視点を修得することを目的とする。

専門科目は、「基盤看護学領域」と「実践看護学領域」の2つの領域のうち1つの領域を主たる領域として選択8単位、他の領域から選択4単位の12単位以上の履修を課する。

① 基盤看護学領域

- ・看護研究特論：看護領域の研究について、一般論から実際の研究展開について学修するとともに、論文のクリティークを通してさらに理解を深め、特別研究へ繋げる。

- ・看護教育学特論：学問としての看護教育を問い、その対象（範囲）、研究方法、構成要素の構造的な理解等について文献学修し、看護教育学の全体像を描く。

- ・看護理論特論：看護理論家の諸理論の源泉を明らかにし、看護理論の理解を深める。また批判的検討を通じて、将来の臨床看護の実践、研究の基礎となる看護の理論的基盤を模索する。

- ・ヒューマンケア理論特論：あらゆる領域における看護実践の基盤となるヒューマンケアを多様な側面すなわち、人間（患者）の特性、人間関係の形成過程、ケアの特性等から掘り下げて考察する。また、ケアがどのように変遷してきたか、その背景も探求する。

- ・フィジカルアセスメント：対象患者の状態を判断あるいは把握し、必要とされる看護ケアへつなげるために、フィジカルアセスメントの具体的な方法・技術、基礎となる人体の構造と機能に関する知識、臨床でよく見られる症状、徴候・異常所見、病態生理などを学修する。

- ・看護管理特論：看護管理に必要な基礎理論に基づき、対象者・看護者双方に

として、効果的な看護を提供する仕組みについて考察する。看護における組織、人材資源活用、マネジメント、制度・政策について、既存の研究の系譜をたどり、理論の変遷と看護の現状について理解する。

・看護技術特論：看護技術をあらゆる看護実践に不可欠な行為として位置づけ、多方面から洞察する。また **evidence** を明確化することの意味内容を問い、専門職としての技術を考察し新たな技術の創生について考える。

② 実践看護学領域

・成人看護支援特論：急激な健康状態の変化や侵襲的治療によって身体・心理・社会的危機状況にある患者、疾病や障がいを持ちながら生活している患者に対する看護ケアを、科学的、専門的視点から探究する。さらに病院から地域・在宅への移行に向けての支援と課題について言及する。

・療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）：在宅ケアに関わる諸制度、関係多職種との連携など、在宅ケアシステム全体を視野に於き、健康障害を持ちながら、地域で生活する人々とその家族の支援について、看護に必要な諸理論、援助方法について学修する。また、高齢者を取り囲む社会の仕組みの変遷から高齢者の生きがい感、死生観や死を取り巻く制度を概観し、今後の課題や求められる老年看護の専門性を探究する。

・療養支援看護学特論Ⅱ（精神）：精神看護学では対象理解の視点がとりわけ重要であり、対象の立場に立ちながら患者や家族の生活過程を深く検討し全体像を描いていく。加えて、看護者が自己をどのようにとらえているか、また、患者と看護師の相互理解が有効に機能することによって患者がもてる力を発揮し自らリカバリーしていくことを認識しながら、そのために必要な看護理論と実践方法について学修する。

・看護ケア特論：看護ケアの原点とも言える「触れるケア」に着目し、「触れる」から波及する身体や心の現象を科学的に捉え、触覚メカニズムに基づく皮膚や脳などの生理的現象の理解を深める。また、ケアリングやコンフォート理論などの看護理論を用い、看護ケアとしての「触れるケア」を科学的に検証し、理論に基づいた的確な判断力と実践力を身につける。

・育成看護学特論：健康な女性の性周期に伴う内分泌、身体、心理的变化と影響を理解し、周産期における身体的・心理社会的変化と適応について学修する。疾病や障害の有無にかかわらず、次世代の健全育成に向けた健康の維持、増進を目的に、子どもの成長・発達について学修する。発達各期における成長・発達のプロセスとその特徴を、現代の子どもを取り巻く医療体制、社会環境において捉えるとともに、子どもの権利擁護と倫理的課題という視点から考察する。

・家族看護学特論：家族機能と家族のセルフケア機能、基盤となる理論（発達理論・システム理論・役割理論など）、制度の変遷、家族ケアの変遷、家族看

護アセスメントモデルの概要、関連する研究の動向などを学び、様々なライフサイクルにおける家族（母子・成人・高齢者・障がい者（児）・難病・在宅療養者などを支える家族）の発達課題と健康問題を解決するための看護過程を展開し、家族看護における理論や技法をふまえた看護介入を探究する。

・公衆衛生看護学特論：現代社会における個人・家族を取り巻く諸問題、社会との関連性について教育的かつ専門的援助力を探究する。また、先駆的公衆衛生看護活動事例や文献の分析等を通して、個々の生活および健康問題を解決する思考力を身につける。

3) 特別研究と演習科目

特別研究と演習科目は、科学的思考力、基礎的研究力、教育力を育成することを目的とする。

特別研究と演習科目は必修科目として、「専門演習」「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の10単位の履修を課する。

・専門演習：学生の専攻する主たる看護学の領域において、実践力や研究力、教育力を修得する目的の演習を行う。対象者の看護実践に焦点をあて、看護実践に必要な研究論文の検索・クリティークを行う。自身が行う研究手法の一連の過程を、演習を通して体験し、特別研究Ⅰ・Ⅱにつなげる。

・特別研究Ⅰ：各研究指導教員が実績のある専門研究領域の範囲内で学生と相談の上テーマを決定し、そのテーマに沿った研究を行い、修士論文を作成するための一連の過程について指導する。リサーチ・クエスションの設定、専門領域における文献検索とそのクリティーク、研究デザイン、倫理審査申請までの研究計画書の作成について指導する。

・特別研究Ⅱ：特別研究Ⅰをふまえて、研究計画書に基づき、実験または調査等の実施、データ分析、論理的解釈、論文執筆、プレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスについて指導する。

3. 教育課程編成・実施の方針

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりとする。

1) 教育内容（カリキュラム・ポリシー）

- ① 1年次前期に必修共通科目（看護倫理特論、チーム医療特論、保健医療研究方法論）で、看護実践における倫理、Evidence-Based Medicine（EBM）、研究に関する基本的概念と研究手法、多職種連携医療チームにおける各専門職の役割と課題解決に向けての看護専門職としての指導的役割等について学修する。また1年次前期または後期の選択共通科目で、保健医療教育、生

活の質（QOL）の評価法、代替・統合医療、英語文献、東洋医学史などのいずれかの専門知識を習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。

- ② 専門科目の特論科目を基盤看護学領域と実践看護学領域に区分し、いずれかを主たる領域として修士論文執筆に必要な専門的知識と技術を身に付ける。
- ③ 特別研究と演習科目では、1年次後期の専門演習において、専攻する主たる看護学の領域において、対象者の看護実践に焦点をあてた実践力や研究力、教育力を修得する目的の演習を行う。研究手法の一連の過程を、演習を通して体験し、特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱにつなげる。
- ④ 2年間を通して実施する特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱにおいて、看護実践に関する研究テーマを決定し、先行研究レビュー、研究計画立案、倫理審査書類作成、研究の実施、データ解析、解釈と考察、そして修士論文執筆まで、看護研究の一連の過程を体得させる。

2) カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの対応・関連

カリキュラム・ポリシー及び授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応及び関連を示すカリキュラムマップを【資料1】に示す。そのうち、ディプロマ・ポリシーに掲げた【科学的思考に基づく看護実践力】、【連携力とリーダーシップ】、【教育力】、【基礎的研究力】と直結している、あるいは強い関連を持つ各授業科目について以下に説明を加える。

【科学的思考に基づく看護実践力】：科学的思考をもって看護実践するための基盤として、共通科目の「看護倫理特論」「保健医療研究方法論」において、人を対象とする看護実践における倫理の本質と、EBMの概念、科学的・論理的・倫理的な思考によって看護実践する態度を養う。さらに、専門科目の自己の活動する領域において、個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた健康の維持・向上支援、QOL向上のための療養生活支援について実践的かつ学術的視野から学修し、看護専門職者として実践に活用することのできる能力を養う。

【連携力とリーダーシップ】：共通科目の「チーム医療特論」「保健医療教育特論」において、各専門職種から抽出された課題の合同討議をとおして、医療チーム内における看護専門職としての指導的役割と教育的機能が担える能力を養う。さらに、専門科目の自己の活動する領域において学修した実践的かつ学際的視野を関連する他領域、他職種、国外へと繋がる連携力に活用し、活動チーム内において専門職としてのリーダーシップを発揮できる能力を養う。

【教育力】：共通科目の「保健医療教育特論」において、保健医療における教育の在り方と方法論について学修し、専門科目の「看護教育学特論」及び、特別研

究と演習科目「専門演習」「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を通して、保健医療関連機関や看護基礎教育機関等において教育的機能を担える能力を養う。

【基礎的研究力】: 共通科目の「看護倫理特論」「保健医療研究方法論」において、保健医療学研究の基本的流れ、科学的・論理的・倫理的な思考によって研究を実践する態度を養う。特別研究と演習科目「専門演習」「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を通して、自己の活動する領域において研究のニーズを見出し、倫理観をもって適切な手法を用いて研究することができる基礎的能力を身につける。

3) 教育方法

- ① 講義か演習かにかかわらず少人数で対話形式の指導を行い、学生の自発的学習、課題発見、解決模索の態度を重視し促す。
- ② 専門演習では、基本的に特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱのテーマと一貫性のある内容とする。
- ③ 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱでは、看護研究の基本的な知識・技術を身に付けるコースワークから徐々に実践的なリサーチワークに移行させる。移行期は1年次後期とし、学生個別の能力と成長度に合わせて調整する。また、客観的評価とフィードバックができる公聴会を毎年設ける。1年次は中間報告会、2年次は成果発表会とする。
- ④ 研究者としての倫理観を養い、研究公正の重要性を自覚させるために、学内研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを毎年受講させる。

4) 学修成果の評価方法

- ① 各科目のシラバスに定める成績評価法にもとづき評価する。
- ② 共通科目、特論科目及び専門演習においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。
- ③ 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱにおいては、修士論文の内容だけでなく、当該テーマに関連して在学中に行った学会や研究会での活動内容、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

第4章 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織

教員組織は、①看護学における科学性、多様性、および臨床技術の重要性を踏まえて指導できること、②保健師または助産師または看護師の資格を持つ者を指導できること、③看護基礎教育における教育者を志望する者を指導できること、④看護学の研究を志望する者を指導できること、に配慮して編成した。

共通科目の授業を担当する教員として、QOL 評価法特論は 1 名の専任教員を配置している。チーム医療特論、保健医療研究方法論（兼任のみ）、保健医療教育特論、代替・統合医療特論、英語文献講読は、専任教員および兼任教員をオムニバス形式で配置している。看護倫理特論は兼任教員 1 名を配置している。

専門科目の基盤看護学領域の授業を担当する教員として、6 名の専任教員を配置している。この領域における教員の教育研究バックグラウンドは、学士課程の基礎看護学と臨床内科学である。この領域の教授の配置は、「看護研究特論」2 名、「看護教育学特論」1 名、「看護理論特論」1 名、「フィジカルアセスメント」1 名、「看護技術特論」1 名である。准教授の配置は、「看護管理特論」1 名である。

実践看護学領域の授業を担当する教員として、11 名の専任教員を配置している。この領域における教員の教育研究バックグラウンドは、学士課程の成人看護学、老年看護学、在宅看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、公衆衛生看護学、および助産学専攻科である。この領域の教授の配置は、「成人看護支援特論」2 名、「療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）」1 名、「看護ケア特論」2 名、「育成看護学特論」2 名、「家族看護学特論」2 名、「公衆衛生看護学特論」1 名である。准教授の配置は、「療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）」1 名である。

特別研究と演習科目の授業を担当する教員として、15 名の専任教員を配置している。専門演習は、各領域のバックグラウンドとなる学士課程教育に携わっている専任教員が 1～3 名ずつ共同で担当する。特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱは、各研究指導教員が専門研究領域の範囲内で指導を行う。

専任教員の合計は 15 名であり、博士学位保有者 8 名、修士学位保有者 7 名である。年齢別の内訳は、就任時に 70 歳代 1 名、60 歳代 5 名、50 歳代 6 名、40 歳代 3 名である。40～60 歳代をピークとした活発な教育研究活動が期待できる。

開設時、専任教員の年齢構成は、70 歳代に教授が 1 名、60 歳代に教授 5 名、50 歳代に教授 3 名、准教授 1 名、講師 2 名、40 歳代に教授 1 名、准教授 1 名、講師 1 名となっている。

本学の定年年齢が満 60 歳であり、森ノ宮医療大学 教員等定年規程【資料2】では、「大学の学部学科等の設置に係り、就任することが予定されている者は、それぞれの学部学科等の開設後、学年進行が終了する年度末まで在職を認める」と定めているため、定年年齢に達した教員については、完成年度まで在職させるものとする。看護学専攻での完成年度では、開設時に定年年齢を超えている 70 歳代、60 歳代の教授 6 名が定年年齢に該当しているため、学年進行終了時以降においては、本学の再雇用規程【資料3】、教育職員等の任期制に関する規程【資料4】に基づき、必要に応じて在籍を継続する。

さらに、学年進行終了時以降は、教育研究水準に支障をきたさず世代交代が円

滑に行われるよう、退職する教員の専門性、年齢、職位等を考慮し、適宜後任を補充する。この後任の採用は以下に示す方針で行う。

- ・本学の教育研究の維持・向上をはかるため、採用方法を内部昇格のみに限定せず、公募により外部からも広く候補者を求め、その中から適任者を確保する。
- ・採用はバランスのとれた年齢構成となるよう年齢も考慮する。
- ・原則として、定年まで4年以上の期間がある者を採用する。
- ・年齢構成は、下の表で職位ごとに定めた構成を目途に配慮して採用する。

将来の教員配置計画

			30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	計
開設時 (令和2年度)	基盤看護 学領域	教授		1		1	1	3
		准教授		1				1
		講師						
		計		2		1	1	4
	実践看護 学領域	教授			3	4		7
		准教授			1			1
		講師		1	2			3
		計		1	6	4		11
	計			3	6	5	1	15
令和4年度	基盤看護 学領域	教授			2*(補充 1)	1	(退任 1)	3
		准教授		1				1
		講師						0
		計	0	1	2	1	0	4
	実践看護 学領域	教授		1(補充 1)	4(補充 1)	2(退任 2)		7
		准教授		1(昇任 1)	2(昇任 1)			3
		講師	1(補充 1)		(退任 1)			1
		計	1	2	6	2	0	11
	計		1	4	7	3	0	15

* 40 歳代から 50 歳代への移行が 1 名

教員の医療資格は医師（1名）、保健師（4名）、助産師（3名）、看護師（14名）、柔道整復師（1名）である。このうち、複数の医療資格を有する教員は8名である。保健師及び看護師免許を有する教員4名、助産師及び看護師免許を有する教員3名、看護師及び柔道整復師免許を有する教員1名である。

2. 若手教員の育成計画

本学では、教員の自己研鑽を促し研究・研修を推進する目的で、研究内容や研究環境を考慮した上で、専任教員が週半日～1日を学外等での研究・研修活動に充てることを認めている。

若手教員に対しては、本学で教職課程を担当する教員を中心メンバーとする「教育方法改善研究部会」が、学内で年2回実施している授業アンケート結果を基に、授業内容の設計や改善策を検討し、指導法等のアドバイスを行う。また、「学術研究委員会」では、若手教員の研究に対する助言や支援に加え、研究における倫理教育を実施している。同委員会では研究費配分も行っており、若手教員のプロジェクトについても積極的に採用していく。さらに、若手教員の教育研究活動の資質向上のため、講師を対象とした大学院（博士課程）への進学についてもサポートしていく。

第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

本専攻では、1学年の定員を6名とし、修業年限を2年と設定する。少人数制で個人の希望や適性をふまえた教育指導を行う。特別研究Ⅰ・Ⅱのテーマについては、学生の希望、能力、経験、性格、興味、将来性などを考慮して決定する。学生は入学前に希望する教員と面接を行い、事前の相談を十分行うことを必要条件（受験の条件）とする。募集要項には、受験前に事前相談を行うよう明記し、受験生の希望する領域と研究テーマが選択できるよう教員が相談に乗る。

学生1人に対して、研究指導教員と副研究指導教員の2名による複数指導体制で履修指導や研究指導にあたる。研究指導教員は専門領域の研究指導を直接行い、副研究指導教員はその補佐と学術的助言を行うとともに研究指導が適正かつ円滑に行われているかについても評価し指摘する。研究指導教員は、学生が希望する研究テーマに加え、将来の方向性などを勘案しながら、教員の研究業績にもとづく指導可能性を踏まえて専任教員から選任する。研究指導教員と学生の話し合いによって副指導教員が選定される。研究指導教員と副研究指導教員は研究科委員会で決定する。

なお、仕事を持つ社会人学生が勤務を継続しながら修学できるよう長期履修制度を実施する。

2. 履修指導

履修指導は特別研究Ⅰ・Ⅱ指導教員が担当し、個々の学生の希望や将来のビジ

ョンを把握した上で、学生とともに適切なキャリアパスを想定し、それに沿った授業科目の履修を指導する。

学生は専門科目の 2 つの領域のうち 1 つの領域を主たる領域として選択 8 単位、他の領域から選択 4 単位の計 12 単位を履修しなければならない。

履修モデル【資料5】

保健医療福祉関連施設などにおいて指導的役割を果たすことができる高度な専門的知識や技術を兼ね備えた看護実践者を目指す学生の場合、実践看護学領域を主たる領域として選択し、他領域については、基盤看護学領域の看護教育学特論、ヒューマンケア理論特論を選択することが望ましい（履修モデル 1）。また保健医療福祉関連施設などにおける看護師長等看護管理者を目指す学生の場合、基盤看護学領域を主たる領域として選択し、他領域については、実践看護学領域の成人看護支援特論、家族看護学特論を選択することが望ましい（履修モデル 2）。また、看護基礎教育機関などにおける教育研究者を目指す学生の場合、基盤看護学領域を主たる領域として選択し、他領域については、学生の専門とする領域の特論を選択することが望ましい（履修モデル 3）。

3. 研究指導の方法

研究指導教員および副研究指導教員は連携を取りながら、修士（看護学）の学位を有するにふさわしい人材の育成に努める。

人間または動物を対象とした研究における倫理的妥当性については、本学ですでに制定されている倫理指針および倫理審査規定を大学院の研究にも適用することとし、研究に直接関わる教員や大学院生以外の審査員によって審査、指摘、承認を受ける仕組みとし、遅くとも 1 年次の年度内に倫理審査の承認を得て研究を開始させる。（森ノ宮医療大学学術研究委員会研究倫理審査部会規程【資料6】

論文審査は、厳格性と透明性を確保するため、主査 1 名、副査 2 名の合計 3 名の審査委員を選任し、審査委員による論文審査と最終試験により評価を行う。審査委員は、研究テーマにもとづいて研究科委員会で選任する。審査対象となる学生の研究指導教員は、その学生の主査として選任できないこととする。主査は本研究科の専任教員から選任するが、2 名の副査のうち 1 名は当該論文に関する専門知識を持っているならば本学学部の教員あるいは学外の専門家を選定してもよいこととする。

審査委員を含む教員および学生が参加する公聴会（研究発表会）を開催して研究内容を公開し、その内容の評価を論文審査と最終試験の評価に組み入れるとともに、主査は必要に応じて論文の修正を求める。最終試験は論文内容を中心とした関連科目について口頭または筆記によって行う。特別研究の内容および論

文の審査については特に以下の点について評価する。

- 1) 研究目的が明確であり、目的に沿った計画が立てられているか
- 2) 看護学におけるオリジナリティがある研究か
- 3) 研究計画通りに遂行され、適切なデータ分析と解釈を行っているか
- 4) 倫理的観点および利益相反の面から問題のない研究であるか
- 5) 論文は先行研究を踏まえて十分考察し、論理的に執筆されているか
- 6) 結論は妥当であり、看護学の発展に貢献しているか
- 7) 質疑応答に適切に対応し、指摘内容を反映した修正がされているか

主査は、学位認定に関する規程および細則【資料7.8】に基づいて、審査委員による論文審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、そこでの議決をもって最終的に修士の学位認定の決定を行う。論文審査および最終試験に合格した修士論文は、当該年度もしくはその次年度の森ノ宮医療大学紀要にその抄録と審査結果を公表するものとする。また、研究指導員は学生の研究成果について学会発表や学術雑誌への投稿を積極的に勧めて研究成果を広く公開するとともに、学位の質の向上に努める。

本章「1. 教育方法」で述べたとおり、研究指導は研究指導教員と副研究指導教員の2名が担当する。

研究指導教員は、専門領域の研究指導を直接行い、研究テーマの設定、先行研究論文の紹介、研究計画の立案、研究技法のトレーニング、倫理審査申請、研究発表会、データの収集と解析、考察、中間報告会発表、学会発表、論文の執筆、査読への対応、公聴会発表、修士論文の提出など、学位取得に至るまでのすべての研究活動に対して責任をもって指導する。研究指導教員は研究進行状況や指導内容の詳細を副研究指導教員に伝え、意見を聞き入れて学生に対する研究指導の質を高めることに努めなければならない。研究指導教員は当該領域で指導可能な研究業績をもつ教員の中から研究科委員会で決定する。

副研究指導教員は、研究指導教員から研究進行状況や指導内容に関する報告を受け、それに対してより良い研究指導及び研究環境を実現するための意見を提示する。また、先行研究論文検索方法、研究計画書の体裁や論理性、倫理審査申請の書式や内容、統計解析、研究発表のスライドやプレゼンテーション技法、論文の体裁や論理展開など、すべての研究テーマに共通するような知識や技法について研究指導教員とともに指導及び助言を行う。さらに、研究指導教員と学生の間で思考や信念の一方的な押し付けやハラスメントが生じないよう監視するとともに、頻繁に両者の対話や通信に関与することによって学生が精神的に追い込まれたり孤独を感じたりしないよう常に配慮する。前述のとおり、副研究指導教員は、研究テーマと関連する領域で実績を有する教員から適切と思われる候補者を、学生と研究指導教員の話し合いによって選び、研究科

委員会で決定する。(研究指導の標準的スケジュール【資料9】)

以上のように、研究指導教員と副研究指導教員の連携によって適切な研究指導体制と研究環境を構築して、修士(看護学)の学位を有するにふさわしい研究と学位論文の質を目指すこととする。

4. 修了要件

課程の修了には、2年以上在学し、共通科目は必修科目4単位と選択科目4単位を含む8単位以上、専門科目は、基盤看護学領域と実践看護学領域の2つの領域のうち1つの領域を主たる領域として選択8単位と他の領域から選択4単位の12単位以上、特別研究と演習科目は専門演習と特別研究Ⅰ・Ⅱの必修10単位として、合計30単位を取得し、研究指導を受けて論文審査と最終試験に合格することが必要である。

第6章 施設、設備の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

校地は平成18年に大阪市住之江区南港北1丁目26番16号(地番:1丁目39番1号)に7,683.81㎡の土地(容積率800%)を大阪市から購入し、平成20年に隣接する同南港北1丁目39番2号に8,311.43㎡を追加購入、さらに平成28年に隣接する同南港北1丁目40番1号～3号、8号～9号に16,941.41㎡を追加購入したことにより、合計32,936.65㎡を保有している。大阪市営地下鉄中央線のコスモスクエア駅から徒歩約1分の場所にあり、学生の通学や教職員の通勤に高い利便性と、市民に開かれた大学としての役割を担うことができる立地条件である。

近隣には、高層マンションやオフィスビルが林立し、徒歩5分圏内には入国管理局や大阪府咲洲庁舎等があり、行政との連携を積極的に行っている。一方、海辺等の自然が間近にあり、学生と市民が触れ合うことができる憩いの場を介し、豊かな人間性を醸成し、学生に活力をもたらし、専門職医療人の育成の環境としてふさわしい立地であると考ええる。

2. 校舎等施設の整備計画

現有校舎は「東棟」(延床面積7,193.15㎡)、「学生食堂棟」(同603.63㎡)と「西棟」(同4,523.74㎡)、「南棟」(同10,940.87㎡)などがある。これに加えて5階建ての新校舎建築(5,480.17㎡予定)を計画している(平成31年2月着工、翌年1月竣工)。

1) 講義室・演習室

講義室及び演習室は既存の学部等の講義室、演習室を共用する。特に看護学専攻が使用するものとして、西棟6階の小講義室2室を整備する。

2) 実験室・実習室及び教育・研究機材、器具等

実験室及び実習室については基本的に既存の学部等と共用することとし、教育・研究機材、器具などの備品についても同様に共用することとする。また、専任教員の研究室も同様に共用することとする。学部や大学院（修士課程、博士後期課程）との共用でも支障なく使用できるよう、配慮して時間割を組む。

【資料10】で看護学専攻の時間割を示す。

3) 学生の研究室

学生の研究室については西棟6階に整備する。また、看護学専攻の学生用の机、椅子、ロッカー、パソコン（貸与）を人数分用意し、研究体制の充実を図る。

【資料11】で学生の研究室の見取図を示す。

3. 図書等の資料及び図書館の整備状況

2007年の開学以降、医療系大学に必要な専門分野の資料を積極的に収集すると同時に、高度教育機関として、教養関連の資料の充実に尽力してきた。

2016年5月には図書館を東棟から南棟へ移転。資料の所蔵容量を大幅に増やした。

「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。」という大学の目的に基づき、「チーム医療」に重点を置いて更なる資料の充実に努めている。

看護学専攻の設置に向けて、下記の記載点において準備し、都度整備を進めている。

1) 図書館の整備状況

南棟の2階部分にあり、面積は1,027.17m²。

図書収容能力は約8万冊、閲覧座席数は274席である。開館時間は平日8時から20時30分、実習中の学生も利用できるよう、土曜日と日曜日は11時から17時まで開館している。早朝の講義前の朝活支援と、講義後の復習支援にも力を注いでおり、必須科目の講義と連携し、毎年、全学科・専攻を対象としてクラス内容に合った図書館ガイダンスを実施している。

ソファとカウンター完備の、蓋つき飲み物が持込可能なブラウジングスパー

スを設置する一方で、全面的に私語を禁止した空間となっている。くつろげる環境と自習学習に集中する環境の両者を提供することで利用者の多様なニーズに沿った環境を提供している。

グループ学習室を3室設置し、ノートパソコンを持ち込んでのプレゼンテーション練習や、視聴覚資料を用いたグループ学習が可能になっている。

館内はWi-Fi環境が完備され、貸出用ノートパソコン10台、電子情報の閲覧及び情報検索用常設パソコン52台と、プリンタ5台を設置し、ノートパソコンからもプリンタへの出力が可能。利用者の多様なニーズに沿ったパソコン利用を可能としている。

蔵書検索（OPAC）と、データベース検索専用端末を2台設置、図書館入口には磁気ゲートシステム（BDS）を設置し、資料を管理している。

2) 図書資料整備計画

現在、既に所蔵している基礎医学系、看護学系専門分野の資料は充実しているが、改訂版や、新たに出版された基礎科目関連資料を購入することで今後の更なる充実を図るとともに、専門科目の高度な研究を支援するため、専門書に特化した収集を目指す。

毎年1,400万円の資料購入予算が予定されており、各学科・専攻の教員や学生からのリクエストを反映した所蔵を行っている。

また、教養科目の資料については、常時リクエストを受け付けている。2011年からは、教員を対象に実施している指定・推薦図書制度において募集を行う際に、購入が可能となっている。

学術雑誌の資料整備計画については、既存の看護学分野の雑誌57誌（和雑誌52誌、洋雑誌5誌）を購入している。

紀要については、21誌導入している。

電子ジャーナルについては、看護学を含む洋雑誌18誌をオンライン購読可能な雑誌として導入している。

データベースは5タイトルを導入している。

【資料12】で所蔵雑誌のリストを示す。

3) 他情報機関との協力

国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に加入しており、全国の情報機関と連携し、文献複写受付・依頼と、相互貸借機能の充実を図っている。

また、私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会に所属し、地区内での相互協力を努めている。また、日本看護図書館協会に所属し、全国の看護系の

図書館と連携して、相互協力に努めている。

4) 学術情報センターとしての機能

蔵書検索機能（OPAC）を導入し、学外からの蔵書検索を可能にし、今後も図書館システムのバージョンアップを随時、実施していく。

電子書籍も購入しており、スマホから必要な書籍を閲覧することを可能としている。

また、文献ナビゲーションシステムとして、「360Link」を導入しており、スムーズな文献検索を可能にしている。

更に、実習先などで文献検索ができ、かつ、文献を入手できるよう「ProQuest」、「メディカルオンライン」、「医中誌web」の学外利用サービスを導入し、学外でも学習支援をサポートするシステムを構築している。

第7章. 入学者選抜の概要

1. 保健医療学研究科看護学専攻のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本大学院保健医療学研究科看護学専攻では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を設定した。

看護学専攻のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本学の保健医療学研究科看護学専攻は、高度な専門的職業人を育成するために、本大学院の学修内容に強い関心と意欲を有しているのと同時に、専門的知識・技術の修得のために最低限度必要な看護系大学学士レベルの基礎学力、専門知識、さらには主体的な行動力・協働力を兼ね備えて入学してくることを求めています。具体的には以下のような人物像を求めます。

- 1) 【専門的知識】看護学分野における学士レベルの基礎学力と専門知識を有している。
- 2) 【他の医療職・医療体系への関心】対象者個別の事情や価値観によってさまざまな医療の選択肢があることを認識し、看護学の範囲だけでなく他の医療職や医療体系を理解することに強い関心と意欲を有している。
- 3) 【協働能力とコミュニケーション力】他者と協働できるコミュニケーション力、思考力、及び判断力を有している。
- 4) 【学修努力の覚悟】修士の学位をもつ高度な専門的職業人になるため、知識・技術・人間性を高める努力を惜しまず、最後までやり遂げる覚悟がある。

入学試験において、上記 1) を筆記試験、2) を出願時提出書類と面接試験、3)、4) を面接試験によって評価する。

以上が、本学大学院保健医療学研究科看護学専攻のアドミッション・ポリシーである。ディプロマ・ポリシー及び、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをまとめて【資料13】に示す。

2. 学生の受け入れ

1) 入学定員

入学定員は次のとおりとする。

専攻名：看護学専攻（修士課程）

入学定員（名）：6

収容定員（名）：12

2) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者。

- ①大学を卒業した者
- ②大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ③外国において、学校教育における16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- ④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- ⑤我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- ⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦指定された専修学校の専門課程を修了した者
- ⑧旧制学校等を修了した者
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- ⑩本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学の年度当初において22歳に達した者

3) 入学者選抜方法

(1) 受験資格

- ① 大学を卒業、または卒業見込の者で保健師、助産師、看護師等の資格を有

する者（資格取得見込み者を含む）

- ② 本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者（資格取得見込み者を含む）

※「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」とは、森ノ宮医療大学大学院学則第10条5項に示すとおり、本研究科において個別の入学資格審査（学力試験と面接）により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので22歳に達した者をいう。また、同学則第10条に示すように、高度専門士の称号を得た医療系専門学校卒業生なども大学卒業者と同等以上の学力があるとみなすこととする。

(2) 試験科目

筆記試験（英文および小論文含む）、面接試験を実施する。筆記試験の英文では、大学院教育を受けるにふさわしい文献読解・理解の素養があるかどうかを評価する。小論文では、医療従事者としての基本的知識、倫理観、論理的思考能力、客観的表現力などについて評価する。面接では、他者とのコミュニケーション能力、独創性、修士（看護学）取得に対する目的意識と意欲などを評価する。

第8章 基礎となる学部、修士課程との関係

本学保健医療学部は、大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的としている（森ノ宮医療大学学則第4条の2 第1項）。また、本学保健医療学部看護学科は、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的としている（同学則第4条の2 第5項）。したがって、看護学科のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

1. 【精度の高い専門的知識と専門技術】地域社会や医療現場等でのチームにおける看護の役割を理解し、自己の看護観をもち、実践に即した精度の高い知識と専門技術を活用し、それぞれの立場を理解した上で看護力を発揮することができる。

2. 【チーム医療で活躍するための幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力】チーム医療を実践するために他職種に関する幅広い知識と患者・家族の想いを理解し、チーム医療の実践に欠かせない協調性・コミュニケーション能力を駆使して、根拠や倫理観に基づいたケアを提供することができる。

3.【豊かな人間力】他者への思いやりの心を持ち、人によりそう豊かな感性、その想いを医療の力にかえることのできる人間力、さらには生命と真摯に向き合う高い倫理観を育むことができる。

4.【主体的問題解決能力】看護が実践される現場に適応し、患者や家族あるいは地域住民といった人々のニーズを見極め、個別のニーズに応えられるよう主体的に創造的に問題を解決することができる。

本学保健医療学部看護学科の教育課程は、教養科目群、学部共通科目群、学科専門科目群から構成され、看護の専門科目では、看護実践の基盤となる各看護学に対応した科目を配置し、最終学年ではそれらを統合した統合分野の科目を配置している。また、多職種連携教育（IPE：Interprofessional education）を積極的に導入し、チームで模索・討議し、協調性をもって解決策を検討するチーム医療実践のための演習等を取り入れている。しかし、現在の学士課程の知識や技術等の教育内容では、多様化する看護実践の現場や社会のニーズに応え、多職種と連携して、看護専門職として指導的役割を果たすほど深く修得させることは難しい。そこで、本学大学院保健医療学研究科看護学専攻においては、看護学分野を教育・研究の対象として看護学そのものを深く探究し、より高度な専門的知識とevidenceに基づく看護実践を志向するために、教育・研究的視点をもって指導的役割を果たすことができる看護実践者の育成に主眼を置く。本学の学部と大学院教育の関係図を【資料14】に示す。専門科目は、「基盤看護学領域」と「実践看護学領域」の2領域を設定する。このことによって、あらゆる年代のあらゆる健康レベルの人々に対する多様な看護と、それら多様な実践の基盤（ベース）として不可欠な理論や技術を修得することができる。また、さまざまな健康問題を抱え、医療施設や在宅等で療養生活を送る人々に対する療養生活支援と、個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた家族支援、健康の維持・向上支援について修得することができる。本看護学専攻の入学者は、本学の保健医療学部看護学科を卒業した者はもちろんのこと、それと同等の学問的背景と学力をもつ学外出身者も積極的に受け入れる姿勢である。

第9章 管理運営

1. 教学面における管理運営体制

本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築する。

1) 研究科委員会

森ノ宮医療大学 大学院学則及び研究科委員会規程【資料15】に基づき、以下

の教学面における重要事項を審議する。

- ① 教育課程に関すること
- ② 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- ③ 学生の賞罰に関すること
- ④ 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- ⑤ 研究科授業担当教員の選考に関すること
- ⑥ 学位の授与に関すること
- ⑦ 研究科長の諮問したこと
- ⑧ その他、研究科の運営に関し重要な事項

また、これらの事項のほか、理事会ならびに学長の諮問した事項を審議する。

研究科委員会の編成は学長、研究科長、研究科担当教員をもって組織する。

研究科委員会の開催については、月1回（毎月第3木曜日）を定例研究科委員会とするほか、必要に応じて臨時研究科委員会を開催することができることとし、研究科委員会の機動的な体制を確保している。

2) 管理運営会議

上記研究科委員会で審議する事項及び重要事項をあらかじめ検討、調整するために、管理運営会議を置く。この構成メンバーは、学長、副学長、学部長、研究科長、専攻科長、学科長、図書館長の他、理事長、法人本部長、事務局長、教務室長、学生支援室長、総務室長、広報室長等で構成し、会議については月1回（毎月第2木曜日）を定例の管理運営会議とする。

2. 研究科委員会に関連する下部組織としての委員会

研究科委員会の運営を適切かつ有効的に行うために、専門的事項を審議、起案、また実行することを目的として、諮問機関として下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定める。

1) 教務委員会

教育課程の編成、運営及び授業科目の履修、試験等に関することなどを審議検討し、研究科委員会に上申するため設けている。

2) 自己点検評価・FSD委員会（FSDとはFDとSDを総称する本学独自の造語。以下FSDとする。）

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取り組みについて検討、提案、具体的運営を図るため設けている。

第10章 自己点検・評価

1. 実施の方法と体制

本学の大学院では、自己点検・評価に関して、必要な事項を定めた「森ノ宮医療大学大学院自己点検評価・FSD委員会規程【資料16】」に則り、「大学院自己点検評価・FSD委員会」を設置して、自己点検・評価に関わる活動を展開している。

大学院自己点検評価・FSD委員会は、法人本部長、学長、研究科長、事務局長等で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD及びSDへの取り組みを推進する。

教育活動評価の重要な指標として、「授業評価アンケート」を年2回実施しているほか、年に2回、教員同士が相互に評価を行う「公開授業週間」を全学的に実施している。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっており、本学では平成29年度「自己点検報告書」を公表している。また、ホームページの「数字で見る森ノ宮医療大学」の中でも各種の教育関連データの公表を行っている。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっているが、本学では平成23～30年度にかけて毎年実施しており、それぞれの報告書を翌年6月に公表している。平成25年度分については、平成25年度大学機関別認証評価「自己点検報告書」として平成26年3月に公開した。

2. 結果の活用・公表

1) 結果の活用

評価の結果に基づき、成果が到達目標に至った項目については、さらに向上を目指すための検討材料として利用する。また、成果が到達目標に至らず、今後も継続して改善が必要な項目については、「自己点検評価・FSD委員会」と対象部署が協力して原因を追求するとともに、改善の方向性を検討し、随時具体化を図る。また、評価の結果については「中期経営計画」にも反映させている。

2) 評価報告書の作成と公表

各評価項目の評価結果とそれらを集約、分析した結果、見出された課題等の詳細を「自己点検報告書」にまとめている。

自己点検・評価の結果等の関連情報の発信手段としては、大学のホームページや各種制作物を活用して、学内外へ公表している。

3) 評価

各評価項目について、4段階で評価する。さらに、「自己点検評価・FSD委員会」では、評価の指標によって表現しきれない側面、要因、状況等を考慮に入れて結果を総合的に検討、点検し、必要な調整、修正により補正を行い、自己点検・評価を確定する。

自己点検・評価・改善のそれぞれの活動の中でも、大学を改革し発展させるために最も重要なことは、全学を挙げて達成に取り組む姿勢と不断の努力の積み重ねであると考えられる。本学では1年サイクルで「事業報告書」と「事業計画書(年報)」を作成し自己点検・評価を実施している。

3. 評価項目

本学の大学院および全学科の教育、研究活動に携わる全部門の活動を対象とし、認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を基本に、以下の項目について自己点検・評価を行っている。なお平成31年度に作成予定の自己点検報告書については新評価システムに対応した項目に変更する予定である。

①使命・目的等

- ・使命・目的及び教育目的の明確性
- ・使命・目的及び教育目的の適切性
- ・使命・目的及び教育目的の有効性

②学修と教授

- ・学生の受入れ
- ・教育課程及び教授方法
- ・学修及び授業の支援
- ・単位認定、卒業・修了認定等
- ・キャリアガイダンス
- ・教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- ・学生サービス
- ・教員の配置・職能開発等
- ・教育環境の整備

③経営・管理と財務

- ・経営の規律と誠実性
- ・理事会の機能
- ・大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- ・コミュニケーションとガバナンス
- ・業務執行体制の機能性
- ・財務基盤と収支

- ・会計

④自己点検・評価

- ・自己点検・評価の適切性
- ・自己点検・評価の誠実性
- ・自己点検・評価の有効性

本看護学専攻も同条の項目に基づき研究科委員会の中で自己点検・評価を行う。

4. 認証評価

学校教育法第 109 条において、大学・大学院は政令で定める期間（7 年以内）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることとされている。

森ノ宮医療大学及び大学院では、平成 25 年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」による認証評価を受審し、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているという大学機関別認証評価を受けた。認定の期間は、令和 2 年（2020 年）までとなっている。

今後も次回の認証評価を受けるべく、自己点検・評価・改善計画に則り、教育に関わる様々な情報を集約し、教育の質の保証に向けたシステムを構築するとともに、「中期計画」とリンクしながらPDCA サイクルを取り入れた取り組みを実施していく。

第11章 情報の公表

学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、法人の基本情報、法人の経営及び財政に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、事業報告に関する情報、設置認可(届出)申請に関する情報等を刊行物及びホームページによって広く公開している。

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成23（2011）年4月1日より施行された教育情報の公表については、ホームページのトップページに「情報の公表」のタブを設定して、必要十分な情報にすばやく到達できるよう設定し、年度ごとの事業報告（年報）等の最新情報を提供している。

財務情報の公開についても、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表）監査報告書を公開し、閲覧や印刷ができるようにしている。また、財務情報については、別資料を作成し、解説、グラフ等を多用して、分かりやすさに配慮して公表・公開している。

本学では、教育研究活動を含め、大学運営に関わるあらゆる状況について、

事業報告書（年報）等の刊行物への掲載やホームページ等により広く周知を図っている。情報の提供は、以下の方法により教育研究活動、入学試験情報、社会活動等に関わる内容を広く提供している。この際、個人情報保護への配慮を怠らないようにしている。なお、情報の提供については、学部等と協働で実施している。

以下の本学のホームページアドレスは細分化されているため、主なアドレスのみ記載している。

1. 大学の教育研究上の目的に関すること

森ノ宮医療学園の概要や大学の目的、学部の目的、学科の目的（鍼灸学科・理学療法学科・看護学科・臨床検査学科・作業療法学科、臨床工学科）、大学院（修士課程、博士後期課程）、助産学専攻科の教育研究上の目的を公表している。

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/mind.html>

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_1.pdf

2. 教育研究上の基本組織に関すること

学校法人森ノ宮医療学園の構成等について公表している。

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/organizational.html>

3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

専任教員数・教員が有する学位及び業績・教員1人当たりの学生数・年齢別教員数・職階別教員数・専任教員数と非常勤教員数の比率等について公表している。

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_2.pdf

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/kyoin.php>

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_1.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_3.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_4.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_5.pdf

4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッション・ポリシー、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、就職者（進学者）数、収容定員充足率、入学者推移、社会人学生数、留学

生数及び海外派遣学生数等について公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_2_1.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_7.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_2_2.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_8.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_12.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_13.pdf

5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

各学科の授業科目・単位数・講義概要の検索と一覧表・シラバス照会システム等を公表している。

<https://portal.morinomiya-u.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>

6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（学則からの抜粋）や教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学位授与数と授与率、退学・除籍者数、中退率、留年者数等を公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_5.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_6.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_6.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_9.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_11.pdf

7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎の概要、キャンパスマップ、施設紹介、図書館の概要や学生生活（クラブサークル紹介、学生支援センター、年間スケジュール、学生食堂、下宿・マンション紹介、交通アクセス）について公表している。

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_3_1.pdf

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/campus/index.html>

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/access.html>

8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用（年間）を公表している。

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_4.pdf

9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の修学に関する支援体制、学生の進路選択に関する支援体制、心身の健康等に関する支援体制について公表している。

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_5.pdf

10. その他

1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検報告書、認証評価の結果等について公表している。

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/certification/jikosaiten.pdf>

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/certification/hyouka.pdf>

2) 財務に関する情報

財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書、財務の状況を平易に説明する資料、事業報告書（年報）、事業計画書等を公表している。

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/h29_kansahojin.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/h29_kansahokokusho.pdf

https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/h29_jigyo.pdf

以上のように、教育情報と財務情報は、刊行物（大学案内・大学ガイド・学生便覧等）と「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp/>により、学内外すべてに公開されている。

第12章 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、教育、研究、臨床を通じて広く社会的、国際的貢献を果たすため、それらに携わる教員の資質の維持向上を目的に自己点検評価・FSD委員会を設置し、方策を立て実施、改善を図る。

1. 自己点検評価・FSD委員会実施体制

自己点検評価・FSD委員会は、法人本部長、学部長、学科長、事務局長、事務局管理職、専任教員と専任事務職員で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD及びSDへの取り組みを推進する。特に大学院では、自己点検評価・FSD委員会にて年度計画が検討され、研究科委員会の承認を得て、大学院学術セミナー等、教職員全員等を対象に毎月開催している。

2. SD の実施体制

毎年2回以上、SDに関する研修会等を開催している。平成30年度においては教職員を対象としたものとして、研究費の取り扱いやリスクマネジメントをテーマにセミナーを実施したほか、外部講師を招いてチームビルディング研修を開催した。また、新卒採用者を対象とした新卒研修を実施や、他大学と連携し、ロジカルシンキング、タイムマネジメントなどに関する合同研修を実施するなど、大学職員に必要な知識、技能の取得、資質向上を図っている。これらの企画は本学人事制度などにに基づき、自己点検・評価FSD委員会において年度計画が検討され、毎年開催されている。

3. FD の実施体制

1) 教員の資質を判断する客観的・合理的な評価の策定

以下の5項目の視点から各教員を客観的・合理的に評価し、人事配置、その他本学のシステムを検証、改革するための指針とし、さらに学生による授業評価ならびに教職員による公開授業見学会の結果分析を踏まえ、教育環境の改善を図り教員の資質向上に資する。なお、教員の資質を判断する際の客観的・合理的基準や評価項目については、本学の管理運営体制、社会的要請などを考慮し策定を進めるものとする。

① 学生による授業評価

学生による授業評価を前期と後期に1回ずつ実施し、全教員が最低でも年に1回は評価されるよう対象となる科目を設定している。各科目の評価結果は自己点検評価・FSD委員会を通じて各教員に還元するとともに、結果の総括を学内に公表し、それ自体を本学の自己評価の対象とすることにより、教育活動の向上・改善に活用する。状況に応じ、学長、学部長、学科長より直接指導を行うことがある。

② 教職員による公開授業見学会

教職員による公開授業見学会を、前期と後期に1回ずつ実施し、全教員が最低でも年に1回は評価されるよう対象となる科目を設定している。

公開授業見学会に参加した教職員は見学した授業のアンケートを記入し、そのアンケート集計結果については自己点検評価・FSD委員会を通じて各教員に還元するとともに、結果の総括を学内に公表し、それ自体を本学の自己評価の対象とすることにより、教育活動の向上・改善に活用する。状況に応じ、学長、学部長、学科長より直接指導を行うことがある。

③ 研究活動の評価

各年度に、研究進捗状況、競争的研究資金の獲得状況、研究業績(専門誌掲載、著作、学会発表、シンポジウム発表)、研究を通じた社会貢献など、各教員の研

研究活動評価を行う。これら研究活動状況は、各年度に各教員により策定される「教員目標管理シート」にて共有・評価され、各教員へフィードバックすることで、研究能力の向上、研究活動の推進を促し、同時に教育内容の充実にもつなげる。また、この評価を本学の自己評価の対象とすることにより、大学全体の研究・教育体制の強化を図る。

④ 大学運営への貢献度に対する評価

担任やチューター業務、各種委員会活動等、大学運営にかかわる様々な業務の取り組み内容に対し評価を行う。取り組み状況は、各年度に各教員により策定される「教員目標管理シート」にて共有・評価され、各教員へフィードバックすることで、大学運営への積極的な貢献を促し、より優れた教育現場の確立につなげる。また、この評価を人事配置に活用、あるいは本学の自己評価の対象とすることにより、組織全体の教育体制の強化を図る。

⑤ その他の活動報告

各種社会活動やボランティア活動など、教員が参加しているさまざまな活動についても、その活動状況は、各年度に各教員から策定される「教員目標管理シート」にて共有・評価され、教員の資質向上の契機とする。各教員の活動を学生教育に生かす施策を講じ、研究内容の充実を図る。

2) 教員の研修・研鑽機会の創出

教育活動改善への取り組みを積極的に進める。学生による授業評価および公開授業見学会（前述）に加え、大学としての組織的な教育方法、教育内容の改善に取り組み、教員の研修、研鑽機会の創出を通じて、大学に対する社会の要請に応えるとともに、教員の資質向上を目指す。具体的には以下の方策をとる。

① 教育活動改善担当者の配置

研究科委員会のもと、自己点検評価・FSD委員会が下部組織である教育方法改善研究部会において教育活動改善担当者を指名して各教員の教育活動改善への取り組みを担当し、必要に応じて教員に対して助言や指導を行う。

② 教育活動改善に関する研修、研究機会の確保

各年度末に1回、学内で教員相互が多様な観点から教育活動改善について研修・研究する機会を設ける。また、教員に学外での教育活動改善に関する研修・研究機会の情報提供を行うとともにその活用を奨励する。

以上

設置趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科
看護学専攻（修士課程）カリキュラムマップ
- 資料 2 森ノ宮医療大学 教員等定年規程
- 資料 3 学校法人森ノ宮医療学園 再雇用規程
- 資料 4 森ノ宮医療大学 教育職員等の任期制に関する規程
- 資料 5 履修モデル
- 資料 6 森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程
- 資料 7 森ノ宮医療大学 学位規程（案）
- 資料 8 森ノ宮医療大学大学院 学位審査（修士課程）に関する細則
- 資料 9 看護学専攻（修士課程）研究指導の標準的スケジュール
- 資料 10 保健医療学研究科看護学専攻（修士課程） 時間割表
- 資料 11 院生研究室の見取図
- 資料 12 森ノ宮医療大学附属図書館 所蔵雑誌リスト
- 資料 13 大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）の3つのポリシー
- 資料 14 基礎となる学部教育課程と大学院教育課程の関係
- 資料 15 森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程
- 資料 16 森ノ宮医療大学大学院 自己点検評価・FSD委員会規程

■森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）カリキュラムマップ

ディプロマポリシー (DP：学位授与方針)						【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】 ●看護学専攻の方針 看護学専攻修士課程では、高度な専門的知識と教育・研究的視点をもち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的としています。本学ではこれを実現するための教育体制を整えており、下記のような能力・資質の獲得を以て修了を認定し学位を授与しています。 ●4つのディプロマ・ポリシー ①【科学的思考に基づく看護実践力】 自己の活動する領域において、常に専門性とevidenceに基づいた看護実践を志向し、看護専門職者として実践に活用することができる。 ②【連携力とリーダーシップ】 自己が活動する領域から関連する他領域、他職種、国外へと繋がる連携力を持ち、活動チーム内において専門職としてのリーダーシップを発揮する。 ③【教育力】 保健医療関連機関や看護基礎教育機関等において、当該機関の理念や目的を認識し、クライアントに対する教育的関わりだけでなく、同僚や学生に対する教育的機能を発揮することができる。 ④【基礎的研究力】 自己の活動する領域において研究のニーズを見出し、倫理観をもって適切な手法を用いて研究することができる基礎的能力を身につける。				
区 分	授業科目	年配 次当	単位数		履修方法 及び 卒業要件	D P ①	D P ②	D P ③	D P ④	
			必修	選択						
共通科目	看護倫理特論	1前	1		必修4単位＋選択4単位以上	◎	○	○	◎	
	チーム医療特論	1前	1			◎	◎	◎	○	
	保健医療研究方法論	1前	2			◎	○	○	◎	
	保健医療教育特論	1前		2		○	◎	◎		
	QOL評価法特論	1後		2		○			◎	
	代替・統合医療特論	1前		2		○				
	英語文献講読	1後		2			○		○	
	東洋医学史特論	1前		2		○				
専門科目	基盤看護学領域	看護研究特論	1前		2	2つの領域とし、48単位以上の領域を主たる領域とする	◎	○	○	◎
		看護教育学特論	1前		2		◎	◎	◎	○
		看護理論特論	1前		2		◎	○	○	○
		ヒューマンケア理論特論	1後		2		◎	○	○	○
		フィジカルアセスメント	1後		2		◎	○	○	○
		看護管理特論	1後		2		◎	◎	◎	○
		看護技術特論	1前		2		◎	○	○	○
専門科目	実践看護学領域	成人看護支援特論	1前		2	2つの領域とし、8単位以上の領域を主たる領域とする	◎	◎	○	○
		療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）	1前		2		◎	◎	○	○
		療養支援看護学特論Ⅱ（精神）	1前		2		◎	◎	○	○
		看護ケア特論	1前		2		◎	○	○	○
		育成看護学特論	1前		2		◎	◎	○	○
		家族看護学特論	1前		2		◎	◎	○	○
		公衆衛生看護学特論	1後		2		◎	◎	○	○
		特別演習科目	特別研究と演習	専門演習	1後		2	必修10単位	◎	○
特別研究Ⅰ	1通			4	◎	○	◎		◎	
特別研究Ⅱ	2通			4	◎	○	◎		◎	
卒業要件単位数					30					

「○」関連する事項、「◎」特に関連の深い事項

資料 2

森ノ宮医療大学 教員等定年規程

平成19年4月1日制定

平成22年10月19日改訂

平成26年12月16日改訂

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学（以下「大学」という）の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という）並びに助手の定年に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定年)

第2条 教員並びに助手は、満60歳に達した後に到来する3月31日をもって定年退職する。但し、大学の学部学科等の設置に係り、就任することが予定されている者は、それぞれの学部学科等の開設後、学年進行が終了する年度末まで在職を認める。

(再雇用)

第3条 前2条にかかわらず、本人が希望する場合で、労使協定に定める選考基準に達した教員は、1年の期間を定めて嘱託教員として、再雇用する。再雇用に関し必要な事項は、別に定める再雇用規程において定める。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在職する教員及び大学の設置に係り、就任することが予定されている者は、第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで在職することができる。
- 3 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程施行の際、看護学科設置及び大学院設置に係り、就任をすることが予定されている者は、第2条の規定にかかわらず、それぞれの学年進行終了時まで在職することができる。
- 5 この規程は平成22年10月19日から施行する。(改廃条文)
- 6 この規程は平成26年12月16日から施行する。

資料 3

学校法人森ノ宮医療学園 再雇用規程

平成27年3月24日制定

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第17条第5項の規定に基づき、定年に達した職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(定年の通知)

第2条 学園は、定年の日の3カ月前に本人に対して定年の通知を行う。

(再雇用の申出)

第3条 前条による定年の通知を受けた者で再雇用を希望する者は、通知日より15日以内に学園に再雇用の申し出を行わなければならない。

(再雇用の可否の決定)

第4条 学園は、再雇用の申し出があった場合は、労使協定に定める再雇用の基準に基づきその可否、並びに労働条件を決定し、再雇用の申し出の日から2カ月以内に本人に通知する。但し、就業規則第17条第1項但し書に該当する年齢に達するまでの間は、希望者全員を再雇用する。

(再雇用の期間)

第5条 再雇用の期間は1年とする。但し、労使協定に定める更新基準を満たした場合は、満65歳までを限度に再雇用契約を更新する。

(再雇用の解約)

第6条 再雇用の期間中に、再雇用の条件を欠くに至った場合は、雇用期間中とはいえども再雇用を打ち切ることがある。

(就業場所及び従事業務)

第7条 再雇用後の就業場所及び従事業務は再雇用契約締結の際、学園が決定する。

(再雇用後の給与)

第8条 再雇用後の給与は、本人の能力、経験等を勘案して学園が決定する。

2 定期昇給は行わない。

(賞与)

第9条 賞与は支給しない。

(退職金)

第10条 退職金は支給しない。

(労働条件)

第11条 再雇用者の次に定める労働条件については、個別に定める雇用契約による。

- (1) 始業時間及び終業時間
- (2) 休日
- (3) 年次有給休暇
- (4) 各種社会保険

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

資料 4

森ノ宮医療大学 教育職員等の任期制に関する規程

平成19年4月1日制定

平成23年4月1日改定

平成27年3月24日改定

平成29年2月21日改定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）において、教育研究上の能力又は業績を有する教育職員（以下「教員」という。）相互の教育・学問的交流が不断に行われる状況を創設し、本学における教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号、以下「任期制法」という。）に基づき採用する教員の任期制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 任期制法第4条第1項第1号ないし第3号により、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職位、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(雇用契約)

第3条 理事長は、前条の定めに基づく教員の採用は、理事会の議に基づき、次の各号について合意した者と雇用契約を締結して行う。

(1) 任期は、5年以内の期間をもって定める期間とする。

(2) 前号の任期満了により雇用契約は終了し、退職する。ただし、第4条第3項、第1号乃至第2号に基づき、再任用する場合には、改めて雇用契約を締結する。

2 雇用契約は、当該教員の申し出により途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

3 任用の期間内に、森ノ宮医療大学就業規則第17条第1項に定める定年に達する場合には、その任期は、定年退職日までの期間とする。

(再任用)

第4条 理事会は、第2条及び別表に定める再任用を相当と認めるときは、学長の意見を聴き、総合審査の結果を添えて、理事長に上申する。

2 理事長は、理事会の上申を受けて再任用を相当とするときは、任期満了3ヵ月前までに再任用基準を決定し、当該教員に通知する。

3 再任用に関する基準は、次の各号による。

(1) 同職位において、任期を定めて再任用する

(2) 昇任させたい場合、任期を定めて再任用する

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表

教育研究組織	対象の職位	任 期	再任用事項	適 用
大学院 保健医療学研究科 保健医療学部 助産学専攻科	教授 准教授 講師 助教 助手	5年以内	再任用可(原則として1回限り)	任期制法第4条第1項第1号

●履修モデル1：保健医療福祉関連施設などにおいて指導的役割を果たす看護実践者

＜実践看護学領域を主たる領域とする＞

黒字：必修科目 青字：選択科目

学年		1年次前期			1年次後期			2年次前期			2年次後期		
科目区分		科目名	必修	選択	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択
共通科目		看護倫理特論	1	2	QOL評価法特論		2						
		チーム医療特論	1										
		保健医療研究方法論	2										
		代替・統合医療特論											
		小計		6	2		0	2		0	0		0
専門科目	基盤看護学領域	看護教育学特論		2	ヒューマンケア理論特論		2						
			0	2		0	2		0	0		0	0
	実践看護学領域	成人看護支援特論		2									
		療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）		2									
		看護ケア特論		2									
		家族看護学特論		2									
		0	8		0	0		0	0		0	0	
特別研究と演習科目					専門演習	2		特別研究Ⅱ（通年科目）	—	—	特別研究Ⅱ（通年科目）	4	
		特別研究Ⅰ（通年科目）	—	—	特別研究Ⅰ（通年科目）	4							
			0	0		6	0					4	0
合計			4	12		6	4		0	0		4	0

卒業要件及び履修方法
2年以上在学し、「共通科目」は必修科目4単位と選択科目4単位を含む8単位以上、「専門科目」は、基盤看護学領域と実践看護学領域の2つの領域のうち1つの領域を主たる領域として選択8単位と他の領域から選択4単位の12単位以上、「特別研究と演習科目」は専門演習と特別研究Ⅰ・Ⅱの必修10単位として、合計30単位を取得し、研究指導を受けて論文審査と最終試験に合格することが必要である。

修了要件単位数	30
---------	----

●履修モデル2：保健医療福祉施設などにおける看護師長等看護管理者

＜基盤看護学領域を主たる領域とする＞

黒字：必修科目 青字：選択科目

学年 科目区分		1年次前期			1年次後期			2年次前期			2年次後期		
		科目名	必修	選択	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択
共通科目		看護倫理特論	1		英語文献講読		2						
		チーム医療特論	1										
		保健医療研究方法論	2										
		保健医療教育特論		2									
		小計	4	2		0	2		0	0		0	0
専門科目	基盤看護学領域	看護研究特論		2	看護管理特論		2						
		看護教育学特論		2									
		看護理論特論		2									
	実践看護学領域		0	6		0	2		0	0		0	0
		成人看護支援特論		2									
		家族看護学特論		2									
特別研究と演習科目			0	4		0	0		0	0		0	0
		特別研究Ⅰ（通年科目）	—	—	特別研究Ⅰ（通年科目）	2	4	特別研究Ⅱ（通年科目）	—	—	特別研究Ⅱ（通年科目）	4	
			0	0		6	0					4	0
合計			4	12		6	4		0	0		4	0

卒業要件及び履修方法
2年以上在学し、「共通科目」は必修科目4単位と選択科目4単位を含む8単位以上、「専門科目」は、基盤看護学領域と実践看護学領域の2つの領域のうち1つの領域を主たる領域として選択8単位と他の領域から選択4単位の12単位以上、「特別研究と演習科目」は専門演習と特別研究Ⅰ・Ⅱの必修10単位として、合計30単位を取得し、研究指導を受けて論文審査と最終試験に合格することが必要である。

修了要件単位数	30
---------	----

●履修モデル3：看護基礎教育機関における教育研究者

＜基盤看護学領域を主たる領域とする＞

黒字：必修科目 青字：選択科目

学年		1年次前期			1年次後期			2年次前期			2年次後期		
科目区分		科目名	必修	選択	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択
共通科目		看護倫理特論	1		英語文献講読		2						
		チーム医療特論	1										
		保健医療研究方法論	2										
		保健医療教育特論		2									
		小計	4	2		0	2		0	0		0	0
専門科目	基盤看護学領域	看護研究特論		2	ヒューマンケア理論特論		2						
		看護教育学特論		2									
		看護理論特論		2									
	実践看護学領域		0	6		0	2		0	0		0	0
		成人看護支援特論		2									
		療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）		2									
特別研究と演習科目			0	4		0	0		0	0		0	0
		特別研究Ⅰ（通年科目）	一	一	専門演習 特別研究Ⅰ（通年科目）	2 4		特別研究Ⅱ（通年科目）	一	一	特別研究Ⅱ（通年科目）	4	
			0	0		6	0					4	0
合計			4	12		6	4		0	0		4	0

卒業要件及び履修方法
2年以上在学し、「共通科目」は必修科目4単位と選択科目4単位を含む8単位以上、「専門科目」は、基盤看護学領域と実践看護学領域の2つの領域のうち1つの領域を主たる領域として選択8単位と他の領域から選択4単位の12単位以上、「特別研究と演習科目」は専門演習と特別研究Ⅰ・Ⅱの必修10単位として、合計30単位を取得し、研究指導を受けて論文審査と最終試験に合格することが必要である。

修了要件単位数	30
---------	----

森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程

平成21年4月1日制定

平成26年1月16日改定

平成28年7月19日改定

平成29年4月1日改定

平成29年6月20日改定

(設置の趣旨)

第1条 森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の役員、教職員、大学院生、学部学生等、研究に従事するすべての者（以下「研究者」という。）が行う人間を対象とした医学の研究、医療行為等（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成29年一部改正）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にもとづき、実施の適否その他の事項を審議するため、本学研究支援センターに研究倫理審査部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 部会は、本学学長の諮問に応じて、倫理的、科学的及び社会的な観点から次の事項を調査審議する。

- (1) 研究計画
- (2) 特定の医療行為等に係る倫理基準等の制定・認定
- (3) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項

2 前項の審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人の人權の擁護
- (2) 研究等の対象となる個人に理解をもとめ、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益及び危険性と医学上の貢献度の予測

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 基礎医学系の教授または准教授 1名
- (2) 臨床医学系の教授または准教授 2名
- (3) 一般教養系の教授または准教授 1名
- (4) 学外の有識者 1名

2 部会は男女両性の委員により構成する。

3 部会長が必要と認めた場合には、委員を増員することができる。

4 第1項各号の委員は、部会長が選任し、研究支援センターの議を経て学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は研究支援センターが選任する。
- 3 部会長は部会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 部会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第4号の学外委員1名以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項（第8条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 3 委員が審査対象となる事項の申請者である場合は、その委員は当該審査の判定には関与することができない。
- 4 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(審査の申請)

第7条 部会に審査を申請できる者は、森ノ宮医療大学の教職員とする。

- 2 審査を申請しようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、申請のあったすべての研究計画等について、部会に諮問しなければならない。

(審査の判定及び通知)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行い、部会長が研究支援センターを経て学長に答申する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 次の各号に掲げる場合は、各委員の書面審査に基づき部会長が判定することができ、部会長が研究支援センターを経て学長に答申する。

- (1) 既に承認された研究計画等の軽微な変更
- (2) 既に承認された研究計画等に準じて類型化されている研究計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に他の主たる研究実施機関において倫理審査部会の承認を受けた研究計画等の審査
- (4) 部会長が、最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的及び社会的危害

の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。)を超える危険を含まないと認める研究計画等の審査

- 3 部会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定結果は、記録として保存する。
- 5 学長は、審議の結果を所定の結果通知書により申請者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知にあたり、審査の判定結果が本条第1項第2号から第5号までのいずれか該当する場合には、理由等を明示しなければならない。
- 7 申請者は、審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書を提出して学長に再度の審議を1回に限り求めることができる。
- 8 学長は、異議申立書について妥当性が認められない場合は棄却し、そのほかの場合は部会に対して再審査を求めることができる。

(再審査)

第9条 学長は、必要に応じて、申請者に研究等の実施に関する中間報告書の提出を求め、その内容を部会の再審査に付すことができる。

- 2 前項の再審査及び判定結果の通知については、第8条の規定を準用する。

(研究等実施計画の変更)

第10条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするとき又は中止したときは、所定の報告書を遅滞なく部会長に提出しなければならない。

- 2 部会長は、前項の変更に係る研究等実施計画について、改めて審査の必要性を検討する。

(有害事象や研究結果の報告)

第11条 研究責任者は、有害事象及び不具合等が発生した場合は即座に状況を学長に報告しなければならない。また、臨床研究を終了したときは、学長にその旨及び結果の概要を文書により報告しなければならない。

(他の研究機関への試料・情報の提供)

第12条 研究責任者は、他の研究機関への試料・情報の提供を行う場合は、即座に文書により学長及び提供先の研究機関に報告しなければならない。(様式1、2)

(予測できない重篤な有害事象報告)

第13条 研究責任者は、予測できない重篤な有害事象が発現した場合は、即座に状況を学長及び厚生労働省に報告しなければならない。(様式3)

(臨床研究に係る利益相反自己申告書)

第14条 研究責任者は、利益相反がある場合は速やかに状況を研究支援センター長に報告しなければならない。(様式4)

(事務)

第15条 部会に関する事務は、委員ならびに研究支援センターにおいて行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成26年1月16日から施行する。
- 3 この規程は平成28年7月19日から施行する。
- 4 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は平成29年6月20日から施行する。

森ノ宮医療大学 学位規程（案）

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

令和●年●月●日改定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条及び学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）並びに森ノ宮医療大学学則、森ノ宮医療大学大学院学則に基づき森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

（学位の種類および名称）

第 2 条 本学において授与する学位および付記する学科・専攻分野の名称は以下のとおりとする。

学士学位

学 部	学 科	名 称	英文表記
保健医療学部	鍼灸学科	学士（鍼灸学）	B.S. in Acupuncture
	理学療法学科	学士（理学療法学）	B.S. in Physical Therapy
	看護学科	学士（看護学）	B.S. in Nursing
	臨床検査学科	学士（臨床検査学）	B.S. in Medical Technology
	作業療法学科	学士（作業療法学）	B.S. in Occupational Therapy
	臨床工学科	学士（臨床工学）	B.S. in Medical Engineering
	診療放射線学科	学士（診療放射線）	B.S. in Radiological Sciences

修士学位

研 究 科	専 攻	名 称	英文表記
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士（保健医療学）	Master of Health Sciences
	看護学専攻	修士（看護学）	Master of Nursing

博士学位

研 究 科	専 攻	名 称	英文表記
保健医療学研究科	医療科学専攻	博士（医療科学）	Ph.D. in Medical Sciences

（学位授与の要件）

第 3 条 各学位授与の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学士の学位は、所定の年限以上在学し、卒業所要単位を修得した者に授与する
- (2) 修士の学位ならびに博士の学位は、本学大学院の修士課程および博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する

(学位授与)

第4条 学長は、前条に定める者に対し、学士の学位、修士の学位、または博士の学位を授与する。

(学位論文の審査及び試験)

第5条 学位論文の審査及び試験は、本学大学院学則に定めるところによってこれを行う。

(学位記)

第6条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、卒業証書・学位記、または修了証書・学位記をもってこれを証する。学位記等の様式は、別表1のとおりとする。

(学位の名称)

第7条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「森ノ宮医療大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第8条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会または研究科委員会を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記または修了証書・学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

附 則

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

「卒業証書・学位記」 学士（鍼灸学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 鍼灸学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の	
課程を修めたので卒業を認定し	
学士（鍼灸学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

* スポーツ特修コースについては、
鍼灸学科（スポーツ特修コース）と付記する。

「卒業証書・学位記」 学士（理学療法学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 理学療法学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の課程を	
修めたので卒業を認定し学士	
（理学療法学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（看護学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 看護学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の	
課程を修めたので卒業を認定し	
学士（看護学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（作業療法学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 作業療法学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の	
課程を修めたので卒業を認定し	
学士（作業療法学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（臨床検査学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 臨床検査学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（臨床検査学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（臨床工学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 臨床工学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（臨床工学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（診療放射線学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 診療放射線学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（診療放射線学）の学位を授 与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「修了証書・学位記」 修士（保健医療学）

第	号
修了証書・学位記	
保健医療学研究科 保健医療学専攻	
氏	名
年	月 日生
本学大学院保健医療学研究科を 修了したので修士（保健医療学） の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「修了証書・学位記」 修士（看護学）

第	号
修了証書・学位記	
保健医療学研究科 看護学専攻	
氏	名
年	月 日生
本学大学院保健医療学研究科を 修了したので修士（看護学） の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「修了証書・学位記」 博士（医療科学）

第	号
修了証書・学位記	
保健医療学研究科 医療科学専攻	
氏	名
年	月 日生
本学大学院保健医療学研究科 医療科学専攻を修了したので 博士（医療科学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

資料 8

森ノ宮医療大学大学院 学位審査（修士課程）に関する細則

平成25年11月21日制定

平成28年3月22日改定

平成29年2月21日改定

平成29年10月17日改定

（趣旨）

第1条 この細則は、森ノ宮医療大学大学院（以下「大学院」という。）学則に定めた学位（修士）論文（以下「修士論文」という。）の提出と審査、および最終試験に関し必要な補足事項を定める。

（修士論文の提出）

第2条 提出されるべき修士論文は、特別研究を履修して研究指導教員の下で行った研究成果をまとめた論文とし、原則として単著1編に限る。ただし、副論文として他の論文を添付することができる。

2 修士論文または副論文が共著の場合は、次の各号の要件を満たす場合に限り提出できる。

（1）筆頭著者であること

（2）他の共著者から当該論文を修士論文として使用しても差し支えない旨の承諾を文書で得ていること

（3）他の共著者が当該論文を学位論文として使用しない旨の承諾を文書で得ていること

3 修士論文提出者は、完成版修士論文の提出に先立ち、審査用論文を研究科長に提出しなければならない。

4 修士論文および審査用論文の書式、体裁、提出部数、提出期限等は、研究科委員会で承認された「学位論文提出の手引き」に従うこととする。

（最終試験）

第3条 最終試験は、公聴会における修士論文内容に関する口頭発表と質疑応答とする。

2 公聴会の期日や方法等は、研究科委員会で承認された要領で行うこととする。

（審査委員会）

第4条 大学院学則に定めた審査委員会は、審査する修士論文提出者ごとに主査1名、副査2名の合計3名で組織することとする。ただし、審査対象となる修士論文の研究指導教員は、主査として選任できない。また、副査のうち1名は、審査対象となる修士論文の領域に関する専門知識を有する本大学院外の専門家を選任してもよい。

2 主査および副査は、提出された修士論文と審査用修士論文、ならびに公聴会における口頭発表と質疑応答について、公正に評価しなければならない。

3 審査委員会は、前項の評価に基づき、当該修士論文提出者に対して執筆内容の改善および修正を求めることができる。

- 4 審査委員会による研究科委員会への審査報告は、主査が行う。ただし研究科委員会が認めた場合は副査がこれを行ってもよい。

(審査内容の公表)

第5条 学術研究委員会は、学位授与が認められた修士論文提出者名、当該論文の要旨および審査結果を、当該年度または次年度の本学紀要に掲載することにより公表することとする。

(雑則)

第6条 本細則の改廃は管理運営会議の議を経て研究科委員会で行う。

附 則

- 1 この細則は平成25年11月21日から施行する。
- 2 この細則は平成28年4月1日から施行する。
- 3 この細則は平成30年4月1日から施行する。

研究指導の標準的スケジュール

	学生	正副指導教員による 個別指導	研究科委員会
<u>1 年前期</u>			
4 月	履修科目・テーマの決定 共通科目の履修、専門科目 の履修	履修・テーマ設定指導(正)	正研究指導教員の決定
5 月	先行研究レビュー	研究計画の指導(正)	副研究指導教員の決定
6 月	先行研究レビュー	研究計画書作成の指導(正)	
7 月	研究計画立案・作成	(以上の手順の適正性チェック・助言(副))	
8 月	研究倫理セミナー受講	研究倫理審査申請書類指導	研究倫理セミナー開催
9 月	研究倫理審査申請書類作成	(正・副)	(または e ラーニング指示)
<u>1 年後期</u>			
10 月	研究倫理審査申請書類提出 研究倫理審査申請書類修正 研究計画書修正・完成 共通科目の履修、専門科目 の履修	研究計画書修正終了(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副))	研究支援センター研究倫理審査部 会で倫理審査 研究倫理審査申請書類の修正指 示・承認
11 月	研究開始、データ収集	進行状況チェック・指導(正)	
12 月	データ収集	進行状況チェック・指導(正)	
1 月	データ収集	進行状況チェック・指導(正)	
2 月	データ収集 中間報告会準備	(以上の手順の適正性チェック・助言(副)) 中間報告会プレゼンテーション 準備指導(正)	
3 月	中間報告会プレゼンテーショ ン 報告会後の軌道修正	中間報告会プレゼンテーション 指導(正) 報告会後に軌道修正指導(正・ 副)	中間報告会開催 1 年次履修科目単位認定
<u>2 年前期</u>			
4 月	データ収集	進行状況チェック・指導(正)	
5 月	データ収集	進行状況チェック・指導(正)	
6 月	データ収集	進行状況チェック・指導(正)	
7 月	データ分析・解釈	データ解析と解釈の指導(正)	
8 月	修士論文執筆	データ解析指導(正)	
	研究倫理セミナー受講	(以上の手順の適正性チェック・助言(副))	研究倫理セミナー開催
9 月	修士論文執筆	論文執筆指導(正)	(または e ラーニング指示)
<u>2 年後期</u>			
10 月	修士論文執筆	論文執筆指導(正)	
11 月	修士論文執筆	論文執筆指導(正)	
12 月	修士論文執筆 公聴会準備	論文執筆指導(正) 公聴会プレゼンテーション準備 指導(正)	
1 月	審査用修士論文提出 公聴会 公聴会後に修士論文修正	公聴会プレゼンテーション指導 (正) 公聴会後に論文修正指導(正・ 副)	学位審査委員 選定 公聴会開催 修論受付
2 月	修士論文修正、本審査提出	論文修正指導(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副))	学位授与判定 2 年次履修科目 単位認定 修了判定
3 月	修了、修士学位受領		学位授与(大学として)

保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程1年 時間表

前期

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
4月2週目～7月3週目	1時限 9:00 ～ 10:30	科 目			(選)代替・統合医療特論	(選)看護理論特論	(選)療養支援看護学特論Ⅰ(在宅・老年)
		担当教員			山下 仁・森 美侑紀	伊津美 孝子	清水 容子・鍛冶 葉子・外村 昌子
		教 室					
	2時限 10:40 ～ 12:10	科 目	看護理論特論	(選)成人看護支援特論	(選)看護研究特論	(選)看護技術特論	(選)療養支援看護学特論Ⅱ(精神)
		担当教員	西田 直子	吉村 弥須子・久木元 由紀子	伊津美 孝子・中西 伸子・蓮池 光人	村上 生美	蓮池 光人
		教 室					
	3時限 13:00 ～ 14:30	科 目	チーム医療特論		(選)保健医療教育特論		(選)看護ケア特論
		担当教員	前川 佳敬・伊津美 孝子 横井 賀津志・小宮山 恭弘・増山 祥子 中根 征也・藤江 建朗		老田 準司・鍋田 智之、 中根 征也・村上 生美		久木元 由紀子、森 美侑紀
		教 室					
	4時限 14:40 ～ 16:10	科 目	(選)東洋医学史特論	保健医療研究方法論	(選)育成看護学特論	特別研究Ⅰ	(選)家族看護学特論
		担当教員	大形 徹	山下 仁・青木 元邦・前田 薫・ 増山 祥子・井手口 範男・森谷 正之	中西 伸子・橋本 富子・青山 桂子	村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	大巻 悦子、橋本 富子
		教 室					
	5時限 16:20 ～ 17:50	科 目		(選)看護教育学特論		特別研究Ⅰ	
		担当教員		村上 生美		村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	
		教 室					

保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程2年 時間表
前期

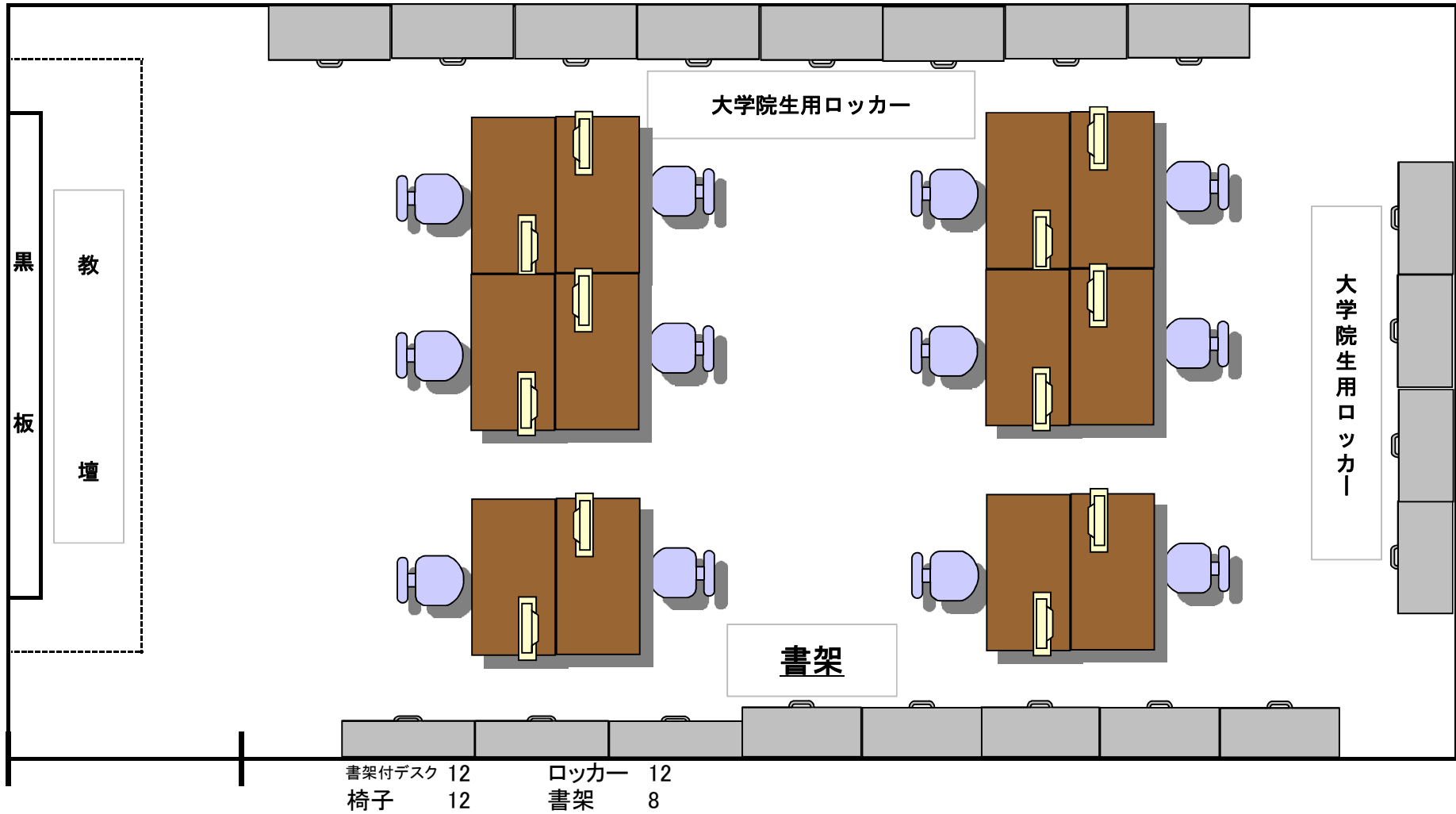
時期	時限	項目	月	火	水	木	金
4月2週目～7月3週目	1時限 9：00 ～ 10：30	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	2時限 10：40 ～ 12：10	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	3時限 13：00 ～ 14：30	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	4時限 14：40 ～ 16：10	科 目				特別研究Ⅱ	
		担当教員				村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛治 葉子・青山 桂子	
		教 室					
	5時限 16：20 ～ 17：50	科 目				特別研究Ⅱ	
		担当教員				村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛治 葉子・青山 桂子	
		教 室					

保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程1年 時間表
後期

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
10月1週目～1月3週目	1時限 9：00 ～ 10：30	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	2時限 10：40 ～ 12：10	科 目	公衆衛生看護学特論	英語文献講読			ヒューマンケア理論特論
		担当教員	大巻 悦子	藤重 仁子・山下 仁・ 前田 薫・久木元 由紀子			若村 智子
		教 室					
	3時限 13：00 ～ 14：30	科 目	QOL評価法特論	フィジカルアセスメント			看護管理特論
		担当教員	吉村 弥須子	前川 佳敬			住田 陽子
		教 室					
	4時限 14：40 ～ 16：10	科 目			専門演習	特別研究Ⅰ	
		担当教員			村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	
		教 室					
	5時限 16：20 ～ 17：50	科 目				特別研究Ⅰ	
		担当教員				村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敬・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	
		教 室					

保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程2年 時間表
後期

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
10月1週目～1月3週目	1時限 9：00 ～ 10：30	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	2時限 10：40 ～ 12：10	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	3時限 13：00 ～ 14：30	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	4時限 14：40 ～ 16：10	科 目				特別研究Ⅱ	
		担当教員				村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敏・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	
		教 室					
	5時限 16：20 ～ 17：50	科 目				特別研究Ⅱ	
		担当教員				村上 生美・吉村 弥須子・伊津美 孝子・ 久木元 由紀子・清水 容子・大巻 悦子・ 橋本 富子・森 美侑紀・中西 伸子・ 前川 佳敏・住田 陽子・外村 昌子・ 蓮池 光人・鍛冶 葉子・青山 桂子	
		教 室					



研究室 見取図

看護学専攻修士課程は、保健医療学部と同一校舎内に設置し、西棟6階部分の一部を研究科施設として使用する。大学院学生の研究室として80㎡の部屋を用意し、大学院講義室として40㎡の講義室1室を確保している。収容定員12名と考えると大学院学生研究室での1人当たりの面積は 約6.67 m²となり、机や書棚の設置に必要な十分なスペースである。各学生のパソコンにはLANの接続が可能のように整備し、情報収集・処理が研究室で十分できる環境にする。

国内雑誌 (52誌)

国内	No.	雑誌名	出版者
看護学	1	リハビリナース	メディカ出版
	2	訪問看護と介護	医学書院
	3	インターナショナルナースング・レビュー	日本看護協会出版会
	4	看護技術	メヂカルフレンド社
	5	看護	日本助産婦看護婦保健婦協会
	6	Brain nursing	メディカ出版
	7	Infection control	メディカ出版
	8	整形外科看護	メディカ出版
	9	臨牀看護	へるす出版
	10	小児看護	へるす出版
	11	ブチナース	照林社
	12	家族看護	日本看護協会出版会
	13	精神看護	医学書院
	14	看護教育	医学書院
	15	助産雑誌	医学書院
	16	看護研究	医学書院
	17	日本看護科学会誌	日本看護科学学会
	18	日本看護科学学会学術集会講演集	日本看護科学学会学術集会
	19	看護と情報	看護図書館協議会
	20	日本看護技術学会誌	日本看護協会出版会
	21	日本看護研究学会雑誌	日本看護研究学会
	22	Quality nursing	文光堂
	23	日本看護学会教育学会誌	日本看護学会教育学会
	24	看護人間工学研究誌	日本人間工学会看護人間工学部会
	25	がん看護	南江堂
	26	看護展望	メヂカルフレンド社
	27	月刊ナースデータ	日総研出版
	28	臨牀老年看護	日総研出版
	29	Nursing today	日本看護協会出版会
	30	看護管理	医学書院
	31	Nurse education	日総研出版
	32	看護教員と実習指導者	日総研出版
	33	日本看護学会論文集. 地域看護	日本看護協会出版会
	34	日本看護学会論文集. 看護管理	日本看護協会出版会
	35	日本看護学会論文集. 看護管理	日本看護協会出版会
	36	日本看護学会論文集. 看護総合	日本看護協会出版会
	37	日本看護学会論文集. 精神看護	日本看護協会出版会
	38	日本看護学会論文集. 母性看護	日本看護協会出版会
	39	日本看護学会論文集. 看護教育	日本看護協会出版会
	40	日本看護学会論文集. 成人看護I	日本看護協会出版会
	41	日本看護学会論文集. 成人看護II	日本看護協会出版会
	42	日本看護学会論文集. 老年看護	日本看護協会出版会
	43	日本看護学会論文集. 小児看護	日本看護協会出版会
	44	コミュニティケア	日本看護協会出版会
	45	日本精神保健看護学会誌	日本精神保健看護学会
	46	チャイルドヘルス	診断と治療社
	47	こどもと家族のケア	日総研出版
	48	日本助産学会誌	日本助産学会
	49	日本周産期メンタルヘルス研究会会誌	日本周産期メンタルヘルス研究会
	50	日本周産期メンタルヘルス学会会誌	日本周産期メンタルヘルス学会
	51	東邦看護学会誌	東邦看護学会
	52	日本慢性看護学会誌	日本慢性看護学会

外国雑誌 (5誌)

外国	No.	雑誌名	出版者
看護学	1	Complementary therapies in clinical practice	Elsevier
	2	Nursing science quarterly	Williams & Wilkins
	3	Journal of nursing education	Slack
	4	The American journal of nursing	J. B. Lippincott Co. for the American Journal of Nursing Co.
	5	Japan journal of nursing science	Wiley-Blackwell

研究紀要 (21誌)

紀要	No.	雑誌名	出版者
看護系	1	卒業研究論文抄録集 看護学科	森ノ宮医療大学
	2	茨城キリスト教大学看護学部紀要	茨城キリスト教大学看護学部紀要編集委員会
	3	岩手県立大学看護学部紀要	岩手県立大学看護学部
	4	甲南女子大学研究紀要. 看護学・リハビリテーション学編	甲南女子大学図書・メディア委員会
	5	大阪府立看護大学紀要	大阪府立看護大学
	6	大阪府立看護大学看護学部紀要	大阪府立看護大学看護学部
	7	共立女子短期大学看護学科紀要	共立女子短期大学看護学科
	8	獨協医科大学看護学部紀要	獨協医科大学看護学部
	9	神戸市看護大学紀要	神戸市看護大学
	10	関西看護医療大学紀要	関西看護医療大学
	11	国立看護大学校研究紀要	国立看護大学校
	12	大阪府立大学看護学部紀要	大阪府立大学看護学部
	13	埼玉医科大学看護学科紀要	埼玉医科大学保健医療学部看護学科
	14	佐久大学看護研究雑誌	佐久大学看護学部
	15	聖泉看護学研究	聖泉大学看護学部
	16	北里看護学誌	北里看護学誌編集委員会
	17	中京学院大学看護学部紀要	中京学院大学看護学部
	18	日本赤十字豊田看護大学紀要	日本赤十字豊田看護大学

看護系	19	日本赤十字広島看護大学紀要	日本赤十字広島看護大学
	20	医療看護研究	順天堂大学医療看護学部
	21	岐阜県立看護大学紀要	岐阜県立看護大学

データベース (5タイトル)

データ	No.	タイトル	掲載誌件数
看護学・その他	1	メディカルファインダー	56誌 (医学系ジャーナル13誌、看護系ジャーナル3誌、看護系学会誌10誌：全文閲覧可)
	2	最新看護索引Web	913誌 (看護の実践・研究・教育に関する文献データベース)
	3	ProQuest Nursing & Allied Health Source	1686誌 (看護学及びその関連分野に特化したデータベース)
	4	医中誌Web版	7000誌
	5	メディカルオンライン	1354誌

電子ジャーナル (18タイトル)

ジャーナル	No.	タイトル	和洋区別
看護学・その他	1	Nursing Science Quarterly	洋
	2	Journal of Applied Physiology	洋
	3	British Medical Journal	洋
	4	Brain: Journal of Neurology	洋
	5	Complementary Medicine Research	洋
	6	Clinical Rehabilitation	洋
	7	Neurorehabilitation and Neural Repair	洋
	8	Annals of Biomedical Engineering	洋
	9	Clinical Chemistry	洋
	10	American Journal of Occupational Therapy	洋
	11	Journal of Orthopaedic & Sports Physical Therapy	洋
	12	British Journal of Occupational Therapy	洋
	13	Canadian Journal of Occupational Therapy	洋
	14	Annals of Biomedical Engineering	洋
	15	American Journal of Chinese Medicine	洋
	16	European Journal of Integrative Medicine	洋
	17	Journal of Electromyography and Kinesiology	洋
	18	Neuroscience Research	洋

ディプロマ・ポリシー

1. 【科学的思考に基づく看護実践力】自己の活動する領域において、常に専門性とevidenceに基づいた看護実践を志向し、看護専門職者として実践に活用することができる。
2. 【連携力とリーダーシップ】自己が活動する領域から関連する他領域、他職種、国外へと繋がる連携力をもち、活動チーム内において専門職としてのリーダーシップを発揮する。
3. 【教育力】保健医療関連機関や看護基礎教育機関等において、当該機関の理念や目的を認識し、クライアントに対する教育的関わりだけでなく、同僚や学生に対する教育的機能を発揮することができる。
4. 【基礎的研究力】自己の活動する領域において研究のニーズを見出し、倫理観をもって適切な手法を用いて研究することができる基礎的能力を身につける。

カリキュラム・ポリシー

【教育内容】

1. 1 年次前期に必修共通科目(看護倫理特論、チーム医療特論、保健医療研究方法論)で、看護実践における倫理、Evidence-Based Medicine (EBM)、研究に関する基本的概念と研究手法、多職種連携医療チームにおける各専門職の役割と課題解決に向けての看護専門職としての指導的役割等について学修する。また 1 年次前期または後期の選択共通科目で、保健医療教育、生活の質(QOL)の評価法、代替・統合医療、英語文献、東洋医学史などのいずれかの専門知識を習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。
2. 専門科目の特論科目を基盤看護学領域と実践看護学領域に区分し、いずれかを主たる領域として修士論文執筆に必要な専門的知識と技術を身に付ける。
3. 特別研究と演習科目では、1 年次後期の専門演習において、専攻する主たる看護学の領域において、対象者の看護実践に焦点をあてた実践力や研究力、教育力を修得する目的の演習を行う。研究手法の一連の過程を、演習を通して体験し、特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱにつなげる。
4. 2 年間を通して実施する特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱにおいて、看護実践に関する研究テーマを決定し、先行研究レビュー、研究計画立案、倫理審査書類作成、研究の実施、データ解析、解釈と考察、そして修士論文執筆まで、看護研究の一連の過程を体得させる。

【評価方法】

1. 講義か演習かにかかわらず少人数で対話形式の指導を行い、学生の自発的学習、課題発見、解決模索の態度を重視し促す。
2. 専門演習では、基本的に特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱのテーマと一貫性のある内容とする。
3. 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱでは、看護研究の基本的な知識・技術を身に付けるコースワークから徐々に実践的なリサーチワークに移行させる。移行期は 1 年次後期とし、学生個別の能力と成長度に合わせて調整する。また、客観的評価とフィードバックができる公聴会を毎年設ける。1 年次は中間報告会、2 年次は成果発表会とする。
4. 研究者としての倫理観を養い、研究公正の重要性を自覚させるために、学内研究倫理セミナーまたは研究倫理 e ラーニングを毎年受講させる。

【成績評価】

1. 各科目のシラバスに定める成績評価法にもとづき評価する。
2. 共通科目、特論科目及び専門演習においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。
3. 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱにおいては、修士論文の内容だけでなく、当該テーマに関連して在学中に行った学会や研究会での活動内容、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

アドミッション・ポリシー

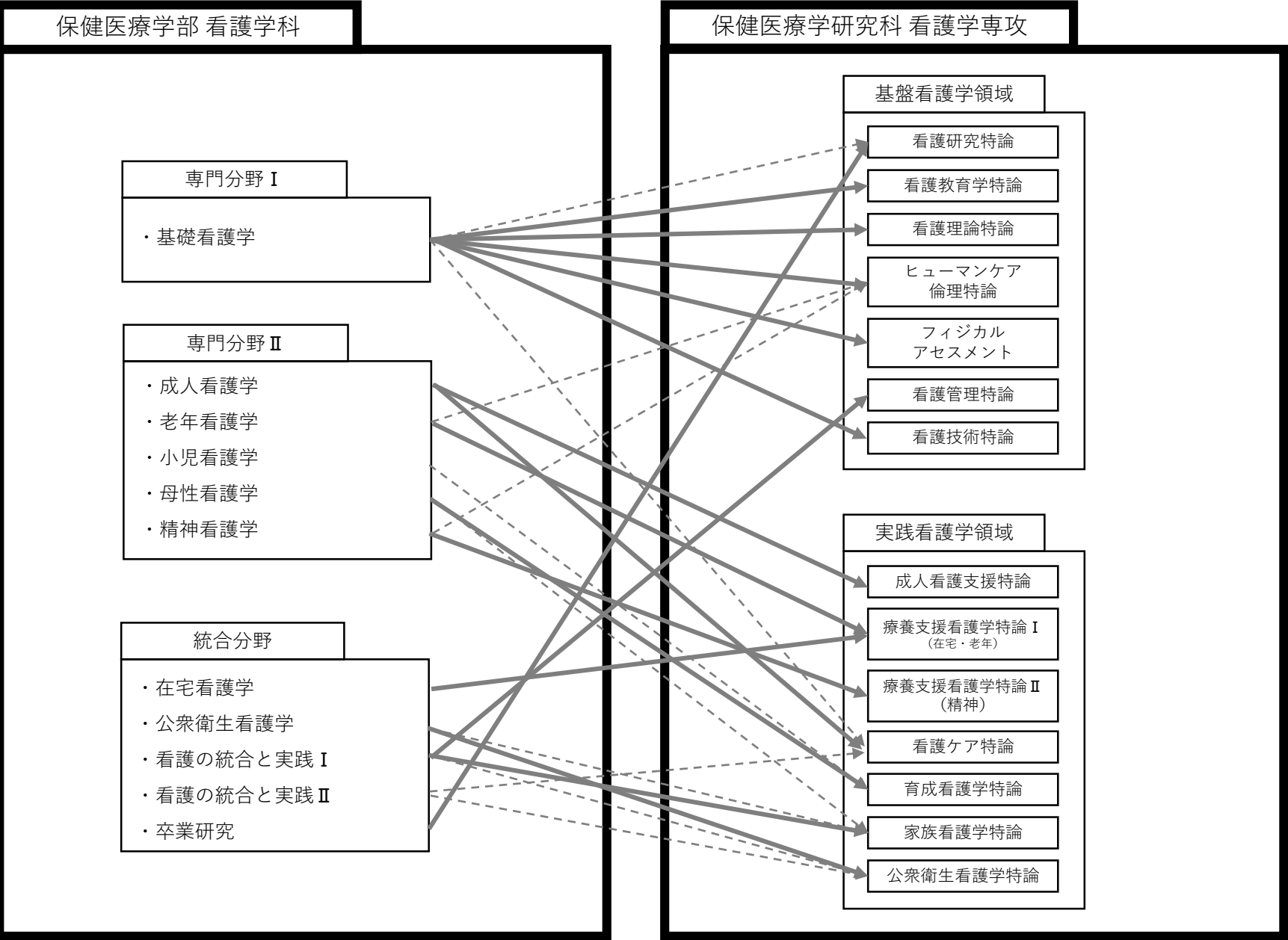
高度な専門的職業人を育成するために、本大学院の学修内容に強い関心と意欲を有しているのと同時に、専門的知識・技術の修得のために最低限度必要な看護系大学学士レベルの基礎学力、専門知識、さらには主体的な行動力・協働力を兼ね備えて入学してくることを求めています。具体的には以下のような人物像を求めます。

1. 【専門的知識】看護学分野における学士レベルの基礎学力と専門知識を有している。
2. 【他の医療職・医療体系への関心】対象者個別の事情や価値観によってさまざまな医療の選択肢があることを認識し、看護学の範囲だけでなく他の医療職や医療体系を理解することに強い関心と意欲を有している。
3. 【協働能力とコミュニケーション力】他者と協働できるコミュニケーション力、思考力、及び判断力を有している。
4. 【学修努力の覚悟】修士の学位をもつ高度な専門的職業人になるため、知識・技術・人間性を高める努力を惜しまず、最後までやり遂げる覚悟がある。

入学試験において、上記①を筆記試験、②を出願時提出書類と面接試験、③④を面接試験によって評価する。

基礎となる学部教育課程と大学院教育課程の関係

- ・→主たる学問領域への継承・発展を示す。
- ・--▶副次的な学問領域への継承・発展を示す。



資料 15

森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程

平成23年4月1日制定

平成28年5月24日改定

平成29年2月21日改定

(趣旨)

第1条 森ノ宮医療大学大学院学則の規定に基づく研究科委員会（以下「委員会」という。）は、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科担当教員
- (4) 研究科授業担当教員で必要と認められた者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する

- (1) 教育課程に関する事
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関する事
- (3) 学生の賞罰に関する事
- (4) 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関する事
- (5) 研究科授業担当教員の選考に関する事
- (6) 修士・博士の学位の授与に関する事
- (7) 研究科長の諮問した事
- (8) その他研究科の運営に関し重要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおき、研究科長をもってあてる。

(会議の議長)

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

(会議の議決)

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 議事は出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただ

し、第3条第1号については、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 委員会が必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は平成28年5月24日から施行する。

3 この規程は平成30年4月1日から施行する。

森ノ宮医療大学大学院 自己点検評価・FSD委員会規程

平成27年7月1日制定

平成29年2月21日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学大学院の授業、研究指導の内容、方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施すること、および教職員の資質を維持・向上させることを目的としてこの委員会を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 森ノ宮医療大学大学院における自己点検・評価について、次に掲げる事項を審議し、実行する。

- (1) 自己点検・評価の方針及び項目の作成に関する事
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事
- (3) 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関する事
- (4) 第三者評価への対応に関する事
- (5) その他、理事長、学長が諮問した事項

2 FSDについて、次に掲げる事項を審議し、実行する。

- (1) FSDのための研修会の開催
- (2) 教育、研究、臨床を積極的に展開できる環境作り
- (3) 教職員の資質維持・向上に関わる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人本部長
- (2) 学長
- (3) 研究科長
- (4) 研究科から選出された者2名以上
- (5) 学術研究委員会より選出された者
- (6) 事務局長および事務局長を代行できる者
- (7) 学長の指名する者

2 前項各号の委員は、学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、法人本部長とする
- (2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる
- (3) 委員長は、副委員長を指名する
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は任期満了の後でも、後任の委員が委嘱されるまでは、なお、その任務を行なう。

(議事)

第6条 委員会の成立は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決す。
- 3 議長が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会で、特に必要と認めた調査研究を行う場合は、別に専門部会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、委員会において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年2月21日から施行する。

学生確保の見通し等を記載した書類

目 次

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

- (1) 学生確保の見通し p. 2
 - 1) 入学定員（6名）の理由と定員充足の見込み（概要）
 - 2) 定員充足の根拠となる調査結果の概要
 - 3) 学生納付金の設定の考え方
 - (ア) 入学金等および授業料について
 - (イ) 検定料
- (2) 学生確保に向けた具体的な取組状況 p. 4
 - 1) 医療系職への広報
 - 2) 現役学生への広報
 - 3) 不特定対象者への広報

2 人材需要の動向等社会の要請

- (1) 人材の養成に関する目的、教育研究上の目的（概要） p. 4
- (2) (1) が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものである p. 4
 - ことの客観的な根拠

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

森ノ宮医療大学は、保健医療学部と大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程、医療科学専攻博士後期課程（以下、本学保健医療学専攻、本学医療科学専攻と言う。）、1年課程の助産学専攻科から構成されている。今回設置を計画している本学大学院保健医療学研究科看護学専攻修士課程（以下、本学看護学専攻と言う。）は、学士課程等で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的としている。

（1）学生確保の見通し

【看護学領域の現状と社会的背景】

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年にはこれまで経験したことのない超高齢多死社会が到来し、その後も高齢化は進展すると推計されている【資料 1】。そこで国は、2025 年までに少子超高齢社会に対応した社会保障制度を構築するために、医療・介護分野においては、高度急性期から在宅医療・介護までの一連したサービスを切れ目なく提供するために、効率的かつ質の高い医療提供体制と、地域包括ケアシステムの構築を図っている。医療は、高度急性期から慢性期までの病床の機能分化や在宅医療を推進し、介護との連携や多職種協働を強化し、いわゆる「病院完結型」から「地域完結型」を目指している。この流れは、疾病・障がいの治癒や回復を目的とする従来の「医療モデル」から、生活の質に焦点をあて、疾病や障がいがあっても、地域の住まいでその人らしく暮らすことを支える「生活モデル」へのシフトを意味する。また、疾病構造の変化や少子・高齢化、社会環境の変化に伴い、個人や家族、地域社会が抱える健康上の問題が多様化してきた。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病予防のための保健教育的機能の拡大、在院日数短縮に伴う訪問看護の拡充など、看護活動の場が多様化し、看護の役割も増えている。このように看護専門職に求められるニーズは多様化が一段と進み、看護が「医療」と「生活」の両側面から全体を総合的に見通し、国民や社会の多様なニーズに適切に応えることが喫緊の課題となっている。

そのため、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者の育成が必要である。

1) 入学定員（6 名）の理由と定員充足の見込み（概要）

本学看護学専攻の入学定員は、質が高く密な研究指導を行ううえで適切と考えられる 6 名とした。近畿地方の私立大学大学院で看護学専攻を持つ大学院修士課程の入学定員は、奈良県の奈良学園大学大学院看護学研究科の看護学専攻が 8 名（収容定員 16 名）、兵庫県の武庫川女子大学大学院看護学研究科の看護学専攻が 12 名（収容定員 24 名）、大阪府の摂南大学大学院看護学研究科の看護学専攻が 6 名（収容定員 12 名）となっている。

これらの状況から、大阪府にある本学大学院の看護学専攻で 6 名という入学定員の設定

は無理がなく、妥当な範囲であると考ええる。

2) 定員充足の根拠となる調査結果の概要

本学看護学専攻への進学ニーズを調べる目的で、第三者機関（株式会社採用総研）に委託し、平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月にかけて、本学学部（看護学部）の学生、病院で勤務する看護師を対象としたアンケート調査を実施した。

調査方法は、進学を検討すると見込まれる本学学部に所属する学生、大阪府内の看護師に対し、調査用紙と、説明資料のリーフレット「森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻＜仮称＞の概要」を配布し、調査を実施した【資料 2】。回答は 243 名から得られた。

まず、本学看護学専攻への興味関心について調査したところ、「大いに興味・関心がある」12 件、「興味・関心がある」26 件、の肯定的な回答を合算すると 38 件あった。「あまり興味・関心がない」が 50 件、「全く興味・関心がない」23 件であった。

次に、受験意向について調査したところ、「受験してみたい」14 件、「受験先として検討したい」15 件の肯定的な回答を合算すると 29 件あった。「受験先として考えないと思う」18 件、「わからない」が 19 件であった。

そして、入学意向について調査したところ、「入学を希望する」13 件、「条件を整えば入学を希望する」21 件の肯定的な回答を合算すると 34 件あった。「入学を希望しない」が 26 件、「その他」2 件であった。

これらの結果より、本学看護学専攻への入学意向について、「入学を希望する」の数は 13 件であった。これは入学定員 6 名に対して 2.17 倍である。また、受験意向と入学意向の調査結果をクロス集計したところ、「受験してみたい」との回答のうち「入学を希望する」との回答が 13 件あり、同じく入学定員の 2.17 倍である。

この調査結果と、今回の調査対象以外からの受験の可能性もあることから、本学看護学専攻の入学定員 6 名の学生は十分に確保できるものと考ええる。

3) 学生納付金の設定の考え方

(ア) 入学金等および授業料について

本学看護学修士課程では、入学金は 30 万円、授業料は 80 万円で、2 年間の合計は 190 万円となる。本学と類似した分野の看護学専攻がある奈良学園大学大学院は 170 万円、武庫川女子大学大学院は、入学金と授業料の 2 年間の合計が 188 万円、摂南大学大学院は、入学金と授業料の 2 年間の合計が 165 万円で本学と顕著な差は無い。

(イ) 検定料

本学看護学専攻の検定料は 3 万円とする。類似する奈良学園大学大学院、武庫川女子大学大学院、摂南大学大学院ともに 3 万 5 千円であり、本学と顕著な差は無い。

比較を【資料 3】にまとめている。

（２）学生確保に向けた具体的な取組状況

１）医療系資格保有者（社会人）への広報

大阪府内にある本学の連携病院や、本学実習生の受け入れ施設、本学卒業生の就職先施設に対し、本学看護学専攻の概要を記載したリーフレットを配布し、説明を行うことを予定している。

また、本学は学部生向けに就職合同説明会を開催しているが、その説明会に参加している施設担当者に対してリーフレットを配布し説明を行う。

２）現役学生への広報

本学学部の在学学生に対し、リーフレットの配布と説明会を後期オリエンテーション時等年数回の開催を予定している。

３）不特定対象者への広報

本学にて開催されるオープンキャンパス（年５回程度）にて、本学看護学専攻の設置構想について来場者にアナウンスし、相談希望者には大学院担当教員、事務職員などが対応する。また、本学ホームページにて情報を積極的に発信する。さらには、電話やホームページ上で相談窓口を設置し、問い合わせに対する対応を行う予定である。

２ 人材需要の動向等社会の要請

（１）人材の養成に関する目的、教育研究上の目的（概要）

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻では、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的とする。

疾病構造の変化や少子・高齢化、社会環境の変化に伴い、個人や家族、地域社会が抱える健康上の問題が多様化してきた。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病予防のための保健教育的機能の拡大、在院日数短縮に伴う訪問看護の拡充など、看護活動の場が多様化し、看護の役割も増えている。社会の多様なニーズに対応できる質の高い看護実践者の育成が必要である。

また、教育研究上の目的としては、４つの能力（科学的思考に基づく看護実践力、連携力とリーダーシップ、教育力、基礎的研究力）を修得させることを教育研究上の目的とする。

（２）（１）が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

１）業界団体からの要望

本学看護学専攻の設置に対しては、大阪府看護協会から以下の要望書【資料４】が寄せられ

ている。

「より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を思考するために、教育・研究的視点をもって指導的役割を果たすことができる看護実践者の養成に重点を置く看護学専攻を設置されようとしている。これは、現在の医療現場の要請にこたえるものであると考えられる。」

このように、本学看護学専攻の開設は地域の業界団体からも強く要望されており、社会的ニーズを踏まえたものであると考える。

2) 第三者機関によるアンケート調査の結果

また、本学看護学専攻への採用ニーズを調べる目的で、第三者機関（株式会社採用総研）に委託し、平成 30 年 11 月から平成 31 年 3 月にかけて、病院を対象としたアンケート調査を実施した【資料 5】。回答した施設は 10 施設であった。

本学看護学専攻修了者に対する採用意向について尋ねた設問では、「採用したい」が 7 件あった。また、本学看護学専攻修了者を毎年何人採用するか尋ねたところ、「3 人以上」が 2 件、「人数は未定」が 7 件であった。

採用意向についての回答と、毎年の採用予定人数についての回答をクロス集計したところ、「採用したい」と回答した 7 件のうち 2 件が、毎年の採用予定人数を「3 人以上」と答えており、看護学専攻修士課程修了者に対し、毎年少なくとも 6 人の求人が見込めることが分かった。また、「採用したい」と回答した 7 件のうち 5 件が毎年の採用予定人数を「人数未定」と答えており、人数未定を 1 件換算した場合においても、11 名と修了予定人数の 1.83 倍である。

このことから、入学定員が 6 名である本学看護学専攻の毎年の修了者に対する求人は、十分に見込めると考えられる。

以上

学生確保の見通し等を記載した書類 資料目次

資料 1 高齢化の推移と将来推計

資料 2 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査報告書

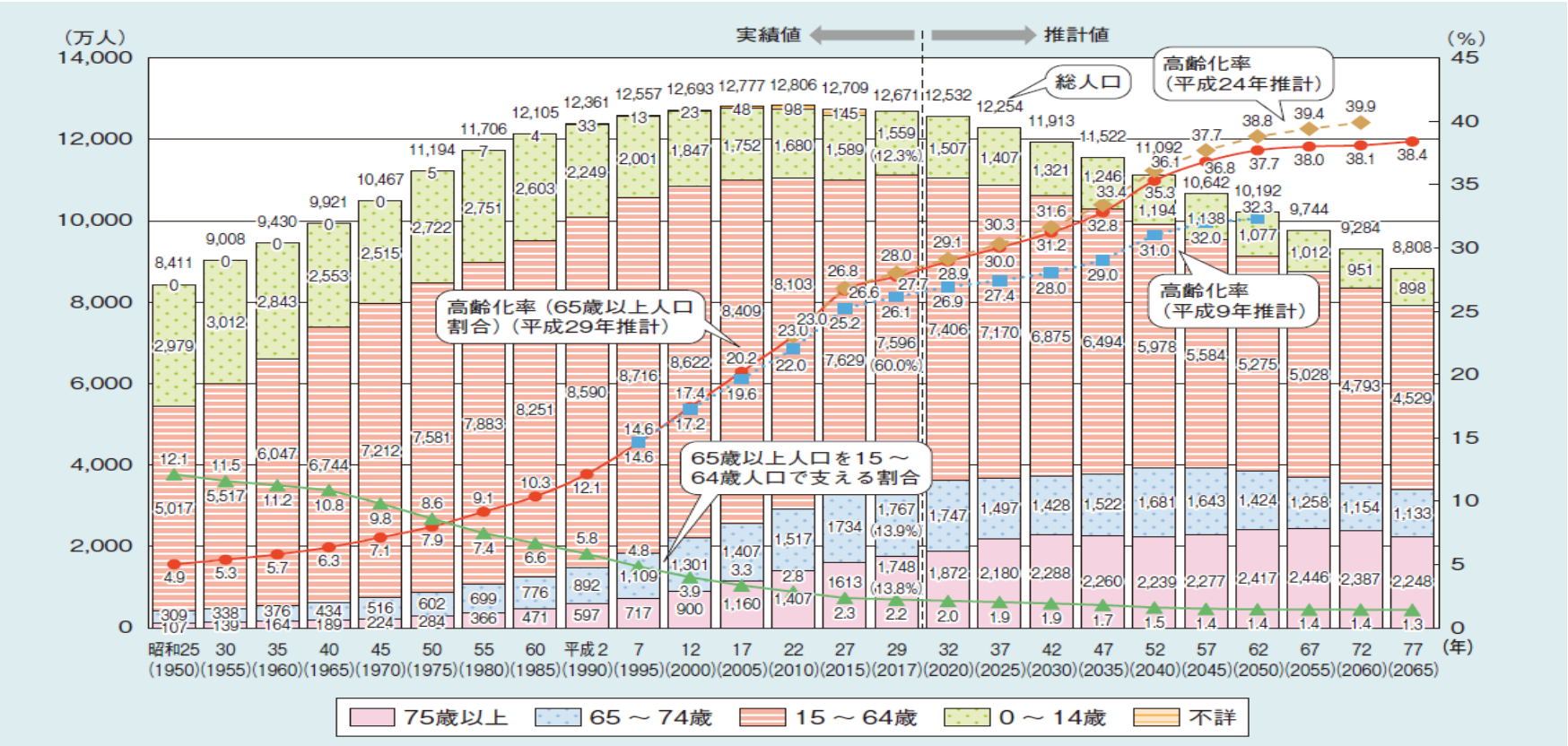
資料 3 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻＜仮称＞と類似する看護学専攻（修士課程）の学費と検定料

資料 4 大阪府看護協会からの要望書

資料 5 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻＜仮称＞の修了者の採用意向に関するアンケート調査報告書

高齢化の推移と将来推計

	65歳以上人口（万人）	総人口（万人）	高齢化率（65歳以上人口割合）
2025年	3,677	12,254	30.0
2030年	3,716	11,913	31.2
2035年	3,782	11,522	32.8
2040年	3,920	11,092	35.3
2045年	3,920	10,642	36.8
2050年	3,841	10,192	37.7



資料1

出典：内閣府「平成30年度版高齢社会白書」より抜粋

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学
専攻（修士課程）＜仮称＞への入学意向に関する
アンケート調査報告書

平成 31 年 3 月

株式会社 採用総研

目次

1. 調査概要	--- p. 3
(1) 調査目的	
(2) 調査対象	
(3) 調査方法	
(4) 調査実施期間	
(5) 調査対象者数等	

2. 調査結果	--- p. 4
---------	----------

3. 調査結果のまとめ	--- p. 6
-------------	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査 集計表	--- p. 7
--	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査 調査表とリーフレット（概要説明書）	--- p. 11
--	-----------

1. 調査概要

(1) 調査目的

当調査では、平成 32 年 4 月の森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞（以下、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程））の設置計画に向けて、同修士課程への入学意向を把握することを目的とした。

(2) 調査対象

当調査の対象者は、平成 32 年 4 月の森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への進学を検討すると見込まれる森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科に所属する学生、および卒業生、大阪府内の医療・介護職員であった。

	対象者(人)	回答者(人)	回答率(%)
本学学生	172	171	99.4
本学卒業生	10	6	60.0
病院勤務	66	66	100.0
合計	248	243	98.0

(3) 調査方法

森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への進学を検討すると見込まれる森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科に所属する学生、および卒業生、大阪府内の医療・介護関係者に対し、アンケート用紙と森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の概要資料を配布した。アンケート用紙の回収は、森ノ宮医療大学の看護学科生については学内で配布と回収を行い、その他の対象者には郵送し、回答後、森ノ宮医療大学事務局に返送してもらう形式にて行った。

この結果、243 名から回答があり、回収率は 98.0%であった。

回答済みアンケート用紙は大学にて集約し、第三者機関へ集計・分析を委託した。その集計結果より、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への入学意向を分析した。

(4) 調査実施期間

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

(5) 調査対象者数等

調査対象者数：248 名

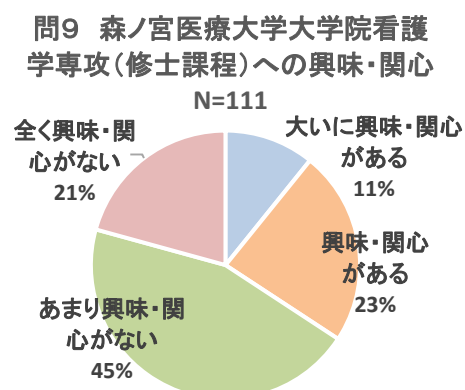
回収数：243 名

回収率：約 98.0%（回収数 243 名÷調査対象者数 248 名）

2. 調査結果

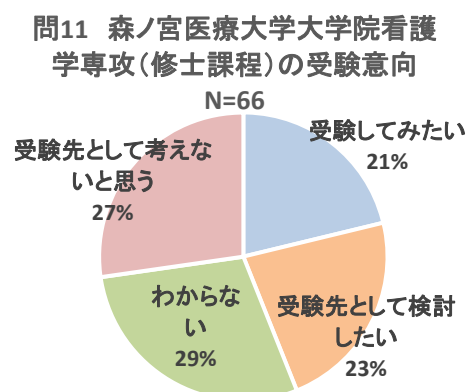
アンケートの問 9 にて森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味関心について調査したところ、「あまり興味・関心がない」が 50 件と最も多かった。次いで、「興味・関心がある」26 件、「全く興味・関心がない」23 件、「大いに興味・関心がある」12 件の順であった。

問9 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味・関心			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	12	11
2	興味・関心がある	26	23
3	あまり興味・関心がない	50	45
4	全く興味・関心がない	23	21
	合計	111	100



アンケートの問 11 にて森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の受験意向について調査したところ、「わからない」が 19 件と最も多かった。次いで、「受験先として考えないと思う」18 件、「受験先として検討したい」15 件、「受験してみたい」14 件であった。ただし、問 11 の回答者には問 9 で「あまり興味・関心がない」、「全く興味・関心がない」と回答した対象者が含まれる。

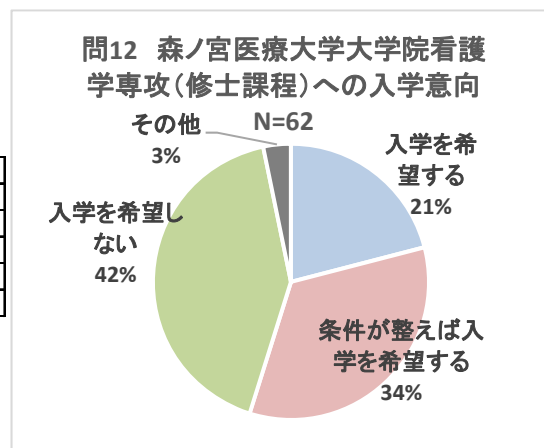
問11 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の受験意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	受験してみたい	14	21
2	受験先として検討したい	15	23
3	わからない	19	29
4	受験先として考えないと思う	18	27
	合計	66	100



アンケートの問12にて森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への入学意向について調査したところ、「入学を希望しない」が26件と最も多かった。次いで、「条件が整えば入学を希望する」21件、「入学を希望する」13件、「その他」2件であった。

また、「条件が整えば入学を希望する」と「入学を希望する」の肯定的な回答を合算すると34件であった。

問12 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への入学意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	13	21
2	条件が整えば入学を希望する	21	34
3	入学を希望しない	26	42
4	その他	2	3
	合計	62	100



森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の受験意向と入学意向の関係を調べるために、問11と問12のクロス集計を行った。その結果、問11で「受験してみたい」との回答のうち「入学を希望する」13件、「条件が整えば入学を希望する」、「入学を希望しない」、「その他」は0件であった。

また、問11で「受験先として検討したい」との回答のうち「入学を希望する」0件、「条件が整えば入学を希望する」13件、「入学を希望しない」2件、「その他」0件であった。加えて、問11で「わからない」との回答のうち「入学を希望する」0件、「条件が整えば入学を希望する」7件、「入学を希望しない」8件、「その他」2件であった。

受験意向と入学意向のクロス集計

		入学意向			
		入学を希望する	条件が整えば入学を希望する	入学を希望しない	その他
受験意向	受験してみたい	13	0	0	0
	受験先として検討したい	0	13	2	0
	わからない	0	7	8	2

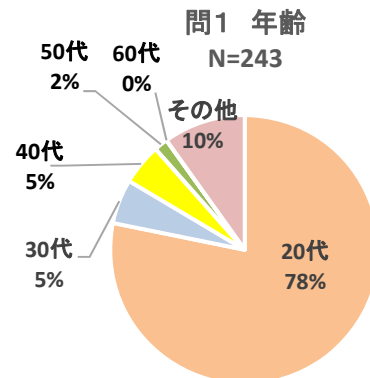
3. 調査結果のまとめ

調査結果より、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への入学意向について、「入学を希望する」の数は13件であった。これは入学定員6名に対して約2倍である。また、「入学を希望する」に加え、「条件が整えば入学を希望する」も含めた場合、入学に肯定的な回答数は34件となり、これは入学定員6名の約5.6倍である。さらに、クロス集計の結果、「受験してみたい」と回答し、かつ「入学を希望する」の数は13件であった。これは入学定員の約2倍である。

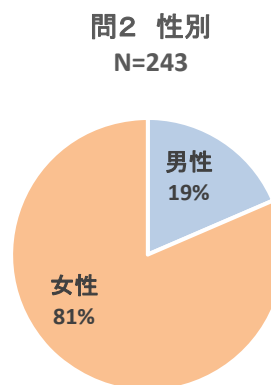
この調査結果と、今回の調査対象以外からの受験の可能性もあることから、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の入学定員6名の学生は十分に確保できるものと考えられる。

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査 集計表

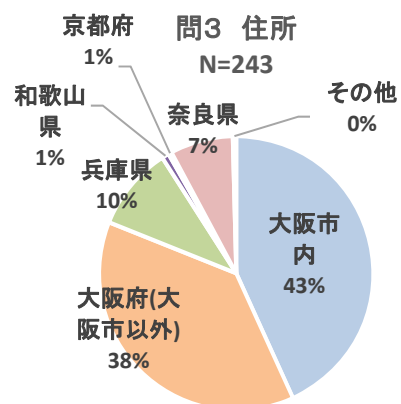
問1 年齢			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	20代	190	78
2	30代	13	5
3	40代	12	5
4	50代	4	2
5	60代	0	0
6	その他	24	10
	合計	243	100



問2 性別			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	男性	45	19
2	女性	198	81
	合計	243	100



問3 住所			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪市内	105	43
2	大阪府(大阪市以外)	92	38
3	兵庫県	24	10
4	和歌山県	2	1
5	京都府	1	1
6	滋賀県	0	0
7	奈良県	18	7
8	その他	1	0
	合計	243	100

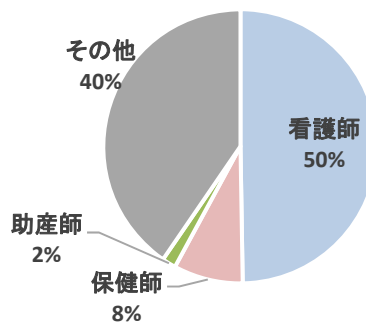


問4 有する医療系国家資格

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	看護師	91	50
2	保健師	15	8
3	助産師	3	2
4	その他	74	40
	合計	183	100

問4 有する医療系国家資格

N=183

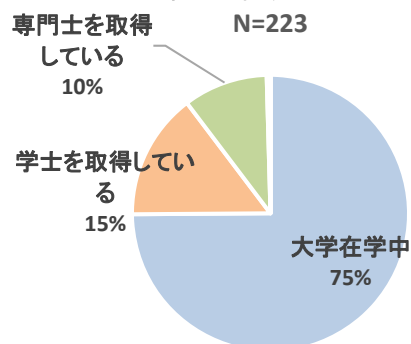


問5 有する学位

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学在学中	167	75
2	学士を取得している	33	15
3	専門士を取得している	22	10
4	すでに修士を取得している	1	0
5	すでに博士号を取得している	0	0
	合計	223	100

問5 有する学位

N=223

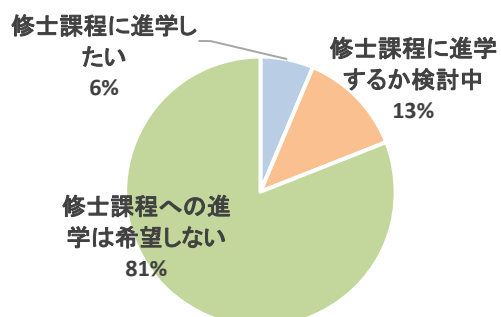


問6 修士課程への進学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	修士課程に進学したい	13	6
2	修士課程に進学するか検討中	26	13
3	修士課程への進学は希望しない	166	81
	合計	205	100

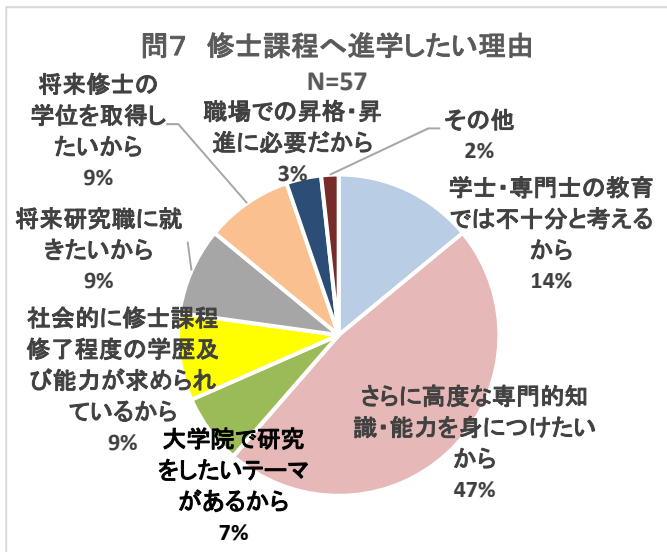
問6 修士課程への進学意向

N=205



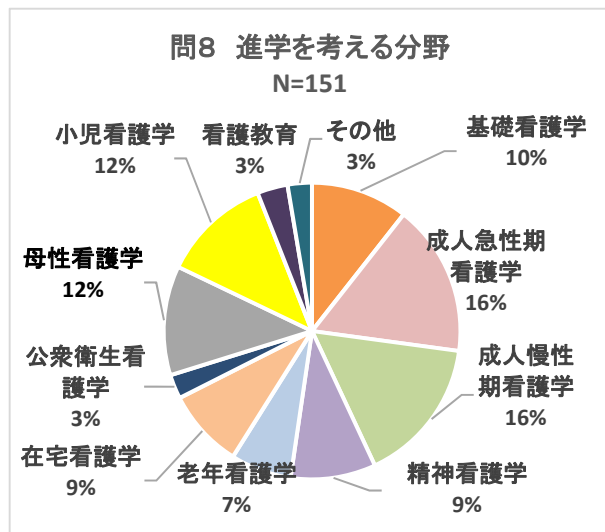
問7 修士課程へ進学したい理由

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	学士・専門士の教育では不十分と考えるから	8	14
2	さらに高度な専門的知識・能力を身につけたいから	27	47
3	大学院で研究をしたいテーマがあるから	4	7
4	社会的に修士課程修了程度の学歴及び能力が求められているから	5	9
5	将来研究職に就きたいから	5	9
6	将来修士の学位を取得したいから	5	9
7	職場での昇格・昇進に必要なから	2	3
8	その他	1	2
	合計	57	100



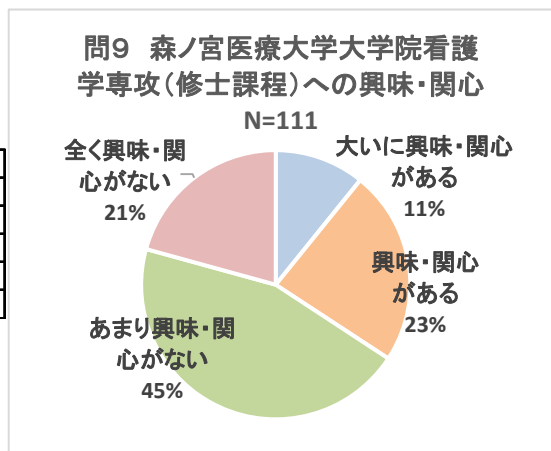
問8 進学を考える分野

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	基礎看護学	16	10
2	成人急性期看護学	25	16
3	成人慢性期看護学	24	16
4	精神看護学	14	9
5	老年看護学	10	7
6	在宅看護学	13	9
7	公衆衛生看護学	4	3
8	母性看護学	18	12
9	小児看護学	18	12
10	看護教育	5	3
11	その他	4	3
	合計	151	100



問9 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻(修士課程)への興味・関心

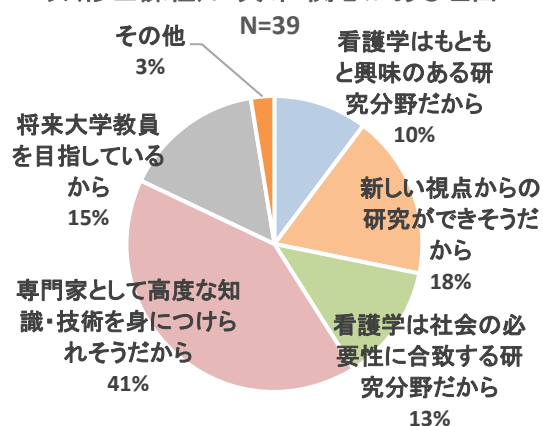
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	12	11
2	興味・関心がある	26	23
3	あまり興味・関心がない	50	45
4	全く興味・関心がない	23	21
	合計	111	100



問10 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）に興味・関心がある理由

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	看護学はもともと興味のある研究分野だから	4	10
2	新しい視点からの研究ができそうだから	7	18
3	看護学は社会の必要性に合致する研究分野だから	5	13
4	専門家として高度な知識・技術を身につけられそうだから	16	41
5	将来大学教員を目指しているから	6	15
6	その他	1	3
	合計	39	100

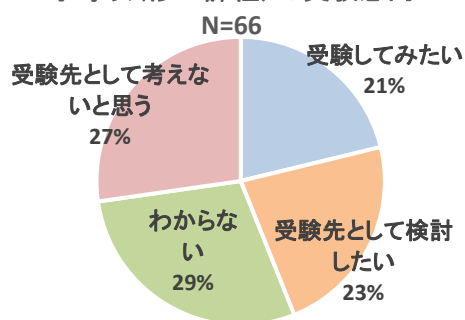
問10 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）に興味・関心がある理由



問11 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の受験意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	受験してみたい	14	21
2	受験先として検討したい	15	23
3	わからない	19	29
4	受験先として考えないと思う	18	27
	合計	66	100

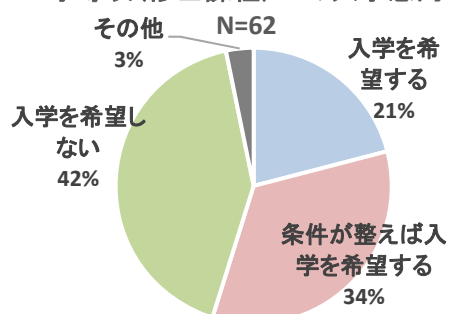
問11 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の受験意向



問12 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	13	21
2	条件が整えば入学を希望する	21	34
3	入学を希望しない	26	42
4	その他	2	3
	合計	62	100

問12 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への入学意向



森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞ に関するアンケート調査

- ・森ノ宮医療大学では、2020年4月に大学院保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞を設けることを検討しております。
- ・このアンケート調査は、設置計画の基礎資料とするためのものです。ご協力を賜りますようお願いいたします。
- ・このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用いられます。
- ・回答は、該当する番号を回答欄の□の中へ直接記入してください。

問1 あなたの年齢をおたずねします。次の中から1つ選んでください。【ご回答後は問2へお進みください。】

- 1 10代
- 2 20代
- 3 30代
- 4 40代
- 5 50代
- 6 その他（ ）

【回答欄】

問2 あなたの性別をおたずねします。次の中から1つ選んでください。【ご回答後は問3へお進みください。】

- 1 男性
- 2 女性

【回答欄】

問3 あなたのお住まいについておたずねします。次の中から1つ選んでください。

【ご回答後は問4へお進みください。】

- 1 大阪市内
- 2 大阪府（大阪市以外）
- 3 兵庫県
- 4 和歌山県
- 5 京都府
- 6 滋賀県
- 7 奈良県
- 8 その他（ ）

【回答欄】

問4 あなたがお持ちの医療系国家資格についておたずねします。次の中から当てはまるものを選んでください。（複数回答可）【ご回答後は問5へお進みください。】

- 1 看護師
- 2 保健師
- 3 助産師
- 4 その他（ ）

【回答欄】

次のページへお進みください



問5 あなたの学位についておたずねします。次の中から1つ選んでください。

- 1 大学に在学中
- 2 学士を取得している
- 3 専門士を取得している
- 4 すでに修士を取得している→修士 ()
- 5 すでに博士号を取得している→博士 ()

1～3を選ばれた方は問6へお進みください。
4、5を選ばれた方は問13へお進みください。

【回答欄】

問6 あなたは修士課程への進学についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選んでください。

- 1 修士課程に進学したい
- 2 修士課程に進学するか検討中
- 3 修士課程への進学は希望しない

1、2を選ばれた方は問7へお進みください。
3を選ばれた方は問13へお進みください。

【回答欄】

問7 問6で「修士課程に進学したい」「修士課程に進学するか検討中」と回答された方におたずねします。修士課程への進学はどのような理由からですか。次の中から2つまで選んでください。

ご回答後は問8へお進みください。

- 1 学士・専門士の教育では不十分と考えるから
- 2 さらに高度な専門的知識・能力を身につけたいから
- 3 大学院で研究をしたいテーマがあるから
- 4 社会的に修士課程修了程度の学歴及び能力が求められているから
- 5 将来研究職に就きたいから
- 6 将来博士の学位を取得したいから
- 7 職場での昇格・昇進に必要なだから
- 8 その他（具体的に：)

【回答欄】

問8 あなたが進学を考える分野を、次の中から3つまで選んでください。ご回答後は問9へお進みください。

- 1 基礎看護学
- 2 成人急性期看護学
- 3 成人慢性期看護学
- 4 精神看護学
- 5 老年看護学
- 6 在宅看護学
- 7 公衆衛生看護学
- 8 母性看護学
- 9 小児看護学
- 10 看護教育
- 11 その他（具体的に：)

【回答欄】

次のページへお進みください



【森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞について】

これ以降の問いには、「森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞」をお読みになってからお答えください。

問 9 あなたは森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞についてどのように考えますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 大いに興味・関心がある
- 2 興味・関心がある
- 3 あまり興味・関心がない
- 4 全く興味・関心がない

1、2を選ばれた方は問10へお進みください。
3、4を選ばれた方は問13へお進みください。

【回答欄】

問10 問9で「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」と回答された方におたずねします。それは、どのような理由からですか。次の中から1つ選んでください。 ご回答後は問11へお進みください。

- 1 看護学はもともと興味のある研究分野だから
- 2 新しい視点からの研究ができそうだから
- 3 看護学は社会の必要性に合致する研究分野だから
- 4 専門家として高度な知識・技術を身につけられそうだから
- 5 将来大学教員を目指しているから
- 6 その他（具体的に： _____）

【回答欄】

問11 あなたは新設される森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞を受験したいと思いますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 受験してみたい
- 2 受験先として検討したい
- 3 わからない
- 4 受験先として考えないと思う

1～3を選ばれた方は問12へお進みください。
4を選ばれた方は問13へお進みください。

【回答欄】

問12 あなたは新設される森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞を受験して合格したら、入学を希望しますか。次の中から1つだけ選んでください。 ご回答後は問13へお進みください。

- 1 入学を希望する
- 2 条件が整えば入学を希望する
- 3 入学を希望しない
- 4 その他（具体的に： _____）

【回答欄】

次のページへお進みください



問 1 3 森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞の設置計画について、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

今後、森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞に関する説明会の案内や資料等の送付をご希望される場合は、下記に氏名、住所、電話番号をご記入ください。

フリガナ

氏名

住所 〒

電話番号 ()

職業

2020年4月開設予定

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程 (仮称／構想中)

学 位:修士(看護学)

修業年限:2年

入学定員:6名

※構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります

▶ 出願資格

- ・大学を卒業、または2020年3月卒業見込みの方
- ・本学大学院が大学を卒業した方と同等以上の学力があると認めた方

【目的および養成する人材像】

(こんな人材を育てます)

本課程では、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的とします。

【教育研究上の目的】

(こんな能力を育てます)

- ・科学的思考に基づく看護実践力
- ・連携力とリーダーシップ
- ・教育力
- ・基礎的研究力

▶ 修了後の進路

- ・保健医療福祉機関等における高度な看護実践者、看護管理者、新人等の教育研修担当者
- ・大学等の看護基礎教育機関における教員
- ・大学院博士後期課程への進学等

▶ 学費

- ・入学金:300,000円
- ・授業料:800,000円
- ・委託徴収金:84,000円(2年次以降は30,000円)



森ノ宮医療大学 大学院

Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences

資料 3

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞と類似する
大学院看護学専攻（修士課程）の学費と検定料

類似する大学院看護学専攻（修士課程）とその学費 （単位：円）

	入学金	授業料	教育充実費	その他	検定料
武庫川女子大学 大学院 看護学研究科 看護学専攻	280,000 円	800,000 円 ＊前期・後期で半 額ずつ納入	200,000 円	教育後援会 特別会費 500 円	35,000 円
奈良学園大学大 学院 看護学研究科 看護学専攻	200,000 円	750,000 円 ＊一括または前 期・後期半額ずつ 納入	—	学生保険 料、研究、 実習費	35,000 円
摂南大学大学院 看護学研究科 看護学専攻	150,000 円	750,000 円 ＊前期・後期で半 額ずつ納入	120,000 円	委託徴収金 として年額 15,000 円を 徴収	35,000 円

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学
専攻（修士課程）＜仮称＞の修了者の採用意向に
関するアンケート調査報告書

平成 31 年 3 月

株式会社 採用総研

目次

1. 調査概要	--- p. 3
(1) 調査目的	
(2) 調査対象	
(3) 調査方法	
(4) 調査実施期間	
(5) 調査対象者数等	

2. 調査結果	--- p. 3
---------	----------

3. 調査結果のまとめ	--- p. 5
-------------	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞の修了生の採用意向に関するアンケート調査 集計表	--- p. 6
---	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞の修了生の採用意向に関するアンケート調査 調査表とリーフレット（概要説明書）	--- p. 10
---	-----------

1. 調査概要

(1) 調査目的

平成 32 年 4 月の森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞（以下、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程））の設置計画に向けて、大阪府内の病院・施設・教育機関等 10 施設の採用担当者にアンケートを実施し森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）＜仮称＞の修了生に対する病院等の採用意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

大阪府内の病院・医療施設等 10 施設の採用担当者

(3) 調査方法

大阪府内の病院・医療施設等 10 施設の採用担当者に森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）についてのアンケート用紙と概要資料を配布した。

アンケート用紙の回収は、回答後、森ノ宮医療大学事務局に返送してもらう形式にて行った。

この結果、10 施設から回答があり、回収率は 100%であった。

回答済みアンケート用紙は大学にて集約し、第三者機関へ集計・分析を委託した。その集計結果より、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者に対する採用意向を分析した。

(4) 調査実施期間

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

(5) 調査対象施設数等

調査対象施設数：10 施設

回収数：10 施設

回収率：100%（回収数 10 施設÷調査対象者数 10 施設）

2. 調査結果

問 5 にて今後の大学院修士課程修了者の採用予定を調査したところ、「欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する」が 5 件と最も多かった。次いで、「原則として毎年安定的に採用していく」が 2 件、「毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく」が 1 件の順であった。

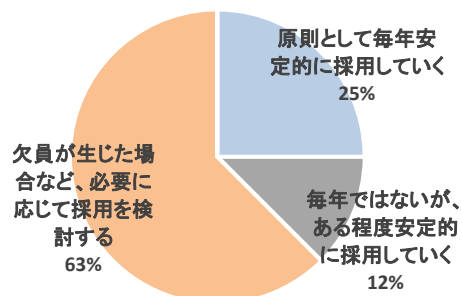
また、「原則として毎年安定的に採用していく」、「毎年ではないが、ある程度安定的

に採用していく」と積極的な回答を合算すると
3 件であった。

問5 今後の大学院修士課程修了者の採用予定

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	原則として毎年安定的に採用していく	2	25
2	毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく	1	12
3	欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する	5	63
4	採用しない	0	0
	合計	8	100

問5 今後の大学院修士課程修了者の採用予定 N=8



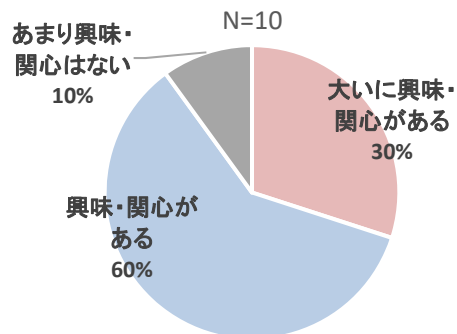
問7にて森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味・関心について調査したところ、「興味・関心がある」が6件と最も多かった。次いで、「大いに興味・関心がある」が3件、「あまり興味・関心はない」が1件の順であった。

また、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」と積極的な回答を合算すると9件であった。

問7 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味・関心

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	3	30
2	興味・関心がある	6	60
3	あまり興味・関心はない	1	10
4	全く興味・関心がない	0	0
	合計	10	100

問7 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味・関心 N=10

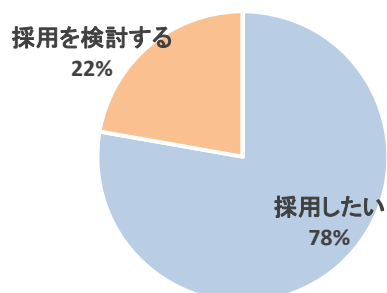


問9にて森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の採用意向について調査したところ、「採用したい」が7件と最も多かった。次いで、「採用を検討する」が2件であった。

問9 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	7	78
2	採用を検討する	2	22
3	採用しない	0	0
	合計	9	100

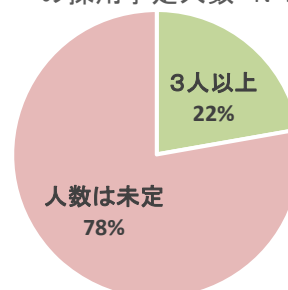
問9 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の採用意向 N=9



問 10 にて、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の毎年の採用人数を調査したところ、「人数は未定」が 7 件と最も多かった。次いで、「3 人以上」が 2 件であった。

問10 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の毎年の採用人数			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	0	0
2	2人	0	0
3	3人以上	2	22
4	人数は未定	7	78
	合計	9	100

問10 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻(修士課程)修了者の毎年の採用予定人数 N=9



森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の採用意向と毎年の採用人数の関係を調べるために、問 9 と問 10 のクロス集計を行った。その結果、問 9 で「採用したい」との回答のうち毎年の採用人数について「人数は未定」が 5 件、「3 人」が 2 件、「2 人」が 0 件、「1 人」が 0 件であった。

また、問 9 で「採用を検討する」との回答のうち毎年の採用人数について「人数は未定」が 2 件、「1 人」、「2 人」、「3 人」がいずれも 0 件であった。

採用意向と毎年の採用人数のクロス集計

		毎年の採用人数			
		1人	2人	3人	人数は未定
採用意向	採用したい	0	0	2	5
	採用を検討する	0	0	0	2
	採用しない	0	0	0	0

3. 調査結果のまとめ

調査結果より、調査対象となった病院・医療施設においては、臨床現場で求められている高度な知識・技術を持つ実践者および教育的指導者の役割を担う大学院修士課程修了者の採用意欲の高さが見受けられる。また、大学院修士課程修了者の看護研究能力にも期待されている。その中でも、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者を「採用したい」が 7 件であり、そのうち毎年の採用人数 3 名以上が 2 件、人数未定は 5 件であった。人数未定を 1 件換算した場合においても、修了予定人数のほぼ 2 倍である。

この調査結果から、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者 6 名の就職先は十分に確保できるものと考えられる。

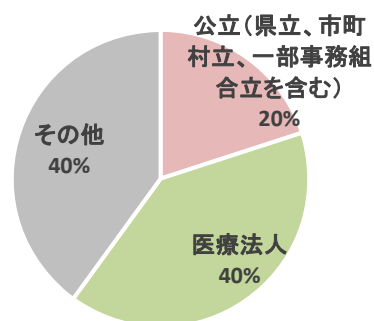
森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）の修了生の採用意向に関するアンケート調査 集計表

問1 設置主体

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	国 立	0	0
2	公立(県立、市町村立、一部事務組合立を含む)	2	20
3	医療法人	4	40
4	その他	4	40
	合計	10	100

問1 設置主体

N=10

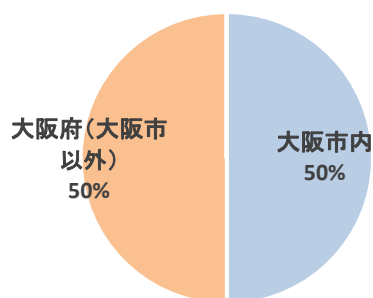


問2 所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪市内	5	50
2	大阪府(大阪市以外)	5	50
3	兵庫県	0	0
4	和歌山県	0	0
5	京都府	0	0
6	滋賀県	0	0
	合計	10	100

問2 所在地

N=10

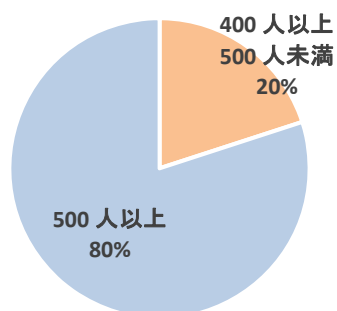


問3 職員数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	50 人未満	0	0
2	50 人以上100 人未満	0	0
3	100 人以上200 人未満	0	0
4	200 人以上300 人未満	0	0
5	300 人以上400 人未満	0	0
6	400 人以上500 人未満	2	20
7	500 人以上	8	80
	合計	10	100

問3 職員数

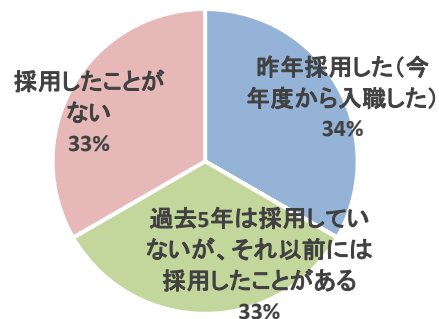
N=10



問4 大学院修士課程修了者の採用実績

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	昨年採用した(今年度から入職した)	3	33
2	昨年は採用していないが、過去5年以内に採用したことがある	0	0
3	過去5年は採用していないが、それ以前には採用したことがある	3	33
4	採用したことがない	3	33
	合計	9	100

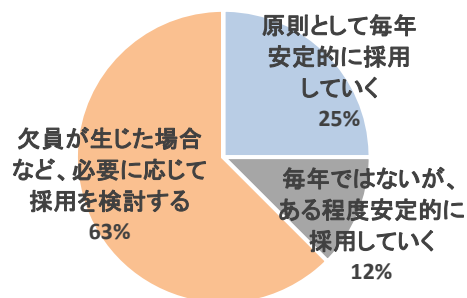
問4 大学院修士課程修了者の採用実績 N=9



問5 今後の大学院修士課程修了者の採用予定

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	原則として毎年安定的に採用していく	2	25
2	毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく	1	12
3	欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する	5	63
4	採用しない	0	0
	合計	8	100

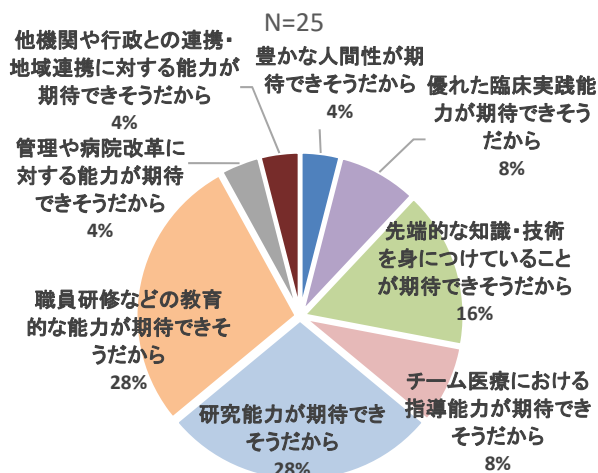
問5 今後の大学院修士課程修了者の採用予定 N=8



問6 大学院修士課程修了者の採用理由

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	豊かな人間性が期待できそうだから	1	4
2	優れた臨床実践能力が期待できそうだから	2	8
3	先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから	4	16
4	チーム医療における指導能力が期待できそうだから	2	8
6	研究能力が期待できそうだから	7	28
7	職員研修などの教育的な能力が期待できそうだから	7	28
8	管理や病院改革に対する能力が期待できそうだから	1	4
9	他機関や行政との連携・地域連携に対する能力が期待できそうだから	1	4
10	その他	0	0
	合計	25	100

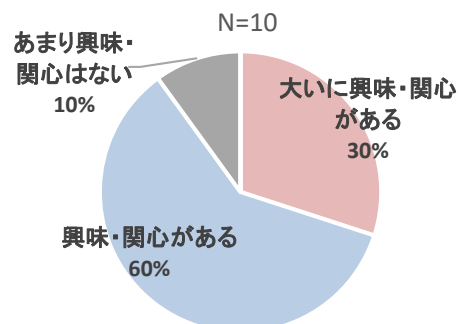
問6 大学院修士課程修了者の採用理由 N=25



問7 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味・関心

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	3	30
2	興味・関心がある	6	60
3	あまり興味・関心はない	1	10
4	全く興味・関心がない	0	0
	合計	10	100

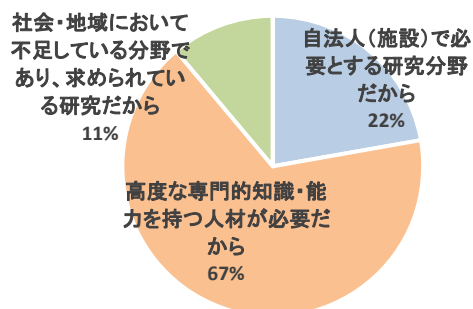
問7 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）への興味・関心



問8 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）に対する興味・関心がある理由

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自法人（施設）で必要とする研究分野だから	2	22
2	高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから	6	67
3	社会・地域において不足している分野であり、求められている研究だから	1	11
4	その他	0	0
	合計	9	100

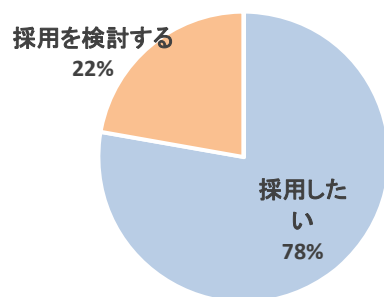
問8 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）に対する興味・関心がある理由 N=9



問9 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	7	78
2	採用を検討する	2	22
3	採用しない	0	0
	合計	9	100

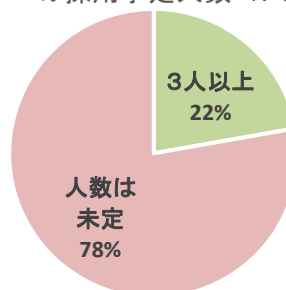
問9 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の採用意向 N=9



問10 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の毎年の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	0	0
2	2人	0	0
3	3人以上	2	22
4	人数は未定	7	78
	合計	9	100

問10 森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程）修了者の毎年の採用予定人数 N=9



- ・森ノ宮医療大学では、2020年4月に大学院保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞を設けることを検討しております。
- ・このアンケート調査は、設置計画の基礎資料とするためのものです。ご協力を賜りますようお願いいたします。
- ・このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用いられます。
- ・回答は、該当する番号を回答欄の の中へ直接記入してください。

ご回答後は問2へお進みください。

- 【回答欄】

7

ご回答後は問 3 へお進みください。

- 【回答欄】

ご回答後は問 4 へお進みください。

- 【回答欄】

10

ご回答後は問 5 へお進みください。

- 【回答欄】

11



問5 貴法人（施設）の今後の大学院修士課程修了者の採用予定についておたずねします。次の中から1つ選んでください。

- 1 原則として毎年安定的に採用していく
- 2 毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく
- 3 欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する
- 4 採用しない

1～3を選ばれた方は問6へお進みください。

4を選ばれた方は問11へお進みください。

【回答欄】

問6 問5で「原則として毎年安定的に採用していく」「毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく」「欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する」と回答された方におたずねします。大学院修士課程修了者の採用理由は何ですか。次の中から該当するものを3つまで選んでください。ご回答後は問7にお進みください。

- 1 豊かな人間性が期待できそうだから
- 2 優れた臨床実践能力が期待できそうだから
- 3 先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから
- 4 チーム医療における指導能力が期待できそうだから
- 6 研究能力が期待できそうだから
- 7 職員研修などの教育的な能力が期待できそうだから
- 8 管理や病院改革に対する能力が期待できそうだから
- 9 他機関や行政との連携・地域連携に対する能力が期待できそうだから
- 10 その他（具体的に： _____）

【回答欄】

【森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞について】

これ以降の間には、「森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞の概要」をお読みになってからお答えください。

問7 貴法人（施設）では本学の大学院修士課程についてどう考えますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 大いに興味・関心がある
- 2 興味・関心がある
- 3 あまり興味・関心はない
- 4 全く興味・関心がない

1、2を選ばれた方は問8へお進みください。

3、4を選ばれた方は問11へお進みください。

【回答欄】

問8 問7で「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」と回答された方におたずねします。それは、どのような理由からですか。次の中から1つ選んでください。ご回答後は問9へお進みください。

- 1 自法人（施設）で必要とする研究分野だから
- 2 高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから
- 3 社会・地域において不足している分野であり、求められている研究だから
- 4 その他（具体的に： _____）

【回答欄】

問 9 貴法人（施設）では将来、本学の大学院修士課程（看護学専攻）修了者の採用を考えますか。次の中から 1 つ選んでください。

- 1 採用したい
- 2 採用を検討する
- 3 採用しない

{	1、2 を選ばれた方は問 10 へお進みください。
	3 を選ばれた方は問 11 へお進みください。

【回答欄】

問 10 将来、本学の大学院修士課程（看護学専攻）修了者を、毎年何人程度採用したいと考えますか。次の中から 1 つ選んでください。

ご回答後は問 11 へお進みください。

- 1 1 人
- 2 2 人
- 3 3 人以上
- 4 人数は未定

【回答欄】

問 11 森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞の設置計画について、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

今後、森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻（修士課程）＜仮称＞に関する説明会の案内や資料等の送付をご希望される場合は、下記に法人（または施設）名、住所、担当部署名、担当者名、電話番号をご記入ください。

法人（または施設）名

住所 〒

担当部署名

担当者名

電話番号 ()

2020年4月開設予定

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程 (仮称／構想中)

学 位:修士(看護学)

修業年限:2年

入学定員:6名

※構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります

▶ 出願資格

- ・大学を卒業、または2020年3月卒業見込みの方
- ・本学大学院が大学を卒業した方と同等以上の学力があると認めた方

【目的および養成する人材像】

(こんな人材を育てます)

本課程では、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的とします。

【教育研究上の目的】

(こんな能力を育てます)

- ・科学的思考に基づく看護実践力
- ・連携力とリーダーシップ
- ・教育力
- ・基礎的研究力

▶ 修了後の進路

- ・保健医療福祉機関等における高度な看護実践者、看護管理者、新人等の教育研修担当者
- ・大学等の看護基礎教育機関における教員
- ・大学院博士後期課程への進学等

▶ 学費

- ・入学金:300,000円
- ・授業料:800,000円
- ・委託徴収金:84,000円(2年次以降は30,000円)



森ノ宮医療大学 大学院

Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オギハラトシオ 荻原俊男 ＜平成23年4月1日＞		医学博士		森ノ宮医療大学学長 (平成23.4～令和3.3)

教 員 の 氏 名 等												
(保健医療学研究科看護学専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授	ムカミ イクミ 村上 生美 ＜令和2年4月＞		博士 (工学)		保健医療教育特論 ※ 看護教育学特論 看護技術特論 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1前 1前 1後 1通 2通	0.9 2 2 2 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 教授 (平23.4)	5日
2	専	教授	ヨシムラ ヤスコ 吉村 弥須子 ＜令和2年4月＞		博士 (看護学)		QOL評価法特論 成人看護支援特論 ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 1前 1後 1通 2通	2 1.1 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 教授 (平23.4)	5日
3	専	教授	モリ ミユキ(ヒロコ) 森 美侑紀 (広子) ＜令和2年4月＞		博士 (医学)		代替・統合医療特論 ※ 看護ケア特論 ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1前 1後 1通 2通	0.2 0.8 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平25.4)	5日
4	専	教授	クモト ユキコ 久木元 由紀子 ＜令和2年4月＞		修士 (看護学)		英語文献講読 ※ 成人看護支援特論 ※ 看護ケア特論 ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 1前 1前 1後 1通 2通	0.4 0.9 1.2 2 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平27.4)	5日
5	専	教授	イヅミ カコ 伊津美 孝子 ＜令和2年4月＞		博士 (工学)		チーム医療特論 ※ 看護研究特論 ※ 看護理論特論 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1前 1前 1後 1通 2通	0.2 1 2 2 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平23.4)	5日
6	専	教授	ナカニシ ノブコ 中西 伸子 ＜令和2年4月＞		博士 (看護学)		看護研究特論 ※ 育成看護学特論 ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1前 1後 1通 2通	0.5 1 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 助産学専攻科 教授 (平30.4)	5日
7	専	教授	マエカミ ヨシヒロ 前川 佳敷 ＜令和2年4月＞		博士 (医学)		チーム医療特論 ※ フィジカルアセスメント 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1後 1後 1通 2通	0.2 2 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平28.4)	5日
8	専	教授	シミズ ヨウコ 清水 容子 ＜令和2年4月＞		修士 (学術)		療養支援看護学特論Ⅰ (在宅・老年) ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1後 1通 2通	0.7 2 4 4	1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平25.4)	5日
9	専	教授	ハシモト トミコ 橋本 富子 ＜令和2年4月＞		修士 (臨床教育学)		育成看護学特論 ※ 家族看護学特論 ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1前 1後 1通 2通	0.6 0.9 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平27.4)	5日
10	専	教授	オオマエ エリカ 大巻 悦子 ＜令和2年4月＞		修士 (学校教育学)		家族看護学特論 ※ 公衆衛生看護学特論 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1後 1後 1通 2通	1.1 2 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 教授 (平23.4)	5日

教 員 の 氏 名 等												
(保健医療学研究科看護学専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
11	専	講師	ハスイケ ミツト 蓮池 光人 ＜令和2年4月＞		博士 (看護学)		看護研究特論 ※ 療養支援看護学特論Ⅱ (精神) 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1前 1後 1通 2通	0.5 2 2 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 講師 (平27.4)	5日
12	専	准教授	スミダ ヨウコ 住田 陽子 ＜令和2年4月＞		修士 (看護学)		看護管理特論 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 1後 1通 2通	2 2 4 4	1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 講師 (平23.4)	5日
13	専	講師	カシノ ヨウコ 鍛冶 葉子 ＜令和2年4月＞		修士 (人間科学)		療養支援看護学特論Ⅰ (在宅・老年) ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1後 1通 2通	0.5 2 4 4	1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部看護学科 講師 (平30.4)	5日
14	専	准教授	ソトムラ マサコ 外村 昌子 ＜令和2年4月＞		修士 (看護学)		療養支援看護学特論Ⅰ (在宅・老年) ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1後 1通 2通	0.8 2 4 4	1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部看護学科 講師 (平25.4)	5日
15	専	講師	アヤマ ケイコ 青山 桂子 ＜令和2年4月＞		博士 (医学)		育成看護学特論 ※ 専門演習 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1前 1後 1通 2通	0.4 2 4 4	1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 助産学専攻科 講師 (平30.4)	5日
16	兼任	教授 (研究科 長)	ヤマタ ヒトシ 山下 仁 ＜令和2年4月＞		博士 (保健学)		保健医療研究方法論 ※ 代替・統合医療特論 ※ 英語文献講読 ※	1前 1前 1後	1.4 1.8 0.6	1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科教授 (平19.4)	
17	兼任	教授	アキモトキ 青木 元邦 ＜令和2年4月＞		博士 (医学)		保健医療研究方法論 ※	1前	0.1	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 理学療法学科教授 (平19.4)	
18	兼任	教授	イデグチ ノリオ 井手口 範男 ＜令和2年4月＞		修士 (人間科学)		保健医療研究方法論 ※	1前	0.1	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科教授 (平27.4)	
19	兼任	教授	モリタニ マサユキ 森谷 正之 ＜令和2年4月＞		博士 (歯学)		保健医療研究方法論 ※	1前	0.2	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 理学療法学科教授 (平20.4)	
20	兼任	教授	オイト ジュンシ 老田 準司 ＜令和2年4月＞		教育学士		保健医療教育特論 ※	1前	0.7	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科教授 (平24.4)	
21	兼任	教授	ナハタ トモユキ 鍋田 智之 ＜令和2年4月＞		修士 (保健医療学)		保健医療教育特論 ※	1前	0.2	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科教授 (平24.9)	
22	兼任	教授	フジシゲ（ナカジマ） ヒロコ 藤重（中嶋） 仁子 ＜令和2年4月＞		博士 (言語文化学)		英語文献講読 ※	1後	0.8	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科教授 (平19.4)	
23	兼任	教授	ヨコイ カツシ 横井 賀津志 ＜令和2年月＞		博士 (医学)		チーム医療特論 ※	1前	0.2	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 作業療法学科教授 (平28.4)	
24	兼任	教授	コミヤマ ヤスヒロ 小宮山 恭弘 ＜令和2年4月＞		博士 (生活科学)		チーム医療特論 ※	1前	0.2	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 臨床検査学科教授 (平28.4)	

教 員 の 氏 名 等												
（保健医療学研究科看護学専攻）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 （千円）	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位	当 年 開 講 数	現 職 （就任年月）	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
25	兼任	准教授	マエダ カオル 前田 薫 ＜令和2年4月＞		博士 （医学）		保健医療研究方法論 ※ 英語文献講読 ※	1前 1後	0.1 0.2	1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 理学療法学科准教授 （平20.4）	
26	兼任	准教授	マシヤマ ショウコ 増山 祥子 ＜令和2年4月＞		修士 （心身健康科学）		チーム医療特論 ※ 保健医療研究方法論 ※	1前 1前	0.2 0.1	1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科准教授 （平21.4）	
27	兼任	准教授	ナカネ セイヤ 中根 征也 ＜令和2年4月＞		修士 （学術）		チーム医療特論 ※ 保健医療教育特論 ※	1前 1前	0.2 0.2	1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 理学療法学科 准教授 （平26.4）	
28	兼任	講師	フジエ タツロウ 藤江 建朗 ＜令和2年4月＞		修士 （応用情報科学）		チーム医療特論 ※	1前	0.2	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 臨床工学科 講師 （平30.4）	
29	兼任	講師	ニシダ ナオコ 西田 直子 ＜令和2年4月＞		修士 （社会学）		看護倫理特論	1前	1	1	京都先端科学大学 健康医療学部 看護学科 教授 （平27.4）	
30	兼任	講師	オオハタ トオル 大形 徹 ＜令和2年4月＞		修士 （文学）		東洋医学史特論	1前	2	1	大阪府立大学 人間社会学部教授 （昭63.4）	
31	兼任	講師	ワカムラ トモコ 若村 智子 ＜令和2年4月＞		博士 （生活環境学）		ヒューマンケア倫理特論	1後	2	1	京都大学 医学部人間健康科学科 看護学専攻教授 （平16.4）	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	人	2人	1人	6人	
	修 士	人	人	人	1人	1人	2人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	1人	4人	人	2人	1人	8人	
	修 士	人	人	1人	3人	1人	2人	人	7人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。